



福島医発第316号（地）

平成24年4月27日

各医師会長 殿

福島県医師会

会長 松田 峻一良

（公印省略）

医療計画について

今般、厚生労働省より各都道府県宛に、二件の医療計画に関する通知（医政局長通知及び医政局指導課長通知）が発出された旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

第一に、医政局長通知は、社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）及び「医療提供体制の確保に関する基本方針」の改正（平成24年3月22日付官報を同封）の趣旨を踏まえた医療計画の見直しについて、特に留意する事項及び医療計画作成指針を示すものであります。

まず、「4疾病5事業」の4疾病に精神疾患を追加し、さらに在宅医療を加えて、「5疾病・5事業及び在宅医療」に係る医療連携体制に関する事項を医療計画（原則として平成25年4月開始）に定めることとされました。また、医療計画の実効性を一層高めるために政策循環の仕組みを強化するとともに、ストラクチャー・プロセス・アウトカムに分類した指標（必須指標、推奨指標等）により、現状把握を行うことで客観的に比較できるようにしたとされております。

次に、医療従事者の確保については、地域医療支援センター等の組織の設置とともに、必要な施策について地域の医療関係者等と協議の上推進していくことが必要であるとされております。

また、既設の二次医療圏が入院に係る医療を提供する一体の圏域として成り立っていない場合は見直しについて検討することとされ、特に、人口規模が20万人未満かつ二次医療圏内の病院の療養病床及び一般病床の推計流入入院患者割合が20%未満、推計流出院患者割合が20%以上の場合は設定の見直しを検討することが必要であるとされております。なお、医政局長通知の別紙様式の添付は省略されております。

第二に、医政局指導課長通知は、5疾病・5事業及び在宅医療に係る医療体

制の構築に係る指針を示すものであります。指針別表では指標例が示され、経年的あるいは医療圏間での比較・評価等が可能で、数値で把握できる情報に関して、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）、独自調査やデータの解析等により入手可能な指標（推奨指標）は、原則として医療計画に記載するとされております。その他、有床診療所の位置づけやJMAT（日本医師会災害医療チーム）の記載もなされております。

また、5疾病・5事業及び在宅医療に係る医療計画の作成は、前回指針（平成19年）と同様に、「各都道府県が患者動向、医療資源当地域の実情に応じて構築するものであること」、「医療対瀬区の構築のための目安であり、必ずしもこれに縛られるものではないこと」、「地域の実情に応じて必要性の高いものから優先的に取り組むことが必要であること」などが留意点として掲げられております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

なお、日本医師会においては、医療計画の見直しに当たり、厚生労働省検討会等の場で、「国の政策の一方的な押し付けに従うものではなく、地域の実情を十分に反映し、適切な医療連携を構築することができるものでなければならぬ。」旨の主張を行ってこられた経緯がありますことを申し添えます。

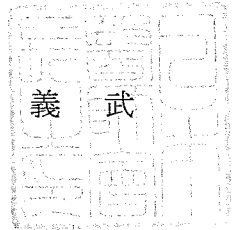
日医発第 70 号 (地 I 13)

平成 24 年 4 月 19 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武



医療計画について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

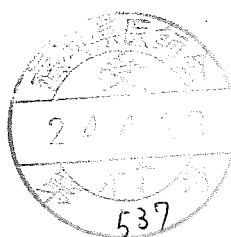
さて今般、厚生労働省より各都道府県宛に、二件の医療計画に関する通知（医政局長通知及び医政局指導課長通知）が発出されるとともに、本会に対しても了知方依頼がありました。

第一に、医政局長通知は、社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）及び「医療提供体制の確保に関する基本方針」の改正（平成 24 年 3 月 22 日付官報を同封）の趣旨を踏まえた医療計画の見直しについて、特に留意する事項及び医療計画作成指針を示すものであります。

まず、「4 疾病 5 事業」の 4 疾病に精神疾患を追加し、さらに在宅医療を加えて、「5 疾病・5 事業及び在宅医療」に係る医療連携体制に関する事項を医療計画（原則として平成 25 年 4 月開始）に定めることとされました。また、医療計画の実効性を一層高めるために政策循環の仕組みを強化するとともに、ストラクチャー・プロセス・アウトカムに分類した指標（必須指標、推奨指標等）により、現状把握を行うことで客観的に比較できるようにしたとされています。

次に、医療従事者の確保については、地域医療支援センター等の組織の設置とともに、必要な施策について地域の医療関係者等と協議の上推進していくことが必要であるとされております。

また、既設の二次医療圏が入院に係る医療を提供する一体の圏域として成り立っ



ていない場合は見直しについて検討することとされ、特に、人口規模が20万人未満かつ二次医療圏内の病院の療養病床及び一般病床の推計流入入院患者割合が20%未満、推計流出入院患者割合が20%以上の場合は設定の見直しを検討することが必要であるとされております。なお、医政局長通知の別紙様式の添付は省略されております。

第二に、医政局指導課長通知は、5疾病・5事業及び在宅医療に係る医療体制の構築に係る指針を示すものであります。指針別表では指標例が示され、経年的あるいは医療圏間での比較・評価等が可能で、数値で把握できる情報に関して、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）、独自調査やデータの解析等により入手可能な指標（推奨指標）は、原則として医療計画に記載するとされております。その他、有床診療所の位置づけやJMAT（日本医師会災害医療チーム）の記載もなされております。

また、5疾病・5事業及び在宅医療に係る医療計画の作成は、前回指針（平成19年）と同様に、「各都道府県が患者動向、医療資源等地域の実情に応じて構築するものであること」、「医療体制の構築のための目安であり、必ずしもこれに縛られるものではないこと」、「地域の実情に応じて必要性の高いものから優先的に取り組むことが必要であること」などが留意点として掲げられております。

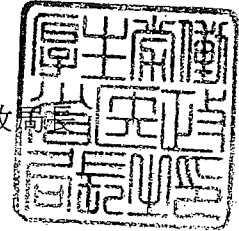
日本医師会では、医療計画の見直しに当たり、厚生労働省検討会等の場で、「国の政策の一方向的な押し付けに従うものではなく、地域の実情を十分に反映し、適切な医療連携を構築することができるものでなければならない。」旨の主張を行ってきた経緯があります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴都道府県において医療計画の作成が審議される際には、医療審議会及びその「作業部会」（圏域の設定や数値目標などの検討）や「圏域連携会議」において、主導的な役割を果たしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。また、災害医療については、JMATの位置づけについてご高配いただければ幸甚に存じます。

医政発 0330 第 44 号
平成 24 年 3 月 30 日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



医療計画について

標記について、別添のとおり各都道府県知事あてに通知しましたので、ご
知方よろしく願いいたします。

医政発 0330 第 28 号
平成 24 年 3 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医療計画について

我が国の社会保障改革については、「社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）」（以下「大綱」という。）に基づき、急性期をはじめとする医療機能の強化、病院・病床機能の役割分担・連携の推進、在宅医療の充実等を内容とする医療サービス提供体制の制度改革に取り組むこととされた。

大綱では、平成 24 年度における都道府県による新たな医療計画（平成 25 年度より実施）の策定に向け、

- ① 医療機能の分化・連携を推進するため、医療計画の実行性を高めるよう、二次医療圏の設定の考え方を明示するとともに、疾病・事業ごとの PDCA サイクルを効果的に機能させる
- ② 在宅医療について、達成すべき目標、医療連携体制、人材確保等を記載する
- ③ 精神疾患を既存の 4 疾病に追加し、医療連携体制を構築するなどの観点から、医療計画作成指針を見直すこととされている。

また、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 30 条の 3 第 1 項の規定に基づき、医療提供体制の確保に関する基本方針（平成 19 年厚生労働省告示第 70 号。以下「基本方針」という。）が、本年 3 月 22 日に改正され、本年 4 月 1 日からの適用とされたところである。

本改正においては、人口の急速な高齢化や社会構造の多様化・複雑化等に伴う患者の疾病構造の変化に対応するため、

- ① 精神疾患の医療連携体制に求められる機能の明示
- ② 居宅等における医療（在宅歯科医療を含む。以下「在宅医療」という。）の医療連携体制に求められる機能の明示
- ③ 疾病・事業及び在宅医療のそれぞれに係る地域の医療提供体制の現状の把握、課題の抽出、目標設定、施策の明示、達成状況等の調査・分析・評価などの見直しが行われたところである。

都道府県においては、患者本位の、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築し、国民の医療に対する安心、信頼の確保を図るために、大綱及び

今般の基本方針の改正の趣旨を踏まえた医療計画の見直しを通じて、医療計画をより一層有効に機能させていくことが求められている。また、そのために必要な人材の育成を継続的に行っていくことも重要である。

新たな医療計画の見直しについては、原則として、現行の計画期間に関わらず、平成 25 年 4 月からの適用を目指していることから、都道府県においては、前述の趣旨にのっとり、医療計画の見直しの趣旨、内容の周知徹底を図るとともに、別紙「医療計画作成指針」（以下「指針」という。）に示す具体的手順を参考としながら、その作成と推進に遺憾なきを期されたい。

厚生労働省としては、都道府県の PDCA サイクルを効果的に機能させる取り組みを支援するため、疾病・事業及び在宅医療ごとの指標を示すこととしているが、各都道府県の取り組み等を踏まえ、都道府県が指標を用いて把握した現状の公表、新たな指標の検討や医療計画の評価手順のあり方の検討等も随時行っていくことを考えている。

また、都道府県においても、地域の実情に応じて独自に指標を開発していくことが望ましい。独自に開発した指標が全国で参考になると考えられる場合は、厚生労働省に報告することをお願いする。

なお、医療計画の作成に当たり、特に留意する事項については、以下に記す。また、「医療計画について」（平成 19 年 7 月 20 日医政発第 0720003 号医政局長通知）は廃止する。

記

1 医療計画の作成について

医療計画の作成に当たっては、指針を参考として、基本方針に即して、かつ、医療提供体制の現状、今後の医療需要の推移等地域の実情に応じて、関係者の意見を十分踏まえた上で行なうこと。

2 医療連携体制について

- (1) 医療計画の記載事項として、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の 4 疾病に、新たに精神疾患を追加し、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）の 5 事業並びに在宅医療（以下「5 疾病・5 事業及び在宅医療」という。）に係る医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制（以下「医療連携体制」という。）に関する事項を医療計画に定めることとされたこと。

また、5 疾病・5 事業及び在宅医療については、全都道府県共通の、病

期・医療機能及びストラクチャー・プロセス・アウトカムに分類した指標を用いることなどにより、地域の医療提供体制に関する調査を通じて現状を把握した上で、別に通知する指針で述べる 5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれについての目指すべき方向（以下「目指すべき方向」という。）の各事項を踏まえて、課題を抽出し、課題の解決に向けた数値目標の設定及び施策の明示、それらの進捗状況の評価等を実施する。その際には、個々の施策が数値目標の改善にどれだけの効果をもたらしているか、また、目指すべき方向の各事項に関連づけられた施策群が全体として効果を発揮しているかという観点も踏まえ、個々の施策や数値目標並びに目指すべき方向への達成状況の評価を行い、その評価結果を踏まえ、必要に応じて医療計画の見直しを行う仕組みを、政策循環の中に組み込んでいくことが必要となること。

これは医療計画の実効性をより一層高めるために政策循環の仕組みを強化するとともに、共通の指標により現状把握を行うことで都道府県ごと、二次医療圏ごとの医療提供体制を客観的に比較できるようにしたことに留意すること。なお、上記の指標については、別途通知する疾病・事業及び在宅医療の医療提供体制構築に係る指針で示すこととしており、全都道府県で入手可能な指標（以下「必須指標」という。）、独自調査やデータの解析等により入手可能な指標（以下「推奨指標」という。）などに分類される。各都道府県は、少なくとも「必須指標」及び「推奨指標」により把握した数値を医療計画に記載した上で、地域の医療提供体制についての現状把握を行うことが必要である。

また、例示した指標のうち「必須指標」及び「推奨指標」以外の指標も含め、現状把握のために活用するか否かについて、作業部会等で検討を行うとともに、その結果を公表し、厚生労働省に報告すること。

（参考）

ストラクチャー指標

：医療サービスを提供する物質資源、人的資源及び組織体制を測る指標

プロセス指標

：実際にサービスを提供する主体の活動や、他機関との連携体制を測る指標

アウトカム指標

：医療サービスの結果としての住民の健康状態を測る指標

- (2) 医療計画に定める疾病に新たに追加された精神疾患の医療体制の構築にあたっては、以下の目的を達成するために、医療機能に着目した診療実

施設等の役割分担の明確化などを通じて、発症から診断、治療、地域生活・社会復帰までの支援体制を明示すること。

- ① 住み慣れた身近な地域で基本的な医療支援を受けられる体制を構築すること。
 - ② 精神疾患の患者像に応じた医療機関の機能分担と連携により、適切に保健・福祉・介護・生活支援・就労支援等のサービスと協働しつつ、総合的に必要な医療を受けられる体制を構築すること。
 - ③ 症状が多彩にもかかわらず自覚しにくい、症状が変化しやすい等のため、医療支援が届きにくいという特性を踏まえ、アクセスしやすく、必要な医療を受けられる体制を構築すること。
 - ④ 手厚い人員体制や退院支援・地域連携の強化など、必要な時に入院し、できる限り短期間で退院できる体制を構築すること。
 - ⑤ 医療機関等が提供できる医療支援の内容や実績等についての情報を積極的に公開することで、患者が医療支援を受けやすい環境を構築すること。
- (3) また、医療体制を充実・強化することとなった在宅医療については、以下の目的を達成するために、在宅医療についての地域の医療提供体制の確保の状況、その連携状況及び患者急変時等の支援体制、医療従事者の確保を明示すること。
- ① 患者自身が疾病等により通院困難な状態になっても、最後まで居宅等で必要な医療を受けられる体制を構築すること。
 - ② そのため、地域にどのような診療所、病院、訪問看護ステーション、調剤を実施する薬局等が存在し、かつ、どのような連携体制を組んでいるのか、また、患者の状態等に応じて適切な他の医療提供者等にどのように紹介するのかなどの仕組みがわかりやすく理解できるようにすること。
 - ③ 適切な療養環境を確保し、虚弱な状態になっても最後まで居宅等で暮らし続けたいと希望する患者や住民が安心感を持てるようにすること。
- なお、歯科口腔ケアの充実が、在宅で療養する患者が質の高い生活を送る上で重要な役割を果たすことなどから、在宅歯科医療の提供等患者の歯科口腔保健を推進する体制についても明示すること。
- また、医薬品の提供拠点としての調剤を実施する薬局の機能を活用するために、居宅等への医薬品等の提供体制についても明示すること。

3 医療従事者の確保等の記載事項について

- (1) 法第 30 条の 4 第 2 項第 7 号の医療従事者の確保については、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者について、将来の需給動向を見通しつつ養成を進め、適正な供給数を確保するとともに、地域的な偏在や診療科間の偏在への対応を進める必要があること。

その際、医療提供施設相互間における連携体制を構築する取組自体が偏在解消への対策になることや、都道府県が中心となって地域の医療機関へ医師を派遣する仕組みを再構築することが求められていること。

これらを踏まえ、都道府県においては、法第 30 条の 12 第 1 項に基づき、地域医療対策協議会の活用等により医療従事者の確保に関する事項に関し必要な施策を定めるための協議を行い、そこで定めた施策を医療計画に記載するとともに、公表し実施していくことが必要であること。

特に地域の医療機関で医師を確保するためには、地域の医療機関で勤務する医師のキャリア形成に係る不安の解消に向けて、大学等の関係機関と緊密に連携しつつ、医師のキャリア形成支援と一体的に地域の医療機関の医師の確保を支援する取り組みが必要であり、都道府県においては、地域医療支援センター等の組織を設置するとともに、必要な施策について地域の医療関係者等と協議の上推進していくことが必要であること。

- (2) 法第 30 条の 4 第 3 項第 1 号の地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項として、特定の病院等が果たすべき機能について医療計画に記載する場合には、事前にその開設者と十分な意見調整を行うものとする。

4 基準病床数及び特定の病床等に係る特例等について

- (1) 法第 30 条の 4 第 2 項第 11 号の基準病床数の算定は、病院の病床及び診療所の病床（以下「病院の病床等」という。）に対して行うものであること。

なお、基準病床数及び法第 30 条の 4 第 2 項第 9 号及び 10 号の区域（以下「二次医療圏」及び「三次医療圏」という。）の設定については、厚生労働省令で定める標準により実施すること。これは、病院の病床等の適正配置を図るためには、全都道府県において統一的に実施しなければ実効を期しがたいからであること。

- (2) 既設の二次医療圏が、入院に係る医療を提供する一体の圏域として成り立っていない場合は、その見直しについて検討すること。その際には、圏域内の人口規模が患者の受療動向に大きな影響を与えていることから、人口規模や、当該圏域への患者の流入及び当該圏域からの患者の流出の実態等を踏まえて見直しを検討すること。

特に、人口規模が 20 万人未満であり、且つ、二次医療圏内の病院の療養病床及び一般病床の推計流入入院患者割合（以下「流入患者割合」という。）が 20%未満、推計流出入院患者割合（以下「流出患者割合」という。）が 20%以上となっている既設の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられるため、設定の見直しについて検討することが必要である。なお、設定の見直しを検討する際は、二次医療圏の面積や基幹となる病院までのアクセスの時間等も考慮することが必要である。

- (3) 法第 30 条の 4 第 6 項及び第 7 項における特例は、大規模な都市開発等により急激な人口の増加が見込まれ、現在人口により病床数を算定することが不適當である場合、特殊な疾病に罹患する者が異常に多い場合等病床に対する特別の需要があると認められる場合に行うものとする。
- (4) 法第 30 条の 4 第 8 項の規定による特定の病床に係る特例の対象となる病院の病床等、特に今後各区域において整備する必要があるものに限り、各区域において基準病床数を超える病床が存在する等の場合でも必要に応じ例外的に整備できるものであること。

この場合において、特例の対象とされる数は、当該申請に係る病床と機能及び性格を同じくする既存の病床数等を勘案し、必要最小限とすること。

なお、これらの特例の対象となった病床については、既存病床数として算定するものであること。

- (5) 法第 30 条の 4 第 6 項、第 7 項及び第 8 項による特例については、都道府県医療審議会に諮ること。

この場合、特例としての取扱いを必要とする理由及び特例としての取扱いをしようとする病床数の算定根拠を明らかにして当該都道府県医療審議会の意見を聴くものとする。

また、前記の規定に基づき、特例としての取扱いを受ける数について厚生労働大臣に協議するときは、特例としての取扱いを必要とする理由及び特例としての取扱いをしようとする病床数の算定根拠等を記載した申請書（別紙様式 1、2）に当該都道府県医療審議会の意見を附すること。

5 既存病床数及び申請病床数について

- (1) 規則第 30 条の 33 第 1 項第 1 号により国の開設する病院又は診療所であって宮内庁、防衛省等の所管するもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院又は診療所等の病床について、既存病床数及び当該申請に係る病床数の算定に当たり、当該病床の利用者のうち、職（隊）員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者等

の部外者が占める率による補正を行うこととしているのは、それらの病院又は診療所の病床については部外者が利用している部分を除いては、一般住民に対する医療を行っているとはいえないからであること。

なお、当該病院又は当該診療所の開設許可の申請があったときは、その開設の目的につき十分審査するものとする。また、開設の目的につき変更の申請があったときも同様とする。

- (2) 放射線治療病室の病床については、専ら治療を行うために用いられる病床であることから、これを既存病床数及び当該申請に係る病床数として算定しないものとする。

無菌病室、集中治療室（ICU）及び心臓病専用病室（CCU）の病床については、専ら当該の病室の病床に収容された者が利用する他の病床が同一病院又は診療所（以下「病院等」という。）内に別途確保されているものは、病床数として算定しないものとする。なお、無菌病室、ICU及びCCUの病床数のうち、既存病床数及び当該申請に係る病床数として算定しないものの数を決定するに当たっては、当該病院等及び当該病院等と機能及び性格を同じくする病院等の病床利用の実績等を考慮するものとする。

- (3) 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床数に算定しないこと。
- (4) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床数に算定しないこと。
- (5) 診療所の一般病床のうち、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第3条第3項に定める「特定病床」については、別途政令で定める日までの間、既存の病床数に算定しないこと。
- (6) 診療所の一般病床について、規則第1条の14第7項第1号から第3号までに該当する診療所として都道府県医療審議会の議を経たときは、都道府県知事への許可申請の代わりに届出により病床が設置されることとなるが、既存病床数の算定に当たっては当該届出病床も含めて算定を行うこと。

6 医療計画の作成手順等について

- (1) 法第 30 条の 4 第 9 項の「医療と密接な関連を有する施策」とは、基本方針の「第 7 その他医療提供体制の確保に関する重要事項」に掲げる方針等が該当すること。
- (2) 法第 30 条の 4 第 10 項の規定において、都道府県は医療計画を作成するに当たり、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは、関係都道府県と連絡調整を行うこと。

これは、5 疾病・5 事業及び在宅医療に係る医療連携体制の構築など、施策の内容によっては、より広域的な対応が求められることから、都道府県内における自己完結にこだわることなく、当該都道府県の境界周辺の地域における医療を確保するために、必要に応じて隣接県等との連携を図ることが求められているものである。
- (3) 法第 30 条の 4 第 11 項の「診療又は調剤に関する学識経験者の団体」としては、都道府県の区域を単位として設立された社団法人である医師会、歯科医師会及び薬剤師会が考えられること。
- (4) 法第 30 条の 4 第 12 項の規定における医療計画の変更とは、法第 30 条の 6 の規定に基づく変更をいうものであり、例えば、5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制において、医療機能を担う医療提供施設を変更する場合などは、この規定に基づく医療計画の変更には当たらないこと。

7 医療計画の推進について

- (1) 法第 30 条の 7 第 1 項の規定において、医療提供施設の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、医療連携体制の構築のために必要な協力をするよう努めるものとされていること。また、同条第 2 項の規定において、病院又は診療所の管理者は在宅医療を提供し、又は福祉サービスとの連携を図りつつ、必要な支援を行うよう努めるものとされていること。
- (2) 法第 30 条の 7 第 3 項の規定に基づく病院の開放化については、単に病床や医療機器の共同利用にとどまらず、当該病院に勤務しない地域の医師等の参加による症例の研究会や研修会の開催までを含めた広義のものであること。

また、医療計画の推進を図るに当たっては、大学における医学又は歯学に関する教育又は研究に支障を来さないよう十分配慮すること。なお、同項の「当該病院の医療業務」には、大学附属病院における当該大学の教育又は研究が含まれること。

- (3) 法第 30 条の 9 の規定に基づく国庫補助については、医療計画の達成を推進するために、医療計画の内容を考慮しつつ行うこととしていること。
- (4) 医療計画の推進の見地から、病院の開設等が法第 30 条の 11 の規定に基づく勧告の対象とされた場合においては、独立行政法人福祉医療機構の融資を行わないこととしていること。

8 都道府県知事の勧告について

- (1) 法第 30 条の 11 の「医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合」とは、原則として法第 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる者以外の者が、病院の開設又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合、又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請をした場合において、その病床の種別に応じ、その病院又は診療所の所在地を含む二次医療圏又は都道府県の区域における既存の病床数が、医療計画に定める当該区域の基準病床数に既に達している場合又はその病院又は診療所の開設等によって当該基準病床数を超えることとなる場合をいうものであること。

また、「病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加に関して勧告する」とは、それぞれの行為の中止又はそれぞれの行為に係る申請病床数の削減を勧告することをいうものであること。なお、都道府県知事は、勧告を行うに先立ち、病院又は診療所を開設しようとする者に対し、可能な限り、他の区域における病院又は診療所の開設等について、助言を行うことが望ましいものであること。

- (2) 法第 30 条の 11 の規定に基づく勧告は、第 7 条の許可又は不許可の処分が行われるまでの間に行うものであること。
- (3) 精神病床、結核病床及び感染症病床については、都道府県の区域ごとに基準病床数を算定することとされているが、これらの病床が都道府県の一部に偏在している場合であって、開設の申請等があった病院の所在地を含む二次医療圏及びこれと境界を接する他の二次医療圏（他の都道府県の区域内に設定された二次医療圏を含む。）の内にその申請に係る種別の病床がないときは、当該都道府県の区域における病院の病床数が医療計画に定める当該区域の基準病床数に既に達している等の場合であっても勧告の対象としないことが適当と考えられること。なお、その際には都道府県医療審議会の意見を聴くこと。
- (4) 病院又は診療所の開設者に変更があった場合であっても、その前後で病床の種別ごとの病床数が増加されないときは、勧告は行わないこと。

- (5) 病院又は診療所が移転する場合であっても、その前後で、その病院又は診療所が存在する二次医療圏内の療養病床及び一般病床の数並びに都道府県内の精神病床、結核病床又は感染症病床の数が増加されないときは、勧告は行わないこと。

なお、特定病床を有する診療所が移転する場合、その診療所が存在する二次医療圏内の既存病床数は当該特定病床分増加することとなるが、移転の前後で病床の種別ごとの病床数が増加されないときは、勧告は行わないものとする。

- (6) 病院を開設している者がその病院を廃止し、当該病院を開設していた場所において診療所の病床を設置する場合であっても、その診療所が存在する二次医療圏内の療養病床及び一般病床の数が増加されないときは、勧告は行わないこと。

- (7) 国（独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、日本郵政公社及び国立大学法人を含む。以下同じ。）の開設する病院又は診療所については、法第 6 条に基づく医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 3 条の規定により、法第 30 条の 11 の規定は適用されないこと。

なお、国が病院を開設し、又はその開設した病院につき病床数を増加させ若しくは病床の種別を変更しようとするときは「医療法の一部を改正する法律の施行に伴う国の開設する病院の取扱いについて」（昭和 39 年 3 月 19 日閣議決定）又は法第 7 条の 2 第 7 項の規定に基づき、主務大臣等は、あらかじめ、その計画に関し、厚生労働大臣に協議等をするものとされていること。

この場合において、当職から関係都道府県知事に速やかにその旨及びその概要を通知するとともに、当該計画の審査をするために必要な資料及び医療計画の達成の推進を図る観点からの意見の提出を求めるものとする。

また、当該計画に係る病院の開設等の承認の申請があったとき及びこれに承認を与えたときは、当職から関係都道府県知事に通知するものとする。

- (8) 医育機関に附属する病院を開設しようとする者又は医育機関に附属する病院の開設者若しくは管理者に対して勧告しようとするときは、大学に

おける医学又は歯学に関する教育研究に係る立場から、意見を述べる機会を与えることが望ましいものであること。

- (9) 診療所の一般病床の設置について、規則第1条の14第7項第1号から第3号までに該当する次の診療所のいずれかとして都道府県医療審議会の議を経た場合は、都道府県知事への許可申請の代わりに届出により病床が設置されることとなるため、勧告の対象とならないこと。

なお、「医療計画に記載される診療所」については、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成18年12月27日医政発第1227017号医政局長通知）における留意事項を参照されたい。

- ① 在宅医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所
 - ② へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所
 - ③ ①及び②に掲げる診療所のほか、例えば、周産期医療、小児医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所
- (10) 次に掲げる病床について、平成19年1月1日以後に一般病床の設置の許可を受ける場合は、勧告の対象としないこと。
- ① 平成19年1月1日前において、法第7条第1項又は第2項の規定により行われている診療所の開設の許可又は病床数の変更の許可の申請に係る診療所の療養病床以外の病床
 - ② 平成19年1月1日前において、建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、同法第4条の建築主事が受理している確認の申請書に係る診療所の療養病床以外の病床

9 公的性格を有する病院の開設等の規制について

法第30条の4第13項の規定により医療計画が公示された日以降における法第7条の2第1項各号に掲げるものが開設する公的性格を有する病院の開設等の規制は、当該医療計画に定める区域及び基準病床数を基準として行われるものであること。

（別紙様式1、2）略

（別紙）

医療計画作成指針

目次

はじめに

第1 医療計画作成の趣旨

第2 医療計画作成に当たっての一般的留意事項

1 医療計画作成等に係る法定手続

2 記載事項

3 他計画等との関係

4 医療計画の作成体制の整備

5 医療計画の名称等

6 医療計画の期間

第3 医療計画の内容

1 医療計画の基本的な考え方

2 地域の現状

3 5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制

4 疾病の発生状況等に照らして都道府県知事が特に必要と認める医療

5 医療従事者の確保

6 医療の安全の確保

7 基準病床数

8 医療提供施設の整備の目標

9 その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項

10 施策の評価及び見直し

第4 医療計画作成の手順等

1 医療計画作成手順の概要

2 医療圏の設定方法

3 基準病床数の算定方法

4 5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制構築の手順

第5 医療計画の推進等

1 医療計画の推進体制

2 医療計画の推進状況の把握、評価及び再検討

第6 医療計画に係る報告等

1 医療計画の厚生労働大臣への報告

2 医療法第30条の11の規定に基づく勧告の実施状況の報告

はじめに

都道府県は、厚生労働大臣が定める基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療計画を定めることとされているが、医

療計画の作成の手法その他重要な技術的事項については、厚生労働大臣が都道府県に対し必要な助言をすることができることとされている。本指針は、そのような事項について都道府県の参考となるものを手引きの形で示したものである。

第1 医療計画作成の趣旨

我が国の医療提供体制については、国民の健康を確保し、国民が安心して生活を送るための重要な基盤となっている。一方で、高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中、誰もが安心して医療を受けることができる環境の整備が求められている。

特に、人口の急速な高齢化や社会構造の多様化・複雑化が進む中、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患の5疾病については、生活の質の向上を実現するため、患者数の増加の状況も踏まえつつ、これらに対応した医療提供体制の構築が求められている。

さらには、地域医療の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急を含む。）の5事業（以下「5事業」という。）及び在宅医療についても、これらに対応した医療提供体制の構築により、患者や住民が安心して医療を受けられるようにすることが求められている。

5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれについて、地域の医療機能の適切な分化・連携を進め、切れ目ない医療が受けられる効率的で質の高い医療提供体制を地域ごとに構築するためには、医療計画における政策循環の仕組みを一層強化することが重要となる。

具体的には、地域の医療提供体制に関する調査を通じて把握した現状に基づき、目指すべき方向の各事項を踏まえて、課題を抽出し、課題の解決に向けた数値目標の設定及び施策の明示、それらの進捗状況の評価等を実施する。その際には、個々の施策が数値目標の改善にどれだけの効果をもたらしているか、また、目指すべき方向の各事項に関連づけられた施策群が全体として効果を発揮しているかという観点も踏まえ、個々の施策や数値目標並びに目指すべき方向への達成状況の評価を行い、その評価結果を踏まえ、必要に応じて医療計画の見直しを行う仕組みを、政策循環の中に組み込んでいくことが必要となる。

都道府県には、5疾病・5事業及び在宅医療について、それぞれに求められる医療機能を明確にした上で、地域の医療関係者等の協力の下に、医療連携体制を構築するとともに、それをわかりやすく示すことにより、患者や住民

が地域の医療機関ごとの機能分担の現状を理解し、病期に適した質の高い医療を受けられる体制を整備することが求められている。

なお、医療計画の作成に際して、医療や行政の関係者に加え、患者（家族を含む。以下同じ。）や住民が医療の現状について共通の認識を持ち、課題の解決に向け、一体となって協議・検討を行うことは今後の医療の進展に大きな意義を有するものである。このため、都道府県は、患者・住民の作業部会等への参加やタウンミーティングの開催、患者・住民へのヒアリングやアンケート調査、医療計画のパブリックコメントなどにより、患者・住民の意見を反映させること。

第2 医療計画作成に当たっての一般的留意事項

1 医療計画作成等に係る法定手続

医療計画の作成等に関しては、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)に基づく次の手続が必要である。

- (1) 医療計画を作成するに当たり、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは、関係都道府県と連絡調整を行うものとする。
- (2) 医療計画を作成するため、都道府県の区域を単位として設置された医師会、歯科医師会、薬剤師会等診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴く。
- (3) 医療計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市町村（救急業務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）の意見を聴く。
- (4) 医療計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴く。
- (5) 医療計画を定め、変更したときは、遅滞なく厚生労働大臣に提出するとともにその内容を公示する。
- (6) 医療計画を作成し、施策を実施するために必要がある場合は、市町村、官公署、医療保険者、医療提供施設の開設者又は管理者に対して、医療機能に関する情報等必要な情報提供を求めることができる。

2 記載事項

次の事項については、医療計画に必ず記載しなければならない。

- (1) 都道府県において達成すべき、5疾病・5事業及び在宅医療の目標に関する事項
- (2) 5疾病・5事業及び在宅医療に係る医療連携体制に関する事項

- (3) 医療連携体制における医療機能に関する情報提供の推進に関する事項
- (4) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項
- (5) 医療の安全の確保に関する事項
- (6) 病床の整備を図るべき区域の設定に関する事項
- (7) 基準病床数に関する事項
- (8) 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項
- (9) その他医療提供体制の確保に関し必要な事項

3 他計画等との関係

医療計画の作成に当たっては、他の法律の規定による計画であって医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにするとともに、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接に関連を有する施策との連携を図るよう努める。医療の確保に関する内容を含む計画及び医療と密接に関連を有する施策としては、例えば次のようなものが考えられる。

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に基づく過疎地域自立促進計画
- (2) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく離島振興計画
- (3) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）に基づく山村振興計画
- (4) 基本方針「第 7 その他の医療提供体制の確保に関する重要事項」に掲げる方針等
 - ① 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に定める基本方針及び都道府県健康増進計画
 - ② 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に定める医療費適正化基本方針及び都道府県医療費適正化計画
 - ③ がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）に定めるがん対策推進基本計画及び都道府県がん対策推進計画
 - ④ 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 96 号）に定める基本的事項
 - ⑤ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に定める基本指針及び都道府県介護保険事業支援計画
 - ⑥ 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に定める基本指針及び都道府県障害福祉計画

4 医療計画の作成体制の整備

各種の調査及び医療計画の作成に当たっては、関係行政機関、医療関係団体等との協議の場を設けるなど関係者の十分な連携の下に進めることが望ましい。特に、5 疾病・5 事業及び在宅医療に係る医療連携体制については、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者、介護保険法に規定する介護サービス事業者、患者・住民その他の地域の関係者による協議を経て構築されることが重要である。

なお、法第 30 条の 9 に基づき厚生労働省が予算の範囲内で補助することとしている医療提供体制推進事業費補助金（医療連携体制推進事業）については、前述のような体制整備に活用できるものである。

5 医療計画の名称等

都道府県における医療計画の名称は「〇〇県医療計画」とすることが望ましいが、法に基づく手続により作成され、法に基づく事項が記載されている計画であれば、例えば〇〇県保健医療計画のような名称のものであっても差し支えなく、又福祉等他の関連する分野の内容を含む包括的な計画であっても差し支えない。

6 医療計画の期間

医療計画の期間については、特段の定めはなく、適宜設定して差し支えないが、少なくとも 5 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合、医療計画を変更するものとしている。

第 3 医療計画の内容

医療計画の内容は概ね次のようになると考えられるが、その構成を含めた具体的な内容については、都道府県において、厚生労働大臣が定める基本方針に即して、かつ、それぞれの地域の実情に応じて、定めるものとする。

ただし、法第 30 条の 4 第 2 項において医療計画の記載事項とされているものについては、必ず記載するものとする。

1 医療計画の基本的な考え方

医療計画を作成するに当たって、都道府県における基本的な考え方を記載する。

(1) 医療計画作成の趣旨

医療計画に関する根拠法令と作成の趣旨を明示する。

(2) 基本理念

基本方針との整合性に留意の上、都道府県における基本的な理念を記載する。

(3) 医療計画の位置付け

保健、福祉等他の関連する分野の内容を含む包括的な計画を作成している場合には、医療計画との関係を明示する。

(4) 医療計画の期間

計画の対象期間を記載する。

なお、基準病床数について計画全体と異なる期間を対象とする場合には、その期間を付記する。

2 地域の現状

医療計画の前提条件となる地域の現状について記載する。その際、医療に関する事項のほか、公衆衛生、薬事及び社会福祉に関する事項並びに社会経済条件等に関する事項を記載することが考えられる。

参考として地域の現状に関する指標として考えられるものを次に示す。

(1) 地勢と交通

地域の特殊性、交通機関の状況、地理的状況、生活圏等

(2) 人口構造（その推移、将来推計を含む。）

人口、年齢三区分別人口、高齢化率、世帯数等

(3) 人口動態（その推移、将来推計を含む。）

出生数、死亡数、平均寿命等

(4) 住民の健康状況

生活習慣の状況、生活習慣病の有病者・予備群の数等

(5) 住民の受療状況

入院・外来患者数、二次医療圏又は都道府県内における患者の受療状況（流入患者割合及び流出患者割合を含む。）、病床利用率、平均在院日数等

(6) 医療提供施設の状況

① 病院（施設数、病床種別ごとの病床数）

② 診療所（有床及び無床診療所、歯科診療所の施設数、有床診療所の病床数）

③ 調剤を実施する薬局

④ その他

3 5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制

5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制については、基本方針の「第4 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項」で示された方針に即して、かつ、患者や住民にわかりやすいように記載する。

具体的には、5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれについて、(1)患者動向や、医療資源・連携等の医療提供体制について把握した現状、(2)必要となる医療機能、(3)課題、数値目標、数値目標を達成するために必要な施策、(4)原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称、(5)評価・公表方法等を記載する。

また、記載に当たっては(6)公的医療機関及び社会医療法人の役割、(7)歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割、(8)薬局の役割にも留意する。

(1) 現状の把握

住民の医療ニーズや受療動向に関する情報、医療資源・連携等に関する情報に基づき、地域の医療提供体制等の現状を記載する。

また、5 疾病・5 事業及び在宅医療については、全都道府県共通の、病期・医療機能及びストラクチャー・プロセス・アウトカムに分類した指標を、別途通知する疾病又は事業ごとの医療体制構築に係る指針で示すこととしているので、これらの指標を用いることで、医療体制の経年的な比較、あるいは医療圏間の比較や医療体制に関する指標間相互の関連性なども明らかにする。

(2) 必要となる医療機能

例えば脳卒中の急性期、回復期から維持期に至るまでの各病期において求められる医療機能を記載するなど、医療連携体制の構築に必要な医療機能を、5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれについて明らかにする。

(3) 課題、数値目標、数値目標を達成するために必要な施策

5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれについて、(1)で把握した現状を分析し、地域の医療提供体制の課題を抽出する。前記第2の3(4)に掲げる各計画等で定められた目標を勘案し、また、5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれについての目指すべき方向を踏まえて、それぞれの課題を抽出し、さらに地域の実情に応じて、評価可能で具体的な数値目標を定めた上で、数値目標を達成するために必要な施策を記載する。

(4) 医療機関等の具体的な名称

各医療機能を担う医療機関等については、医療法第7条第3項に基づく医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の14第7項の規定に留意しつつ、原則として名称を記載する。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。

さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えない。

(5) 評価・公表方法等

5 疾病・5 事業及び在宅医療について、評価・公表方法及び見直しの体制を明らかにする。目標項目の数値の年次推移や施策の進捗状況の把握、評価について、都道府県医療審議会等により定期的に実施し（1年ごとの実施が望ましい。）、目標に対する進捗状況が不十分な場合、その原因を分析した上で、必要に応じて施策の見直しを図ることが必要である。

なお、都道府県医療審議会等において評価等を行うに当たっては、その役割が発揮できるよう、委員の構成（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、医療保険者、医療を受ける立場にある者（患者等）、学識経験のある者）及び運営（作業部会の積極的な活用や患者を代表する委員への情報の提供等）について、適切に取り組むこと。

(6) 公的医療機関及び社会医療法人の役割

公的病院等（平成15年4月24日医政発第0424005号医政局長通知「地域における公的病院等を含めた医療機関の機能分担と連携の確保への協力依頼について」別添2に記載する病院をいう。以下同じ。）の役割や公的病院等と民間医療機関との役割分担を踏まえ、医療提供施設相互間の機能分担及び業務連携を記載する。

特に、公立病院等公的医療機関については、その役割として求められる救急医療等確保事業（法第30条の4第2項第5号イからへまでに規定する救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）に係る業務の実施状況を病院ごとに明らかにする。

なお、総務省が公表した「公立病院改革ガイドライン」を十分勘案し、公立病院に係る再編・ネットワーク化等との整合性を図るものとする。

また、社会医療法人については、救急医療等確保事業において積極的な役割を図ることとしていることから、認定を受けた事業全てにおいて社会医療法人であることを明確にすることが重要である。

(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

歯科口腔保健は、患者の生活の質を維持していく上で基礎的かつ重要な役割を果たすものであり、5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれの医療連携体制の中で、口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じた、適切かつ効果的な歯科口腔保健の推進が求められる。在宅で療養する患者を対象とした在宅歯科医療の提供など、都道府県は、医療連携体制の構築に当たって、歯科医療が果たす役割を医療計画に明示することにより、患者や住民に対し、分かりやすい情報提供の推進を図る。

(8) 薬局の役割

薬局については、医療提供施設として、5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制の中で、調剤を中心とした医薬品や医療・衛生材料等の提供の拠点としての役割を担うことが求められる。また、都道府県においては、医療機関と調剤を実施する薬局の医療機能の分担及び業務の連携によって時間外においても対応できることなどを医療計画に記載することにより、患者や住民に対し、分かりやすい情報提供の推進を図る。

4 疾病の発生状況等に照らして都道府県知事が特に必要と認める医療

5 事業以外で都道府県における疾病の発生の状況等に照らして、都道府県知事が特に必要と認める医療について明記する。

5 医療従事者の確保

医療従事者の確保に関する事項については、医療連携体制を構築する取組自体が偏在解消への対策になること及び都道府県が中心となって医師を地域の医療機関へ派遣する仕組みの再構築が求められていることを踏まえ、法第 30 条の 12 第 1 項の規定に基づく医療従事者の確保に関する事項に関し、必要な施策を定めるための協議会（以下「地域医療対策協議会」という。）を開催し、当該協議会において決定した具体的な施策を記載する。

【地域医療対策協議会の取組】

①地域医療対策協議会の議論の経過等

②地域医療対策協議会の定めた施策

さらに、その施策に沿って、医師（臨床研修医を含む。）の地域への定着が図られるよう、例えば以下のような、医師のキャリア形成支援と一体的に地域の医療機関の医師確保を支援する事業等（以下「地域医療支援センター事業等」という。）について記載する。

なお、地域医療対策協議会は、地域医療支援センター事業による取組状況の報告等を効果的に活用し、医療従事者の確保に関する施策の推進や見直しに努めること。

【地域医療支援センター事業等の内容】

- ① 各都道府県内の医療機関や地域の医師の充足状況等の調査・分析
 - ② 医師に対する専門医資格の取得支援や研修機会の提供等のキャリア形成支援
 - ③ 医療機関への就業を希望する医師等に関する情報の提供
 - ④ 医師を募集する医療機関に関する情報の提供
 - ⑤ 医師等に関する無料の職業紹介事業又は労働者派遣事業
 - ⑥ 医学生等を対象とした地域医療に係る理解を深めるための事業（地域医療体験セミナー等）の実施
 - ⑦ 地域医療支援センター事業等と他の都道府県の同事業との連携 等
 - ⑧ 地域の医師確保で有効と考えられる施策についての国への情報提供
- さらに、「第 11 次へき地保健医療計画等の策定について」（平成 22 年 5 月 20 日医政発 0520 第 9 号医政局長通知）に基づき策定する「へき地医療を担う医師の動機付けとキャリアパスの構築」を医療計画に反映させることに留意する。

また、記載に当たっては、地域医療支援センター事業等が対象とする医療従事者以外の、例えば以下の職種についても、必要に応じて、その資質向上に関する事項を含め、医療従事者の確保の現状及び目標について、可能な限り具体的に記載する。

【医療従事者の現状及び目標】

- ① 歯科医師
- ② 薬剤師
- ③ 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）
- ④ その他の保健医療従事者
診療放射線技師、臨床検査技師・衛生検査技師、理学療法士・作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、管理栄養士等
- ⑤ 介護サービス従事者

6 医療の安全の確保

医療提供施設及び医療安全支援センターの現状及び目標について、(1)および(2)により記載する。

なお、記載に当たっては、以下の事項に留意する。

1. 地域の患者や住民がわかりやすく理解できるよう医療計画に記載すること。
 2. その際、都道府県は、保健所を設置する市及び特別区の協力のもと、医療提供施設における医療安全を確保するための取組状況を把握し、都道府県が講ずる医療安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発等の現状及びその目標を計画に明示すること。
 3. また、住民の身近な地域において、患者又はその家族からの医療に関する苦情、相談に対応し、必要に応じて医療提供施設に対して必要な助言を行う体制等を構築するため、都道府県における医療安全支援センターの設置状況及びその目標についても計画に明示すること。
- (1) 医療提供施設における医療の安全を確保するための措置に関する現状及び目標
 - ① 病院、一般診療所、歯科診療所及び助産所ごとの総数に対する医療安全管理者を配置している医療施設数の割合
 - ② 病院の総数に対する専従又は専任の医療安全管理者を配置している病院数の割合
 - ③ 病院、一般診療所、歯科診療所及び助産所ごとの総数に対する医療安全に関する相談窓口を設置している医療施設数の割合
 - (2) 医療安全支援センターの現状及び目標

記載に当たっては、平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330036 号医政局長通知「医療安全支援センターの実施について」を参考に、次の事項について記載すること。

 - ① 二次医療圏の総数に対する医療安全支援センターを設置している二次医療圏数の割合
 - ② 相談職員（常勤換算）の配置数
 - ③ ホームページ、広報等による都道府県、二次医療圏及び保健所設置市又は特別区における医療安全支援センターの活動状況に関する情報提供の状況
 - ④ 都道府県、二次医療圏、保健所における医療安全推進協議会の設置状況

7 基準病床数

- (1) 療養病床及び一般病床

療養病床及び一般病床に係る基準病床数については、二次医療圏ごとに、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）第 30 条の 30 に規定する算定式に基づいて算定する。

なお、当該都道府県の病床数が少ないために他の区域の病院に入院している場合があると考えられることから、規則第 30 条の 30 第 1 号後段の規定により、都道府県外への流出入院患者数から都道府県内への流入入院患者数を控除した数の 3 分の 1 を限度として、それぞれの区域にふりわけて加算を行うことができる。

(2) 精神病床、結核病床及び感染症病床

精神病床に係る基準病床数、結核病床に係る基準病床数及び感染症病床に係る基準病床数については、都道府県の区域ごとに、規則第 30 条の 30 に規定する算定式に基づいて算定する。

なお、法第 30 条の 4 第 2 項第 9 号の区域が 1 都道府県において 2 以上設定された場合においても、基準病床数については当該都道府県全体について定めることとする。

また、規則第 30 条の 30 第 2 号後段の規定により、都道府県外への流出入院患者数の 3 分の 1 を限度として加算を行うことができる。

(3) 各区域における入院患者の流出入数の算出

各区域における入院患者の流出入数の算出に当たって病院に対し特に報告の提出を求める場合には、医療計画作成の趣旨等を調査対象となる病院に十分説明の上、円滑な事務処理が行われるよう配慮する。

(4) 基準病床数の算定の特例

各区域の急激な人口の増加が見込まれること等、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 5 条の 3 で定める事情があるときは、都道府県知事が厚生労働大臣と協議の上算定する数を基準病床数とすること等ができる。

(5) 都道府県知事の勧告

(1) から (3) までにより基準病床数が算定された後は、各区域において病院の開設、病床数の増加若しくは病床の種別の変更、又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請（以下「許可申請等」という。）があった場合において、当該区域の既存病床数が基準病床数を超えている場合又は許可申請等により病床数が基準病床数を超えることになる場合には、法第 30 条の 11 に基づく都道府県知事の勧告（当該病院等が法第 7 条の 2 第 1 項各号に掲げられている者が開設等する公的性格を有する病院等であれば法第 7 条の 2 第 1 項に基づく不許可処分）の対象となり得る。

8 医療提供施設の整備の目標

(1) 地域医療支援病院の整備の目標

地域医療支援病院は、医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医（歯科医）等を支援する能力を備える病院である。

かかりつけ医（歯科医）等への支援を通じた地域医療の体系化と地域医療支援病院の整備目標について、次の機能及び地域の実情を考慮し検討を行う。

- ① かかりつけ医（歯科医）等からの紹介等、病診連携体制
- ② 共同利用の状況
- ③ 救急医療体制
- ④ 医療従事者に対する生涯教育等、その資質向上を図るための研修体制

その結果を踏まえ、必要に応じて地域医療支援病院の整備目標（例えば二次医療圏ごとに整備する等）を設定する。

なお、地域医療支援病院を整備しない二次医療圏にあつては、医療機関相互の機能分担及び業務連携等の充実を図ることが重要である。

(2) その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標

5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれについて、医療機能に関する調査を行い、必要に応じてその整備の目標を設定する。

その手順については次の①及び②を参考にされたい。また、③及び④で示すように医療提供施設に対する情報提供を行うことも必要である。

なお、5 疾病・5 事業及び在宅医療の医療連携体制に係る医療提供施設の整備の目標については、前記「3 5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療体制」において、各々の目標を記載する。

- ① 5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれの医療圏において、都道府県が必要とする医療機能について、当該機能を有する各医療提供施設の施設、設備、症例数、平均在院日数、紹介先とその件数、院外処方せん発行率、処方せん受け取り枚数及び専門職員数等の実態調査を行う。なお、これらの調査については医療計画の見直し時期にとらわれることなく、定期的に行うことが望ましい。
- ② 前述の調査に基づき現状と目標の相違を把握・評価し、不足している医療機能については、その整備の方法及び整備の目標等について記載する。

- ③ また、これらの実態調査に基づき得られた各医療提供施設の医療機能に関する情報（施設、設備、症例数、平均在院日数、紹介先とその件数、院外処方せん発行率、処方せん受け取り枚数及び専門職員数等）を各医療提供施設に提供する。
- ④ 都道府県が必要とする医療機能が、各医療圏内にある場合、当該医療機能を有する医療提供施設に関する情報を収集し、その情報を圏内の各医療提供施設に提供する。

9 その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項

5 疾病・5 事業及び在宅医療以外の疾病等について、その患者動向や医療資源等について現状を把握した上で、都道府県における疾病等の状況に照らして特に必要と認める医療等については、次の事項を考慮して、記載する。

また、各疾病等に対する医療を担う医療機関等の名称も記載するよう努めること。

(1) 障害保健対策

障害者（高次脳機能障害者、発達障害者を含む。）に対する医療の確保等（都道府県の専門医療機関の確保、関係機関との連携体制の整備等）に関する取組

(2) 結核・感染症対策

- ① 結核対策、感染症対策に係る各医療提供施設の役割
- ② インフルエンザ、エイズ、肝炎などの取組

(3) 臓器移植対策

- ① 都道府県の取組
- ② 相談等の連絡先

(4) 難病等対策

- ① 難病、リウマチ、アレルギーなどの都道府県の取組
- ② 相談等の連絡先

(5) 歯科保健医療対策

- ① 都道府県の取組
- ② 相談等の連絡先

(6) 血液の確保・適正使用対策

- ① 都道府県の取組
- ② 相談等の連絡先

(7) 医薬品等の適正使用対策

- ① 都道府県の取組

- ② 相談等の連絡先
- ③ 治験の実施状況や医薬品提供体制
- (8) 医療に関する情報化
医療提供施設の情報システム（電子レセプト、カルテ、地域連携クリティカルパス等）の普及状況と取組
- (9) 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組
地域の医療提供体制の確保に当たっては、疾病予防から治療、介護までのニーズに応じた多様なサービスが地域において切れ目なく一貫して提供される、患者本位の医療の確立を基本とすべきである。
このため、疾病予防、介護、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接に関連を有する施策について、連携方策や地域住民への情報提供体制を記載する。
なお、医療と密接に関連を有する施策としては、前記第 2 の 3 (4) に掲げる計画等が求められている。

10 施策の評価及び見直し

施策の実施状況については、都道府県は、設定した数値目標等を基に、施策の達成状況を検証し、次の医療計画の見直しに反映させることが求められる。

法第 30 条の 6 に基づいて行う施策の評価及び見直しについては、次に掲げる項目をあらかじめ医療計画に記載する。

- (1) 施策の目標等
5 疾病・5 事業及び在宅医療の医療連携体制に係る数値目標等
- (2) 推進体制と役割
施策の目標を達成するための推進体制及び関係者の責務と役割
- (3) 目標の達成に要する期間
- (4) 目標を達成するための方策
- (5) 評価及び見直し
- (6) 進捗状況及び評価結果の広報・周知方法

第 4 医療計画作成の手順等

都道府県が医療計画を作成する際、技術的見地からみて全国に共通すると考えられる手順等を参考までに示す。

1 医療計画作成手順の概要

医療計画の作成等に当たっては、概ね次の手順が考えられる。

- (1) 医療計画（案）を作成するための体制の整備
- (2) 医療計画の目的、基本理念についての検討及び医療計画の基本骨子についての検討
- (3) 現行の医療計画に基づき実施された施策の効果の検証
- (4) 地域医療の現状分析等に係るデータの収集、調査の実施及び将来予測の検討
- (5) 患者・住民の医療ニーズ等の把握
- (6) 5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制の構築に当たっての課題や数値目標、施策についての検討
- (7) 5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制の構築
- (8) 医療圏及び基準病床数の検討
- (9) 以上の検討を踏まえた医療計画（試案）の作成
- (10) 診療又は調剤に関する学識経験者の団体（医師会、歯科医師会及び薬剤師会）から医療計画（試案）についての意見の聴取（必要に応じ試案の手直し）
- (11) 医療計画（案）の決定
- (12) 医療計画（案）についての市町村の意見聴取（必要に応じ医療計画（案）の手直し）
- (13) 医療計画（案）について都道府県医療審議会への諮問、答申
- (14) 医療計画の決定
- (15) 医療計画の厚生労働大臣への提出及び公示

2 医療圏の設定方法

- (1) 二次医療圏の設定に当たっては、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状態、交通事情等の社会的条件を考慮して一体の区域として病院における入院に係る医療（三次医療圏で提供することが適当と考えられるものを除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められる区域を単位として認定することとなるが、その際に参考となる事項を次に示す。
 - ① 人口構造、患者の受療の状況（流入患者割合及び流出患者割合を含む。）、医療提供施設の分布など、健康に関する需要と保健医療の供給に関する基礎的事項については、二次医療圏単位又は市町村単位で地図上に表示することなどを検討する。なお、患者の受療状況の把握については、患者調査の利用の他、統計学的に有意な方法による諸調査を実施することが望ましい。

人口規模が 20 万人未満の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合（特に、流入患者割合が 20%未満であり、流出患者割合が 20%以上である場合）、その設定の見直しについて検討する。なお、設定の見直しを検討する際は、二次医療圏の面積や基幹となる病院までのアクセスの時間等も考慮することが必要である。

また、設定を変更しない場合には、その考え方を明記するとともに、医療の需給状況の改善に向けた具体的な検討を行うこと。

- ② 既存の圏域、すなわち、広域市町村圏、保健所・福祉事務所等都道府県の行政機関の管轄区域、学校区（特に高等学校に係る区域）等に関する資料を参考とする。
- (2) 5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制を構築する際の圏域については、従来の二次医療圏に拘らず、患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。
- (3) 三次医療圏については、概ね一都道府県の区域を単位として設定するが、その区域が特に広大であることその他特別の事情がある都道府県にあっては、一都道府県内に複数の三次医療圏を設定しても差し支えない。
また、一般的に三次医療圏で提供することが適当と考えられる医療としては、例えば、特殊な診断又は治療を必要とする次のものが考えられる。
 - ① 臓器移植等の先進的技術を必要とする医療
 - ② 高圧酸素療法等特殊な医療機器の使用を必要とする医療
 - ③ 先天性胆道閉鎖症等発生頻度が低い疾病に関する医療
 - ④ 広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特に専門性の高い救急医療
- (4) 都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし、隣接する都道府県の区域を含めた医療圏を設定することが地域の実情に合い、合理的である場合には、各都道府県の計画にその旨を明記の上、複数の都道府県にまたがった医療圏を設定しても差し支えない。

なお、その際は関係都道府県間での十分な協議や調整を行うとともに必要に応じ厚生労働省にも連絡されたい。

3 基準病床数の算定方法

(1) 基準病床数の算定方法

基準病床数の算定は、規則で定める標準に準拠し、次に掲げる方式によること。

- ① 療養病床及び一般病床に係る基準病床数は、アの算定式により算出した数と、イの算定式により算出した数に、ウの式により算定した数を加えた数の合計数を標準とする。

ア 療養病床

$\{(\text{当該区域の性別及び年齢階級別人口}) \times (\text{当該区域の性別及び年齢階級別入院・入所需要率}) \text{の総和} - (\text{介護施設で対応可能な数}) + (0 \sim \text{当該区域への他区域からの流入入院患者数の範囲内で知事が定める数}) - (0 \sim \text{当該区域から他区域への流出院患者数の範囲内で知事が定める数})\} \times (1 / \text{病床利用率})$

ただし、上記算定式により二次医療圏ごとに算定した数の都道府県における合計数は、

$\{(\text{当該区域の性別及び年齢階級別人口}) \times (\text{当該区域の性別及び年齢階級別入院・入所需要率}) \text{の総和} - (\text{介護施設で対応可能な数})\} \times (1 / \text{病床利用率})$

により二次医療圏ごとに算定した都道府県における合計数を超えることはできない。

イ 一般病床

$\{(\text{当該区域の性別及び年齢階級別人口}) \times (\text{当該区域の性別及び年齢階級別退院率}) \text{の総和} \times \text{平均在院日数} + (0 \sim \text{当該区域への他区域からの流入入院患者数の範囲内で知事が定める数}) - (0 \sim \text{当該区域から他区域への流出院患者数の範囲内で知事が定める数})\} \times (1 / \text{病床利用率})$

ただし、上記算定式により二次医療圏ごとに算定した数の都道府県における合計数は、

$(\text{当該区域の性別及び年齢階級別人口}) \times (\text{当該区域の性別及び年齢階級別退院率}) \text{の総和} \times \text{平均在院日数} \times (1 / \text{病床利用率})$

により二次医療圏ごとに算定した都道府県における合計数を超えることはできない。

ウ 基準病床数の加算部分

なお、当該都道府県において、都道府県外への流出院患者数が都道府県内への流入入院患者数よりも多い場合は、

$\{(\text{都道府県外への流出院患者数}) - (\text{都道府県内への流入入院患者数})\} \times (1 / 3)$

で得られた流出超過加算数を限度として適当と認める
数を各二次医療圏の基準病床数に加えることができる。

(注1)「人口」とは、医療計画作成時における夜間人口をいう。その数値については、国勢調査の結果による人口、地方公共団体の人口に関する公式統計による人口等のうち最近のものによることとする。

(注2)「年齢階級」とは、5歳ごとの年齢による階級である。

(注3)「当該区域の性別及び年齢階級別入院・入所需要率」とは、厚生労働大臣が定める在宅以外の長期療養に係る医療又は介護を必要とする者の性別及び年齢階級別の入院・入所需要率を上限として、都道府県知事が当該区域の状況を勘案して定める値とする。

(注4)「介護施設で対応可能な数」とは、介護施設（介護療養型医療施設を除く。）に入所している者の実数に都道府県知事が今後の介護サービスの進展を考慮した数を加えた数をいう。

(注5)「当該区域の性別及び年齢階級別退院率」とは、地方ブロックの性別及び年齢階級別の退院率をいう。

(注6)「入院・入所需要率」、「退院率」、「病床利用率」及び「平均在院日数」として使用する（参考とする）数値については、医療法第30条の4第2項第11号の療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（昭和61年厚生省告示第165号）により定められている。

(注7) 各区域における流入入院患者数については、都道府県知事が当該区域における医療の確保のために必要と認める事情があるときは、当該区域ごとの数を超えて、当該事情を勘案した数を加えることができる。

(注8) 各区域における流入流出入院患者数については、患者調査、国民健康保険等のレセプト調査等により把握する。

(備考)「地方ブロック」とは、以下の9ブロックをいう。

ブロック名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
北陸	富山、石川、福井
東海	岐阜、静岡、愛知、三重

近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

② 精神病床に係る基準病床数は、都道府県の区域ごとに次の算定式により算出した数を標準とする。

ただし、算定式中「入院率」、「病床利用率」及び「入院患者数」は、それぞれ「精神病床に係る入院率」、「精神病床利用率」及び「精神病床入院患者数」と読み替えて適用する。

{(当該都道府県の年齢階級別人口)×(当該都道府県の年齢階級別新規入院率)の総和+(当該都道府県への他都道府県からの流入入院患者数)-(当該都道府県から他都道府県への流出入院数)}×平均残存率×(1/入院期間が1年未満である者に係る病床利用率)+(当該都道府県における入院期間が1年以上である年齢階級別入院患者数)×(1-退院率)の総和+(当該年において入院期間が1年に達した入院患者数)-(長期入院患者退院促進目標数)}×(1/入院期間が1年以上である者に係る病床利用率)

この場合において、都道府県知事は当該都道府県に所在する病院の入院患者のうち当該都道府県に住所を有する者の数が、

(当該都道府県の年齢階級別人口)×(当該都道府県の年齢階級別入院率)の総和により算定される数を下回っている都道府県については、

(他の都道府県への流出入院患者数)×(1/病床利用率)

で得られた数の3分の1を限度として適当と認められる数をその都道府県における前記の算定式により算定した基準病床数に加えることができる。

(注1)「人口」とは、医療計画作成時における夜間人口をいう。その数値については、国勢調査の結果による人口、地方公共団体の人口に関する公式統計による人口等のうち最近のものによることとする。

(注2)「年齢階級」とは、20歳未満、20歳以上40歳未満、40歳以上65歳未満、65歳以上の年齢による階級とする。

(注3)「平均残存率」とは、次の二つの値を平均した値を標準として都道府県知事が定める値とする。ただし、アの値がイの値を下回る都道府県にあっては、アの値とする。

ア 当該都道府県の平均残存率

イ 全国平均残存率の目標値

なお、ア及びイの値として使用する数値については、医療法第30条の4第2項第11号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（平成18年厚生労働省告示第161号。以下「精神病床算定告示」という。）により定められている。

(注4)「退院率」とは、次の二つの値を平均した値を標準として都道府県知事が定める値とする。ただし、アの値がイの値を上回る都道府県にあっては、アの値とする。

ア 当該都道府県の入院期間が1年以上である入院患者の年齢階級別年間退院率

イ 全国退院率の目標値

なお、ア及びイの値として使用する数値については、精神病床算定告示により定められている。

(注5)「当該都道府県の年齢階級別新規入院率」、「入院期間が1年未満である者に係る病床利用率」、「長期入院患者退院促進目標数」、「入院期間が1年以上である者に係る病床利用率」、「当該都道府県の年齢階級別入院率」、「病床利用率」として使用する数値については、精神病床算定告示により定められている。

(注6)各都道府県における流入流出入院患者数については、患者調査、国民健康保険等のレセプト調査等により把握する。

③ 結核病床に係る基準病床数は、都道府県の区域ごとに都道府県知事が定める数とする。

なお、基準病床数の算定に当たっては、「医療計画における結核病床の基準病床数の算定について」（平成17年7月19日健感発第0719001号健康局結核感染症課長通知）を参照すること。

④ 感染症病床に係る基準病床数は、都道府県の区域ごとに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の指定を受けている特定感染症指定医療機関の感染症病床並びに同条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床の数を合算した数を基準として都道府県知事が定める数とする。

(2) 基準病床数の算定の特例

医療計画作成時に次のような事情があるため、都道府県知事が都道府県医療審議会の意見を聴いた上で厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数又は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を基準病床数とすることができる。

- ① 急激な人口の増加が見込まれ、病床の増加が必要と考えられる場合
- ② 特定の疾患に罹患する者が異常に多い場合
- ③ 高度の医療を提供する能力を有する病院が集中している場合
- ④ 基準病床数に係る特例の対象となる病床以外で、医学・医術の進歩に伴い特殊病床が必要と考えられる場合
- ⑤ その他当該区域において準ずる事情がある場合

4 5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制構築の手順

(1) 現状の把握

都道府県は、医療連携体制を構築するにあたって、患者動向、医療資源及び医療連携に関する情報等を収集し、現状を把握する必要がある。

これらの情報には、次に掲げる既存の統計・調査等の公開情報並びに調査票情報を用いた分析により得られる情報のほか、医療施設・関係団体等に対する調査や患者・住民に対するアンケート調査、ヒアリング等で得られる情報がある。

なお、医療提供体制等に関する情報のうち経年的あるいは医療圏間での比較・評価等が可能で、数値で把握できる情報に関して、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）、独自調査やデータの解析等により入手可能な指標（推奨指標）として、5 疾病・5 事業及び在宅医療の指針の別表において例示されたものについては、医療計画に原則記載する。また、5 疾病・5 事業及び在宅医療の指針の別表に掲げる指標例を参考に、病期・医療機能及びストラクチャー・プロセス・アウトカムの要素も加味して、指標間相互の関連性も含めて、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握する。既存の統計・調査等のみでは現状把握が不十分な場合、積極的に新たな調査を行うことが重要である。

- ① 人口動態調査
- ② 国民生活基礎調査
- ③ 患者調査
- ④ 国民健康・栄養調査
- ⑤ 衛生行政報告例
- ⑥ 介護保険事業状況報告調査

- ⑦ 医療施設調査
- ⑧ 病院報告
- ⑨ 医師・歯科医師・薬剤師調査
- ⑩ 地域保健・健康増進事業報告
- ⑪ 介護サービス施設・事業所調査
- ⑫ 介護給付費実態調査

(2) 協議の場の設置

都道府県は、5 疾病・5 事業及び在宅医療について、それぞれの医療体制を構築するため、医療審議会もしくは医療対策協議会の下に、5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれについて協議する場（以下「作業部会」という。）を設置する。また必要に応じて圏域ごとに関係者が具体的な連携等について協議する場（以下「圏域連携会議」という。）を設置する。

作業部会と圏域連携会議は、有機的に連携しながら協議を進めることが重要であり、原則として、圏域連携会議における協議結果は作業部会へ報告すること。また、それぞれの協議の内容・結果については、原則として、周知・広報すること。

① 作業部会

ア 構成

作業部会は、地域の実情に応じた医療体制を構築するため、例えば次の（ア）から（ク）に掲げる者を代表する者により構成し、構成する者が（ア）から（ク）のどの区分に該当するかを明示すること。

- （ア）地域医師会等の医療関係団体
- （イ）医師、歯科医師、薬剤師、看護師など現に診療に従事する者
- （ウ）介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定するサービス事業者
- （エ）医療保険者
- （オ）医療・介護サービスを受ける患者・住民
- （カ）保健・医療・福祉サービスを担う都道府県・市町村
- （キ）学識経験者
- （ク）上記（ア）から（キ）までの他、各疾病及び事業において重要な役割を担う者

なお、医療サービスを受ける立場の意見についても、十分に配慮することが望ましいことから、（オ）の患者・住民に対して

は、十分な情報提供と解説などの支援を行うことにより、議論に参加しやすい環境が整うよう努めること。

イ 内容

作業部会は、下記の事項について協議する。

(ア) 地域の医療資源の把握

医療資源・医療連携に関する情報から、地域において各医療機能の要件を満たす医療機関を確認する。また、患者動向等も加味して、地域において不足している医療機能あるいは調整・整理が必要な医療機能を明確にする。なお、可能な限り二次医療圏を基礎として医療資源を把握する。

(イ) 圏域の設定

上記（ア）に基づき、圏域を検討・設定する。この場合、5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれについて特有の重要事項（5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る流入患者割合、流出患者割合を含む。）に基づき、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

(ウ) 課題の抽出

（ア）により把握した現状を分析し、5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれについて、求められる医療機能とその連携体制など、目指すべき方向を踏まえ、地域の医療提供体制の課題を抽出する。その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。

(エ) 数値目標の設定

抽出した課題をもとに、事後に定量的な比較評価が行えるよう、地域の実情に応じた数値目標、目標達成に要する期間を定める。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第7に掲げる諸計画等に定められた目標等も勘案するものとする。なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題が解決されると思われる目標を設定すること。

(オ) 施策

課題に対応した数値目標の達成のために行う具体的な施策を盛り込んだ計画を策定する。

② 圏域連携会議

圏域連携会議は、各医療機能を担う関係者が、相互の信頼を醸成し、円滑な連携が推進されるよう実施するものである。

その際保健所は、地域医師会等と連携して当会議を主催し、医療機関相互または医療機関と介護サービス事業所との調整を行うなど、積極的な役割を果たすものとする。

ア 構成

各医療機能を担う全ての関係者

イ 内容

下記の（ア）から（ウ）について、関係者全てが認識・情報を共有した上で、各医療機能を担う医療機関を決定する。

（ア）医療連携の必要性について認識の共有

（イ）医療機関等に係る人員、施設設備及び診療機能に関する情報の共有

（ウ）当該疾病及び事業に関する最新の知識・診療技術に関する情報の共有

また、状況に応じて、地域連携クリティカルパス導入に関する検討を行う。

(3) 患者・住民の意見の反映

都道府県は、患者・住民の作業部会への参加やタウンミーティングの開催、患者・住民へのヒアリングやアンケート調査、医療計画のパブリックコメントなどにより、患者・住民の意見を反映させること。

(4) 医療計画への記載

都道府県は、前記第3の3に示すとおり、医療機能ごとに、目標、医療機関に求められる医療体制、課題、数値目標、数値目標の達成のために行う施策等を医療計画に記載する。

また、原則として各医療機能を担う医療機関等の名称も記載するものとする。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともあり得る。

(5) 変更が生じた場合の措置

医療計画策定後、医療機能を担う医療機関の変更が生じた場合は、可能な限り速やかに記載内容を変更する必要がある。

この場合、医療審議会の議をその都度経なくてもすむように、医療機関の変更に伴う手続をあらかじめ定めておく必要がある。

第5 医療計画の推進等

1 医療計画の推進体制

医療計画の推進体制については、第4の2(2)に定める協議の場を設けるなど、関係者が互いに情報を共有することにより、信頼関係を醸成し、円滑な連携が推進されるような体制を構築することが望ましい。

2 医療計画の推進状況の把握、評価及び再検討

医療計画の実効性を上げるためには、具体的な数値目標の設定と評価を行い、その評価結果に基づき、計画の内容を見直すことが重要である。

そのため、第3の11に示すとおり、施策の目標、推進体制、推進方策、評価・見直し方法（評価を行う組織（医療審議会等）を含む。）等を計画においてあらかじめ明らかにした上で、少なくとも5年ごとに、施策全体又は医療計画全体の達成状況について調査、分析、評価及び公表を行い、必要があるときは計画を変更する。

但し、5疾病・5事業及び在宅医療については、上記と同様に評価・見直し体制及び公表方法を明らかにした上で、目標項目の数値の年次推移や施策の進捗状況の把握、評価について定期的に実施（1年ごとの実施が望ましい。）、評価し、目標に対する進捗状況が不十分な場合、その原因を分析した上で、必要に応じて施策の見直しを図ること。

第6 医療計画に係る報告等

都道府県ごとの実情を把握し適正な医療計画の推進に資するため、法第30条の4第12項の規定に基づく医療計画の厚生労働大臣への報告については、次のとおり取り扱う。

1 医療計画の厚生労働大臣への報告

(1) 報告事項

- ① 医療計画及びその概要並びに付属資料
- ② 公示の方法（都道府県の公報の写し等を添付）
- ③ 原案作成年月日、市町村からの意見聴取年月日、医療審議会への諮問年月日及び答申年月日、公示年月日
- ④ 必須指標・推奨指標等による現状把握の結果
- ⑤ 目標項目の数値の年次推移や施策の進捗状況の評価

（注1）⑤については、医療計画の対象期間の当初から1年ごとに提出すること

（注2）①・④・⑤については、紙媒体及び電子媒体で提出すること

(2) 紙媒体の提出部数 5 部

(3) 報告時期

医療計画及びその概要並びに付属資料は公示前とし、その他の印刷物がある場合は公示後速やかに報告するものとする。

なお、例えば 5 疾病・5 事業及び在宅医療の医療連携体制において、医療機能を担う医療機関の記載を変更した場合など、法第 30 条の 6 の規定に基づかない計画変更の場合には、報告の対象としないこととする。

2 医療法第 30 条の 11 の規定に基づく勧告の実施状況の報告

(1) 報告事項……………別紙様式 3

開設者氏名、病院所在地、開設等申請年月日、申請病床数、申請病 床の種別、勧告年月日、医療審議会の意見、勧告に対する申請者の対応、その他参考事項

(2) 提出部数 4 部

(3) 報告時期

勧告の行った日の属する月の翌月の 10 日までとする。ただし、「勧告に対する申請者の対応」が相当遅れる場合は、当該部分のみ後日報告するものとする。

(別紙様式 3) 略

医政指発 0330 第 9 号
平成 24 年 3 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について

医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 30 条の 4 の規定に基づき、医療計画に記載する事項として、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の 4 疾病並びに救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）の 5 事業に加え、新たに精神疾患及び居宅等における医療（以下「在宅医療」という。）が追加されたところである（以下、4 疾病及び精神疾患、5 事業並びに在宅医療を「5 疾病・5 事業及び在宅医療」という。）。

各都道府県が医療提供体制を確保するに当たり、特に 5 疾病・5 事業及び在宅医療については、①疾病又は事業ごとに必要となる医療機能を明確化した上で、②地域の医療機関がどのような役割を担うかを明らかにし、さらに③医療連携体制を推進していくことが求められる。

医療機能の明確化から連携体制の推進にいたるこのような過程を、以下、医療体制の構築ということにする。

5 疾病・5 事業及び在宅医療の医療体制を構築するに当たっては、それぞれに求められる医療機能を具体的に把握し、その特性及び地域の実情に応じた方策を講ずる必要があることから、下記のとおり、それぞれの体制構築に係る指針を国において定めたので、新たな医療計画作成のための参考にさせていただきたい。

なお、本通知は法第 30 条の 8 に基づく技術的助言であることを申し添える。

また、「疾病又は事業ごとの医療体制について」（平成 19 年 7 月 20 日医政指発第 0720001 号医政局指導課長通知）は廃止する。

記

1 法的根拠

法第 30 条の 4 第 4 項の規定に基づき、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患の 5 疾病並びに救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療の 5 事業（以下「5 疾病・5 事業」という。）に係る医療連携体制を構築するための方策を医療計画に定めることとなっている。

また、法第 30 条の 3 第 1 項の規定に基づき、医療提供体制の確保に関する基本方針（平成 19 年厚生労働省告示第 70 号。以下「基本方針」という。）が本年 3 月 22 日に改正され、本年 4 月 1 日からの適用とされたところである。

基本方針第 1 の 1 に示すとおり、5 疾病・5 事業とともに、在宅医療に対応した医療連携体制の早急な構築を図ることが必要であり、在宅医療についても、5 疾病・5 事業と同様に、医療連携体制を構築するための方策を医療計画に定めることが求められる。

また、基本方針第 4 の 2 に示すとおり、5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療体制を各都道府県が構築するに当たっては、地域の医療提供施設の医療機能を医療計画に明示することにより、患者や住民に対し、分かりやすい情報提供の推進を図る必要がある。

一方、基本方針第 2 の 2 に示すとおり、国は 5 疾病・5 事業及び在宅医療について調査及び研究を行い、5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに求められる医療機能を明らかにすることとされており、本通知は、国として当該医療機能を明らかにすること等により、都道府県の医療体制構築を支援するものである。

なお、医療機能に関する情報の提供については、法第 6 条の 3 に基づく医療機能情報提供制度が別途実施されている。

5 疾病・5 事業及び在宅医療の医療体制構築に当たっては、当該制度により都道府県に報告された医療機能情報を活用できること、特に、患者や住民に情報を提供するためだけではなく、地域の医療関係者が互いに情報を共有することで信頼を醸成し、円滑な連携を推進するためにも活用すべきであることに留意されたい。

2 策定に当たっての留意点

別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」は、国として、①5 疾病・5 事業及び在宅医療の医療機能の目安を明らかにした上で、②

各医療機能を担う地域の医療機関が互いに信頼を醸成し、円滑な連携を推進するために、都道府県の実施すべき手順を示したものである。

都道府県におかれては、地域において切れ目のない医療の提供を実現するための、良質かつ適切な医療を効率的に提供するための医療計画策定に当たり、本指針を参考にされたい。

なお策定に当たっては、次に掲げる点に留意されたい。

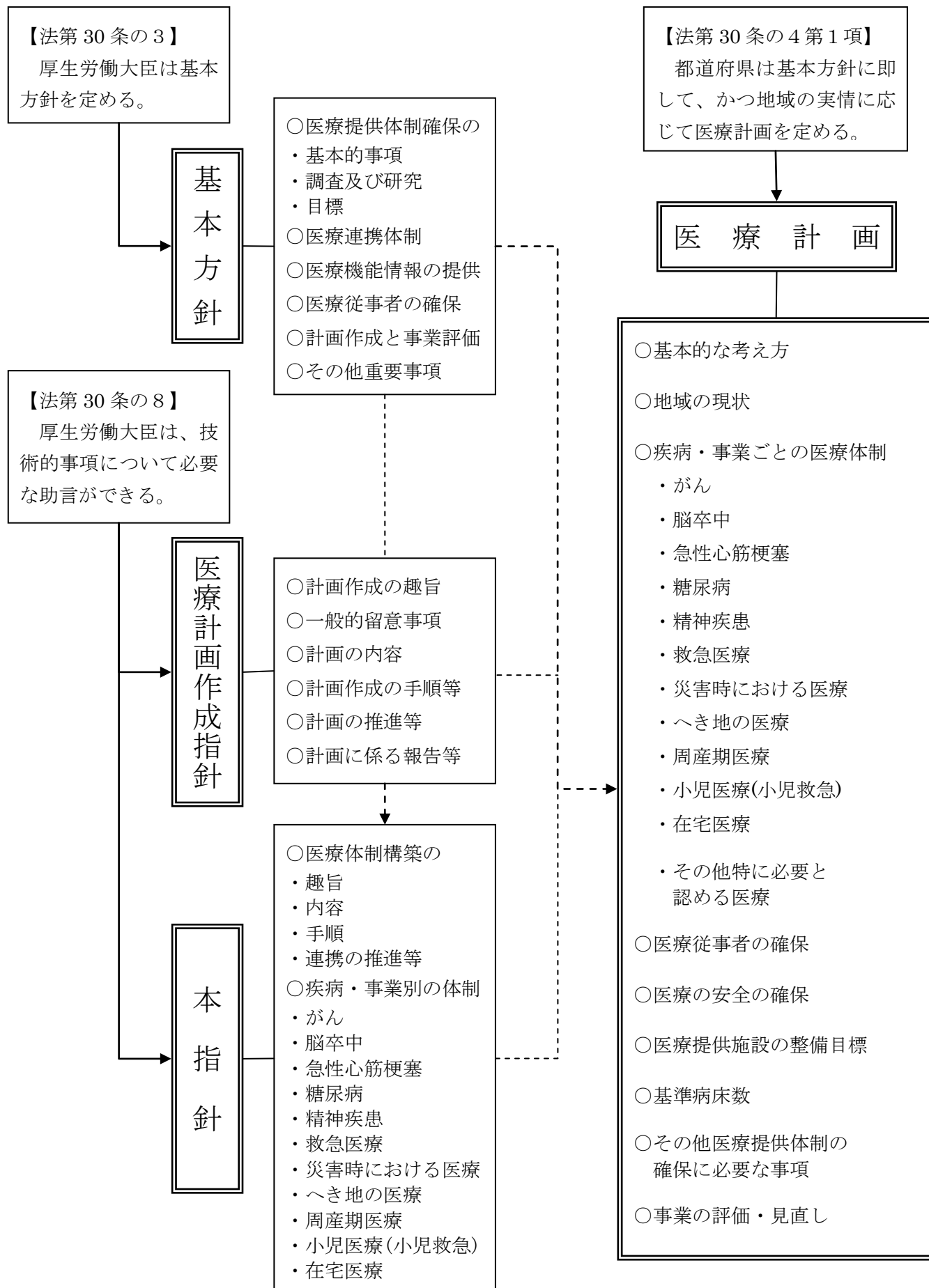
- ① ５疾病・５事業及び在宅医療の医療体制については、各都道府県が、患者動向、医療資源等地域の実情に応じて構築するものであること。
- ② したがって、本指針は医療体制の構築のための目安であり、必ずしもこれに縛られるものではないこと。
- ③ ５疾病・５事業ごと及び在宅医療の医療体制構築に当たっては、地域の実情に応じて必要性の高いものから優先的に取り組むことが必要であること。
- ④ 本指針は国における現時点での知見に基づくものであり、今後も検討、調査、研究を続けて適宜提示するものであること。

３ 本指針の位置づけ及び構成

５疾病・５事業及び在宅医療の医療体制を含めた、新たな医療計画制度の全体像については、「医療計画について」（平成 24 年 3 月 30 日医政発 0330 第 28 号医政局長通知）の別紙「医療計画作成指針」により別途提示しているところである。

「医療計画作成指針」と「疾病又は事業ごとの医療体制構築に係る指針」との関係は別表のとおりであり、各都道府県におかれては、新たな医療計画の作成に当たり、「医療計画作成指針」を参考に計画全体の構成、作成の手順等を検討した上で、本指針により ５疾病・５事業及び在宅医療に係る具体的な医療体制の構築及び計画の作成を図られたい。

(別表)



(別紙)

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針

目次

第 1 趣旨

第 2 内容

第 3 手順

第 4 連携の推進等

がんの医療体制構築に係る指針 (P7)

第 1 がんの現状

第 2 医療機関とその連携

第 3 構築の具体的な手順

脳卒中の医療体制構築に係る指針 (P17)

第 1 脳卒中の現状

第 2 医療機関とその連携

第 3 構築の具体的な手順

急性心筋梗塞の医療体制構築に係る指針 (P29)

第 1 急性心筋梗塞の現状

第 2 医療機関とその連携

第 3 構築の具体的な手順

糖尿病の医療体制構築に係る指針 (P40)

第 1 糖尿病の現状

第 2 医療機関とその連携

第 3 構築の具体的な手順

精神疾患の医療体制構築に係る指針 (P51)

第 1 精神疾患の現状

第 2 医療機関とその連携

第 3 構築の具体的な手順

救急医療の体制構築に係る指針 (P66)

第 1 救急医療の現状

第 2 医療機関とその連携

第 3 構築の具体的な手順

災害時における医療体制の構築に係る指針 (P84)

第 1 災害医療の現状

第 2 医療機関とその連携

第 3 構築の具体的な手順

へき地の医療体制構築に係る指針(P95)

- 第 1 へき地の医療の現状
- 第 2 医療機関とその連携
- 第 3 構築の具体的な手順

周産期医療の体制構築に係る指針(P106)

- 第 1 周産期医療の現状
- 第 2 医療機関とその連携
- 第 3 構築の具体的な手順

小児医療の体制構築に係る指針(P126)

- 第 1 小児医療の現状
- 第 2 医療機関とその連携
- 第 3 構築の具体的な手順

在宅医療の体制構築に係る指針(P138)

- 第 1 在宅医療の現状
- 第 2 医療機関とその連携
- 第 3 構築の具体的な手順

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針

第1 趣旨

人口の急速な高齢化が進む中、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患の5疾病(以下「5疾病」という。)については、生活の質の向上を実現するため、これらに対応した医療体制の構築が求められている。

さらには、地域医療の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療(小児救急を含む。)の5事業(以下「5事業」という。)についても、これらに対応した医療体制の構築により、患者や住民が安心して医療を受けられるようにすることが求められている。

疾病構造の変化や地域医療の確保といった課題に対応するためには、効率的で質の高い医療体制を具体的に構築することが求められる。

具体的には、各都道府県において、5疾病・5事業及び在宅医療について、それぞれに求められる医療機能を明確にした上で、地域の医療関係者等の協力の下に、医療機関が機能を分担及び連携することにより、切れ目なく医療を提供する体制を構築することが必要である。

加えて、こうした医療体制の構築に患者や住民が参加することを通じ、患者や住民が地域の医療機能を理解し、医療の必要性に応じた質の高い医療を受けられるようになることが期待される。

以下、第2「内容」、第3「手順」及び第4「連携の推進等」において、医療体制の構築に当たって5疾病・5事業及び在宅医療に共通する事項を示すとともに、5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれの指針において、各々の特性に関する事項を示すので参考とされたい。

第2 内容

5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれについて、まず1「必要となる医療機能」を明らかにした上で、2「各医療機能を担う医療機関等の名称」、3「数値目標」を記載する。

1 必要となる医療機能

例えば脳卒中の場合に、急性期、回復期から維持期にいたるまでの病期ごとの医療機能を明らかにすると同様、他の疾病・事業及び在宅医療についても明らかにする。

2 各医療機能を担う医療機関等の名称

前記1の各医療機能を担う医療機関等については、後記第3の2に示すとおり、地域の医療提供者等が協議の場に参加し、検討する。なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともありうる。

その検討結果を踏まえ、法第7条第3項に基づく医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条の14第7項の規定※に留意しつつ、原則として、それらを担う医療機関等の名称を記載する。

医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。

※ 医療法施行規則第1条の14第7項とは

診療所に一般病床を設けようとするとき、許可を受けることを要しない診療所として、次に掲げる場合を定めたもの。

- ① 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所
- ② へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所
- ③ 前記①及び②に掲げる診療所のほか、例えば、周産期医療、小児医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所

3 数値目標

5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれについて、地域の実情に応じた数値目標を設定する。

数値目標の設定に当たっては、基本方針第7に掲げる諸計画等に定められる目標を勘案するものとする。

第3 手順

1 情報の収集

都道府県は、医療体制を構築するに当たって、患者動向、医療資源及び医療連携に関する情報等を収集し、現状を把握する必要がある。

これらの情報には、次に掲げる既存の統計・調査から得られる情報のほか、関係団体や住民に対するアンケート調査やヒアリング等で得られる情報がある。

なお、医療提供体制等に関する情報のうち経年的あるいは医療圏間での比較・評価等が可能で、数値で把握できる情報に関して、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）、独自調査やデータの解析等により入手可能な指標（推奨指標）として、5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれの指針の別表において示されたものについては、原則として医療計画に記載する。また、5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれの指針の別表に掲げる指標例を参考に、病期・医療機能及びストラクチャー・プロセス・アウトカムの要素も加味して、指標間相互の関連性も含めて、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握する。

既存の統計・調査等のみでは現状把握ができない場合、積極的に新たな調査を行うことが重要である。

- (1) 人口動態統計
- (2) 国民生活基礎調査
- (3) 患者調査
- (4) 国民健康・栄養調査
- (5) 衛生行政報告例
- (6) 介護保険事業状況報告調査
- (7) 医療施設調査
- (8) 病院報告
- (9) 医師・歯科医師・薬剤師調査
- (10) 地域保健・健康増進事業報告
- (11) 介護サービス施設・事業所調査
- (12) 介護給付費実態調査

2 協議の場の設置

都道府県は、医療審議会もしくは医療対策協議会の下に、5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療体制を構築するため、5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれについて協議する場（以下「作業部会」という。）を設置する。必要によっては、さらに、圏域ごとに関係者が具体的な連携等について協議する場（以下「圏域連携会議」という。）を設置する。

協議に際しては、数値目標の設定やそれを達成するための施策の実施の結果、地域格差が生じたり、患者・住民が不利益を被ることのないよう配慮する。

なお、作業部会と圏域連携会議は、緊密に連携しながら協議を進めることが重要である。

- (1) 作業部会

① 構成

作業部会は、地域の実情に応じた医療体制を構築するため、例えば次に掲げる者を代表する者により構成する。

- ア 地域医師会等の医療関係団体
- イ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師など現に診療に従事する者
- ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービス事業者
- エ 医療保険者
- オ 医療・介護サービスを受ける患者・住民
- カ 保健・医療・福祉サービスを担う都道府県・市町村
- キ 学識経験者
- ク その他、各疾病及び事業において重要な役割を担う者

② 内容

作業部会は、下記の事項について協議する。

ア 地域の医療資源の把握

「1 情報の収集」において把握した医療資源・医療連携に関する情報から、地域において各医療機能の要件を満たす医療機関を確認する。また、患者動向等も加味して、地域において不足している医療機能あるいは調整・整理が必要な医療機能を明確にする。特に5疾病については、まずは二次医療圏を基礎として医療資源を把握する。

イ 圏域の設定

上記アに基づき、圏域を検討・設定する。この場合、5疾病・5事業及び在宅医療に特有の重要事項に基づき、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

ウ 課題の抽出

上記アにより把握した現状を分析し、求められる医療機能とその連携体制など、目指すべき方向を踏まえ、地域の医療提供体制の課題を抽出する。その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。

エ 数値目標の設定

抽出した課題をもとに、事後に定量的な比較評価が行えるよう、地域の実情に応じた数値目標、目標達成に要する期間を定める。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第7に掲げる諸計画等に定められた目標等も勘案するものとする。なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定する。

オ 施策

課題に対応した数値目標の達成のために行う具体的な施策を盛り込んだ計画を策定する。

(2) 圏域連携会議

圏域連携会議は、各医療機能を担う関係者が、相互の信頼を醸成し、円滑な連携が推進されるよう実施するものである。

その際保健所は、地域医師会等と連携して当会議を主催し、医療機関相互または医療機関と介護サービス事業所との調整を行うなど、積極的な役割を果たすものとする。

① 構成

各医療機能を担う全ての関係者

② 内容

下記のアからウについて、関係者全てが認識・情報を共有した上で、各医療機能を担う医療機関を決定する。

ア 医療連携の必要性について認識の共有

イ 医療機関等に係る人員、施設設備及び診療機能に関する情報の共有

ウ 当該疾病及び事業に関する最新の知識・診療技術に関する情報の共有

なお、状況に応じて、地域連携クリティカルパス導入に関する検討を行う。

3 患者・住民の意見の反映

都道府県は、患者・住民の作業部会への参加やタウンミーティングの開催、患者・住民へのヒアリングやアンケート調査、医療計画のパブリックコメントなどにより、患者・住民の意見を反映させること。

4 医療計画への記載

都道府県は、前記第3の2に示すとおり、医療機能ごとに医療機関等に求められる事項、数値目標等について検討し、医療計画に記載する。

また、原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称も記載するものとする。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともあり得る。

さらに、医療機関等の名称については、例えば圏域内に著しく多数の医療機関等が存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。

5 変更が生じた場合の措置

医療計画策定後、医療機能を担う医療機関の変更が生じた場合は、できるだけ速やかに記載内容を変更する必要がある。

この場合、医療審議会の議をその都度経なくてもすむように、変更に伴う手続きをあらかじめ定めておく必要がある。

第4 連携の推進等

計画の推進体制については、第3の2に定める協議の場を設けるなど、関係者が互いに情報を共有することにより、信頼関係を醸成し、円滑な連携が推進されるような体制を構築することが望ましい。

また、医療計画の実効性を上げるためには、具体的な数値目標の設定と評価を行い、その評価結果に基づき、計画の内容を見直すことが重要である。

数値目標等の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも5年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更する。

なお、目標項目の数値の年次推移や施策の進捗状況の把握、評価については定期的に実施（1年ごとに実施が望ましい。）、評価し、必要に応じて施策の見直しを図る。

がんの医療体制構築に係る指針

がん検診等でがんの可能性が疑われた場合や症状を呈した場合、まず精密検査等が実施される。

そして、がんの確定診断等が行われた場合、さらに詳細な検査により、がんの進行度の把握や治療方針の決定が行われる。

がんの治療は、がん診療連携拠点病院（以下「がん拠点病院」という。）やその他のがん診療に係る医療機関において、個々のがんの種類や進行度に応じて、手術療法、放射線療法及び化学療法（本指針では薬物療法等を含むものとする。）又はこれらを組み合わせた集学的治療等が実施される。

同時に、がんと診断された時から、身体的な苦痛及び精神心理的な苦痛等に対して、患者とその家族への緩和ケアが必要である。

その後も再発予防のための術後療法や再発の早期発見のための定期的かつ専門的検査等、長期の管理が必要となる。

このようにがん患者に必要とされる医療は患者の状態やがんの種類・病期等によって異なるため、それぞれの医療機関が相互に連携しながら、継続して実施されることが必要である。

また、がん対策について政府は、「がん対策基本法」（平成 18 年法律第 98 号）に基づき「がん対策推進基本計画」（平成 19 年 6 月閣議決定）を策定し、都道府県は、これを基本とし、各都道府県におけるがん医療の現状等を踏まえて、「都道府県がん対策推進計画」を策定し、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

本指針は、がん対策推進基本計画のうち医療計画に反映すべき事項等について、住民・患者の視点に立った計画を作成するという観点から、その考え方を示すものである。なお、がん対策推進基本計画は平成 24 年 3 月に変更案ががん対策推進協議会より答申されており、今後閣議決定されることに留意すること。

具体的には、「第 1 がんの現状」でがんの発症・転帰がどのようなものであるのか、どのような医療が行われているのかを概観し、次に「第 2 医療機関とその連携」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第 3 構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析するとともに、各病期に求められる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれら医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

第1 がんの現状

がんは、浸潤性に増殖し転移する悪性腫瘍であり、基本的にはほぼすべての臓器・組織で発生しうるものである。このため、がん医療は、その種類によって異なる部分があるが、本指針においてはがん医療全体に共通する事項を記載することとする。

1 がんの疫学

がんは、我が国において昭和56年(1981年)より死因の第1位であり、平成22年には年間約35万人以上の国民が亡くなっている¹。

また、生涯のうちにがんにかかる可能性はおよそ2人に1人とされている²。

継続的に医療を受けているがん患者数は約152万人³、1年間に新たにがんにかかる者は約69万人以上⁴と推計されている。

さらに、今後、人口の高齢化とともにがんの罹患者数及び死亡者数は増加していくことが予想され、依然としてがんは国民の生命と健康にとって重要な課題である。一方で、がん患者・経験者の中にも長期生存し、社会で活躍している者も多い。

がんの年齢調整死亡率は近年減少傾向であるが、がんの種類によりその傾向に違いが見られる。また、全がんの5年相対生存率は57%である⁴が、原発巣による予後の差は大きく、肺がん、肝臓がん、膵臓がんの5年相対生存率はそれぞれ29%、27%、6%となっている⁵。

2 がんの予防、がんの早期発見

(1) がんの予防

がんの原因には、喫煙(受動喫煙を含む)、食生活、運動等の生活習慣、ウイルスや細菌への感染など様々なものがある。

がんの予防には、これらの生活習慣の改善やがんに関連するウイルスの感染予防等が重要であり、バランスのとれた取り組みが求められる。

(2) がんの早期発見

¹ 厚生労働省「人口動態統計(確定数)」(平成22年)

² がん研究振興財団「がんの統計'10年版」

³ 厚生労働省「患者調査」(平成20年)

⁴ 独立行政法人国立がん研究センター がん対策情報センター「全国がん罹患モニタリング集計2006年罹患数・率報告」

⁵ 独立行政法人国立がん研究センター がん対策情報センター「全国がん罹患モニタリング集計2000-2002年生存率報告」

がんを早期発見するため、胃がんでは胃 X 線検査、肺がんでは胸部 X 線検査及び喀痰検査、乳がんではマンモグラフィ検査及び視触診、大腸がんでは便潜血検査、子宮頸がんでは細胞診等のがん検診が行われている。

これらのがん検診においてがんの可能性が疑われた場合、さらに内視鏡検査及び CT・MRI 検査等の精密検査が実施される。

3 がんの医療

(1) 診断

がん検診によりがんの可能性が疑われた場合や症状を呈した場合、精密検査により確定診断され、がんの種類やがんの進行度の把握、治療方針の決定等が行われる。

(2) がん治療

がん治療には、手術療法、放射線療法及び化学療法等があり、がんの種類や病態に応じて、単独で行う治療又はこれらを組み合わせた集学的治療が行われる。

がん治療については、学会等が様々ながんに対して EBM(科学的根拠に基づく医療)に基づく診療ガイドラインを作成している。

また、各医療機関ではこれらの診療ガイドライン等に基づいてクリティカルパス(検査と治療等を含めた診療計画表をいう。)が作成されている。

(3) 緩和ケア

がんと診断された時から、身体的な苦痛及び精神心理的な苦痛等に対する緩和ケアを、がん治療と並行して実施することが求められている。

がん性疼痛の緩和では、医療用麻薬等の投与や神経ブロック等が行われる。また、疼痛以外の嘔気や食欲不振、呼吸困難感といった身体的諸症状に対する治療や支援も行われる。

併せて、がん患者とその家族には、しばしば不安や抑うつ等の精神心理的な問題が生じることから、心のケアを含めた精神医学的な対応が行われる。

(4) リハビリテーション、定期的なフォローアップ、在宅療養

がん治療後は、治療の影響や病状の進行により、患者の嚥下や呼吸運動などの日常生活動作に障害を来すことがあることから、リハビリテーションが行われる。また、再発したがんの早期発見などを目的として、定期的なフォローアップ等が行われる。

さらに、在宅療養を希望する患者に対しては、患者やその家族の意向に沿った継続的な医療が提供されるとともに、必要に応じて適切な緩和ケア

が行われ、居宅等での生活に必要な介護サービスが提供される。さらに、終末期には、看取りまで含めた医療や介護サービスが行われる。

第2 医療機関とその連携

1 目指すべき方向

前記「第1 がんの現状」を踏まえ、個々の医療機能、それを満たす医療機関、さらにそれらの医療機関相互の連携により、保健、医療及び介護サービスが連携・継続して実施される体制を構築する。

(1) 手術療法、放射線療法及び化学療法等を単独で行う治療や、これらを組み合わせた集学的治療が実施可能な体制

① 進行・再発といった様々ながんの病態に応じ、手術療法、放射線療法及び化学療法等を単独で行う治療もしくはこれらを組み合わせた集学的治療の実施

② 患者とその家族の意向に応じて、専門的な知識を有する第三者の立場にある医師に意見を求めることができるセカンドオピニオンを受けられる体制

③ 医療従事者間の連携と補完を重視した多職種でのチーム医療を受けられる体制

(2) がんと診断された時から緩和ケアを実施する体制

① がんと診断された時から患者とその家族に対する全人的な緩和ケアの実施

② 診断、治療、在宅医療など様々な場面における切れ目のない緩和ケアの実施

(3) 地域連携・支援を通じたがん診療水準の向上

① がん拠点病院等による各種研修会、カンファレンスなどを通じた地域連携・支援の実施

② がん診療機能や在宅療養支援機能を有する医療機関が相互に連携を強化し、急変時の対応等に関して在宅療養中の患者に対する支援の実施

2 各医療機能と連携

前記「1 目指すべき方向」を踏まえ、がんの医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(3)に示す。

都道府県は、各医療機能の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

(1) がんを予防する機能【予防】

① 目標

- ・ 喫煙やがんと関連するウイルスの感染予防などがんのリスクを低減させること
- ・ 科学的根拠に基づくがん検診の実施、精度管理・事業評価の実施及びがん検診受診率を向上させること

② 関係者に求められる事項

(医療機関)

- ・ がんに係る精密検査を実施すること
- ・ 精密検査の結果をフィードバックする等、がん検診の精度管理に協力すること
- ・ 敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと

(行政)

- ・ 市町村（特別区を含む。以下同じ。）はがん検診を実施すること
- ・ 都道府県がん登録を実施し、がん登録の精度向上に努めること
- ・ 要精検者が確実に医療機関を受診するように連携体制を構築すること
- ・ 都道府県は、生活習慣病検診等管理指導協会の一層の活用を図る等により、検診の実施方法や精度管理の向上等に向けた取組を検討すること
- ・ 都道府県は市町村に対して科学的根拠に基づくがん検診を実施するよう助言すること
- ・ 禁煙希望者に対する禁煙支援や受動喫煙の防止等のたばこ対策に取り組むこと
- ・ 感染に起因するがんへの対策を推進すること

(2) がん診療機能【治療】

① 目標

- ・ 精密検査や確定診断等を実施すること
- ・ 診療ガイドラインに準じた診療を実施すること
- ・ 患者の状態やがんの病態に応じて、手術療法、放射線療法及び化学療法等や、これらを組み合わせた集学的治療を実施すること
- ・ がんと診断された時から緩和ケアを実施すること
- ・ 治療後のフォローアップを行うこと
- ・ 各職種の専門性を活かし、医療従事者間の連携と補完を重視した多職種でのチーム医療を実施すること

② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

- ・ 血液検査、画像検査(X線検査、CT、超音波検査、内視鏡、MRI、核医学検査)及び病理検査等の、診断・治療に必要な検査が実施可能であること
- ・ 病理診断や画像診断等が実施可能であること
- ・ 患者の状態やがんの病態に応じて、手術療法、放射線療法及び化学療法等や、これらを組み合わせた集学的治療が実施可能であること
- ・ がんと診断された時から緩和ケアを実施すること

さらに、がん拠点病院としては以下の対応が求められる。なお、詳細については、「がん診療連携拠点病院の整備について」(平成20年3月1日健発第0301001号厚生労働省健康局長通知)を参照すること。

- ・ 患者の状態やがんの病態に応じて、手術療法、放射線療法及び化学療法等や、これらを組み合わせた集学的治療が実施可能であること(化学療法については外来でも可能であること)
- ・ 各職種の専門性を活かし、医療従事者間の連携と補完を重視した多職種でのチーム医療を実施すること
- ・ 患者とその家族の意向に応じて、専門的な知識を有する第三者の立場にある医師の意見を求めることができるセカンドオピニオンが受けられること
- ・ 相談支援の体制を確保し、情報の収集・発信、患者・家族の交流の支援等を実施していること
- ・ がんと診断された時から緩和ケアを実施すること(緩和ケアチームの整備や外来での緩和ケアを実施し、患者とその家族に対して、身体的な苦痛及び精神心理的な苦痛等に対する全人的な緩和ケアを提供すること)
- ・ 地域連携支援の体制を確保するため、病院間の役割分担を進めるとともに、研修、カンファレンス、診療支援、地域連携クリティカルパス等の活用や、急変時の対応も含めて、他のがん診療機能や在宅療養支援機能を有している医療機関等と連携すること
- ・ 院内がん登録を実施し、地域がん登録へ積極的に協力すること

③ 医療機関の例

- ・ がん拠点病院
- ・ 病院又は診療所

(3) 在宅療養支援機能【療養支援】

① 目標

- ・ がん患者やその家族の意向を踏まえ、在宅等の生活の場での療養を選択できるようにすること

- ・ 在宅緩和ケアを実施すること
- ② 医療機関に求められる事項
 - ・ 24 時間対応が可能な在宅医療を提供していること
 - ・ 疼痛等に対する緩和ケアが実施可能であること
 - ・ 看取りを含めた終末期ケアを 24 時間体制で提供すること
 - ・ がん診療機能を有する医療機関等と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携が可能であること(退院後の緩和ケア計画を含む)
 - ・ 医療用麻薬を提供できること
- ③ 医療機関等の例
 - ・ 病院又は診療所
 - ・ 薬局
 - ・ 訪問看護ステーション

第 3 構築の具体的な手順

1 現状の把握

都道府県は、がんの医療体制を構築するに当たって、(1) (2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。さらに、(3)に示す、病期・医療機能ごとおよびストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1) 患者動向に関する情報

- ・ がん検診受診率（国民生活基礎調査など）
- ・ 喫煙率（国民生活基礎調査）
- ・ 総患者数及びその内訳（性・年齢階級別、傷病中分類別）、患者流入割合、流出割合（患者調査）
- ・ がん患者の在宅死亡割合（人口動態統計）
- ・ 年齢調整死亡率（都道府県別年齢調整死亡率（業務・加工統計））
- ・ 都道府県の地域がん登録に基づく情報

(2) 医療資源・連携等に関する情報

① がん診療機能

- ・ 手術、放射線療法や外来化学療法の実施状況
- ・ がん診療を専門的に行う医療従事者数
- ・ 緩和ケアの実施状況
 - 緩和ケアに関する基本的な知識を習得した医師
 - 緩和ケアチームや緩和ケア外来の設置状況 等

- ・ 診療ガイドライン等に基づき作成されたクリティカルパスの整備状況
 - ・ 院内がん登録の実施状況
 - ・ 地域連携クリティカルパスの整備状況
 - ・ がん診療に関する情報提供の状況
 - パンフレットの配布、ホームページでの情報提供 等
 - ・ 相談支援センターの整備状況
 - 相談員の研修状況 等
- ② 在宅療養支援機能
- ・ 在宅療養における 24 時間対応の有無
 - ・ 疼痛等に対する緩和ケアの実施状況
 - ・ がん診療機能を有する病院等との連携状況
- ③ がん予防
(医療機関等)
- ・ 禁煙外来の実施状況
 - ・ 敷地内禁煙の実施状況
 - ・ 薬局の禁煙指導状況
- (行政)
- ・ がん検診の受診状況
 - ・ 市町村におけるがん検診の精度管理・事業評価の状況
- (3) 指標による現状把握
- 別表 1 に掲げるような、病期・医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）と、独自調査やデータ解析等により入手可能な指標（推奨指標）に留意して、把握すること。

2 圏域の設定

- (1) 都道府県は、がんの医療体制を構築するに当たって、「第 2 医療機関とその連携」を基に、前記「1 現状の把握」で収集した情報を分析し、予防、治療、療養支援等に関する医療機能を明確にして、圏域を設定する。
- (2) 医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。

- (3) 圏域を設定するに当たっては、各医療機能の実施状況を勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の実情に応じて弾力的に設定する。
- (4) 検討を行う際には、地域医師会等の医療関係団体、現にがん診療に従事する者、がん患者・家族、市町村等の各代表が参画する。

3 連携の検討

- (1) 都道府県は、がんの医療体制を構築するに当たって、予防から専門的治療、緩和ケア、再発予防や在宅療養まで継続して医療が行われるよう、また、関係機関・施設の信頼関係が醸成されるよう配慮する。

さらに、医療機関、地域医師会等の関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。

- (2) 保健所は、「地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年厚生省告示第374号)の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」(平成19年7月20日健総発第0720001号健康局総務課長通知)を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。

- (3) 医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称を記載する。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。

さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。

4 課題の抽出

都道府県は、「第2 医療機関とその連携」を踏まえ、「1 現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域のがんの医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

その際、現状把握に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。

5 数値目標

都道府県は、がんの良質かつ適切な医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4 課題の抽出」で明確した課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。

数値目標の設定に当たっては、基本方針第7に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。

なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

6 施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4 課題の抽出」に対応するよう「5 数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。

7 評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、1年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも5年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

8 公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

脳卒中の医療体制構築に係る指針

脳卒中を発症した場合、まず急性期医療において内科的・外科的治療が行われ、同時に機能回復のためのリハビリテーションが開始される。リハビリテーションを行ってもなお障害が残る場合、中長期の医療及び介護支援が必要となる。

このように一人の脳卒中患者に必要とされる医療・介護はその病期・転帰によって異なる。さらに、重篤な患者の一部には、急性期を乗り越えたものの、重度の後遺症等によって退院や転院が困難となる状況のあることが指摘されており、それぞれの機関が相互に連携しながら、継続してその時々に必要な医療・介護・福祉を提供することが必要である。

本指針では、「第1 脳卒中の現状」で脳卒中の発症・転帰がどのようなものであるのか、どのような医療が行われているのかを概観し、次に「第2 医療機関とその連携」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第3 構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また各病期に求められる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれら医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

第1 脳卒中の現状

脳卒中は、脳血管の閉塞や破綻によって脳機能に障害が起きる疾患であり、脳梗塞、脳出血、くも膜下出血に大別される。

脳梗塞は、さらに、アテローム硬化(動脈硬化)により血管の内腔が狭くなりそこに血栓ができて脳血管が閉塞するアテローム血栓性脳梗塞、脳の細い血管が主に高血圧を基盤とする変化により閉塞するラクナ梗塞、心臓等に生じた血栓が脳血管まで流れ血管を閉塞する心原性塞栓症の3種類に分けられる。

また、脳出血は脳の細い血管が破綻するものであり、くも膜下出血は脳動脈瘤が破綻し出血するものである。

脳卒中発症直後の医療(急性期の医療)は、脳梗塞、脳出血及びくも膜下出血によって異なるが、急性期を脱した後の医療は共通するものが多いことから、本指針においては一括して記載することとする。

1 脳卒中の疫学

1 年間に救急車によって搬送される急病者の約 10%、約 31 万人が脳卒中(脳血管疾患)を含む脳疾患である¹。また脳卒中によって継続的に医療を受けている患者数は約 134 万人と推計される²。

さらに、年間約 12.3 万人が脳卒中を原因として死亡し、死亡数全体の 10.3%を占め、死亡順位の第 3 位である³。

脳卒中は、死亡を免れても後遺症として片麻痺、嚥下障害、言語障害、認知障害、遷延性意識障害などの後遺症が残ることがある。

介護が必要になった者の 21.5%は脳卒中が主な原因であり第 1 位である⁴。

これらの統計から、脳卒中は、発症後生命が助かったとしても後遺症が残ることも多く、患者及びその家族の日常生活に与える影響は大きい。

2 脳卒中の医療

(1) 予防

脳卒中の最大の危険因子は高血圧であり、発症の予防には高血圧のコントロールが重要である。その他、糖尿病、脂質異常症、不整脈（特に心房細動）、無症候性病変、喫煙、過度の飲酒なども危険因子であり、生活習慣の改善や適切な治療が重要である。

また、脳卒中の無症候性病変、危険因子となる画像異常等の発見には MRI、MR アンギオグラフィ（以下「MRA」という。）、頸動脈超音波検査が行われている。

一過性脳虚血発作（TIA）直後は脳梗塞発症リスクが高く、これを疑えば、脳梗塞予防のための適切な治療を速やかに開始する。

同時に、住民に脳卒中の症状や発症時の緊急受診の必要性を周知させるように、啓発を進める必要がある。

(2) 発症直後の救護、搬送等

脳卒中を疑うような症状が出現した場合、本人や家族等周囲にいる者は、速やかに専門の医療施設を受診できるよう行動することが重要である。できるだけ早く治療を始めることでより高い効果が見込まれ、さらに後遺症も少なくなることから、診断や治療の開始を遅らせることにならないよう、速やかに救急隊を要請する等の対処を行う。

救急救命士を含む救急隊員は、メディカルコントロール体制^{*}の下で定められた、病院前における脳卒中患者の救護のためのプロトコール(活動

¹ 消防庁「平成 23 年版 救急・救助の現況」（平成 23 年）

² 厚生労働省「患者調査」（平成 20 年）

³ 厚生労働省「人口動態統計(確定数)」（平成 22 年）

⁴ 厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成 22 年）

基準)に則して、適切に観察・判断・救急救命処置等を行った上で、対応が可能な医療機関に搬送することが重要である。このため、病院到着前に脳卒中の重症度を点数化し、組織プラスミノゲン・アクチベータ (t-PA) の静脈内投与による血栓溶解療法の適応や血管内治療(機械的血栓除去術、経動脈的血栓溶解療法等)など、超急性期の再開通治療の適応^{※※}となる傷病者を抽出することなどを目的とした病院前脳卒中スケールを活用することが望ましい。

※ メディカルコントロール体制については、「救急医療の体制構築に係る指針」を参照。

※※ 超急性期の再開通治療 (t-PA など) の適応：t-PA 静注療法は、発症 3 時間以内の脳梗塞患者のうち、広範な早期脳虚血性変化や頭蓋内出血などの禁忌項目に該当しない患者が対象となる。また、経動脈的血栓溶解療法は発症 6 時間以内の脳梗塞の一部、機械的血栓除去術は発症 8 時間以内の脳梗塞患者の一部の患者が対象となる。

(3) 診断

問診や身体所見の診察等に加えて、画像検査(CT、MRI、MRA、超音波検査等)を行うことで正確な診断が可能になる。最近では CT の画像解像度の向上、MRI の普及もあり、脳梗塞超急性期の診断が可能となり、血栓溶解療法の適応や転帰がある程度予測できるようになった。

また、救急患者の CT、MRI 画像を専門的な診断が可能な施設へネットワーク経由で伝送すること等により、専門的な医師がいない医療機関で早期診断を行うことも考えられる。

(4) 急性期の治療

脳卒中の急性期には、呼吸管理、循環管理等の全身管理とともに、脳梗塞、脳出血、くも膜下出血等の個々の病態に応じた治療が行われる。

① 脳梗塞では、まず発症後 3 時間以内の超急性期血栓溶解療法 (t-PA) の適応患者に対する適切な処置が取られる必要がある。治療開始までの時間が短いほどその有効性は高く、合併症の発生を考慮すると発症後 3 時間以内に治療を開始することが重要である。その際の目安は、発症から医療機関到着まで 2 時間以内、来院してから治療の開始まで 1 時間以内である。

同じく発症後 8 時間以内の脳梗塞患者に対しては、施設によっては血管内治療による血栓除去術を行うことを考慮する。

また超急性期血栓溶解療法の適応とならない患者も、できる限り早期に、脳梗塞の原因に応じた、抗凝固療法や抗血小板療法、脳保護療法などを行うことが重要である。

② 脳出血の治療は、血圧や脳浮腫の管理、凝固能異常時の是正が主体であり、出血部位(皮質・皮質下出血や小脳出血等)によって手術が行われることもある。

③ くも膜下出血の治療は、動脈瘤の再破裂の予防が重要であり、再破裂の防止を目的に開頭手術による外科的治療あるいは開頭を要しない血管内治療を行う。

また脳卒中の治療に際しては、専門チームによる診療や脳卒中の専用病室※等での入院管理により予後を改善できることが明らかになってきている。

※ 専門医療スタッフが急性期からの濃厚な治療とリハビリテーションを組織的かつ計画的に行う脳卒中専用の治療病室。例えば、診療報酬上で脳卒中の入院医療管理料が算定できる治療室である脳卒中ケアユニット等。

(5) リハビリテーション

脳卒中のリハビリテーションは、病期によって分けられる。

① 急性期に行うリハビリテーションは、廃用症候群や合併症の予防及びセルフケアの早期自立を目的として、可能であれば発症当日からベッドサイドで開始する。

② 回復期に行うリハビリテーションは、機能回復や日常生活動作(ADL)の向上を目的として、訓練室での訓練が可能になった時期から集中して実施する。

③ 維持期に行うリハビリテーションは、回復した機能や残存した機能を活用し、歩行能力等の生活機能の維持・向上を目的として実施する。

(6) 急性期以後の医療・在宅療養

急性期を脱した後は、再発予防のための治療、基礎疾患や危険因子(高血圧、糖尿病、脂質異常症、不整脈(特に心房細動)、無症候性病変、喫煙、過度の飲酒等)の継続的な管理、脳卒中に合併する種々の症状や病態に対する加療が行われる。

在宅療養では、上記治療に加えて、機能を維持するためのリハビリテーションを実施し、在宅生活に必要な介護サービスを受ける。脳卒中は再発することも多く、患者の周囲にいる者に対する適切な対応の教育等といった再発に備えることが重要である。

なお、重篤な神経機能障害・精神機能障害を生じた患者の一部では、急性期を脱しても重度の後遺症等により退院や転院が困難となっている状況が見受けられる。これらの患者は、急性期の医療機関において救命医療を受けたものの、重度の後遺症があるため、回復期の医療機関等への転院や退院が行えず、当該医療機関にとどまっていることが指摘されている。

この問題の改善には、在宅への復帰が容易でない患者を受け入れる医療機関、介護・福祉施設等と、急性期の医療機関との連携強化など、総合的かつ切れ目のない対応が必要である。

第2 医療機関とその連携

1 目指すべき方向

前記「第1 脳卒中の現状」を踏まえ、個々の医療機能、それを満たす医療機関、さらにそれら医療機関相互の連携により、医療から介護サービスまでが連携し継続して実施される体制を構築する。また、都道府県は、医療機関の協力を得て、脳卒中に関する市民への啓発を積極的に行うことが重要である。

(1) 発症後、速やかな搬送と専門的な診療が可能な体制

- ① 発症後2時間以内の、専門的な診療が可能な医療機関への救急搬送
- ② 医療機関到着後1時間以内の専門的な治療の開始

(2) 病期に応じたりハビリテーションが可能な体制

- ① 廃用症候群や合併症の予防、セルフケアの早期自立のためのリハビリテーションの実施
- ② 機能回復及び日常生活動作向上のために専門的かつ集中的なリハビリテーションの実施
- ③ 生活機能を維持又は向上させるリハビリテーションの実施

(3) 在宅療養が可能な体制

- ① 生活の場で療養できるよう、医療及び介護サービスが相互に連携した支援

2 各医療機能と連携

前記「1 目指すべき方向」を踏まえ、脳卒中の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(6)に示す。

都道府県は、各医療機能の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

(1) 発症予防の機能【予防】

① 目標

- ・ 脳卒中の発症を予防すること

② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

- ・ 高血圧、糖尿病、脂質異常症、心房細動、無症候性病変、喫煙、過度の飲酒等の基礎疾患及び危険因子の管理が可能であること
- ・ 突然の症状出現時における対応について、本人及び家族等患者の周囲にいる者に対する教育、啓発を実施すること
- ・ 突然の症状出現時に、急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について指示すること

(2) 応急手当・病院前救護の機能【救護】

① 目標

- ・ 脳卒中の疑われる患者が、発症後遅くとも2時間以内に専門的な診療が可能な医療機関に到着できること。また2時間を超える場合でも、脳梗塞の場合は機械的血栓除去術や経動脈的血栓溶解術等の血管内治療、脳出血の場合は血腫除去術、脳動脈瘤破裂によるくも膜下出血の場合は脳動脈瘤クリッピングやコイリング等の効果的な治療が行える可能性があるため、できるだけ早く、専門的な診療が可能な医療機関へ搬送することが望ましい。

② 関係者に求められる事項

(本人及び家族等周囲にいる者)

- ・ 発症後速やかに救急搬送の要請を行うこと

(救急救命士等)

- ・ 地域メディカルコントロール協議会の定めた活動プロトコールに沿って、脳卒中患者に対する適切な観察・判断・処置を行うこと
- ・ 急性期医療を担う医療機関へ発症後遅くとも2時間以内に搬送すること

(3) 救急医療の機能【急性期】

① 目標

- ・ 患者の来院後1時間以内(発症後3時間以内)に専門的な診療を開始すること(血管内治療など高度に専門的な診療を行える施設では、発症後3時間を超えても高度専門治療の実施について検討することが望ましい。)
- ・ 廃用症候群や合併症の予防、早期にセルフケアについて自立できるためのリハビリテーションを実施すること

② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

- ・ 血液検査や画像検査(単純X線撮影、CT、MRI、超音波検査)等の必要な検査が24時間実施可能であること

- ・ 脳卒中が疑われる患者に対して、専門的診療が 24 時間実施可能であること(画像伝送等の遠隔診断に基づく治療を含む。)
- ・ 脳卒中評価スケールなどを用いた客観的な神経学的評価が 24 時間実施可能であること
- ・ 適応のある脳梗塞症例に対し、来院後 1 時間以内(発症後 3 時間以内)に組織プラスミノゲン・アクチベータ(t-PA)の静脈内投与による血栓溶解療法が実施可能であること
- ・ 外科手術及び脳血管内手術が必要と判断した場合には来院後 2 時間以内の治療開始が可能であること
- ・ 呼吸、循環、栄養等の全身管理、及び感染症や深部静脈血栓症等の合併症に対する診療が可能であること
- ・ リスク管理のもとに早期座位・立位、関節可動域訓練、摂食・嚥下訓練、装具を用いた早期歩行訓練、セルフケア訓練等のリハビリテーションが実施可能であること
- ・ 回復期(あるいは維持期)の医療機関等と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること
- ・ 回復期(あるいは維持期)に、重度の後遺症等により自宅への退院が容易でない患者を受け入れる医療施設や介護施設等と連携し、その調整を行うこと
- ・ 脳卒中疑いで救急搬送された患者について、その最終判断を救急隊に情報提供することが望ましい

③ 医療機関の例

- ・ 救命救急センターを有する病院
- ・ 脳卒中の専用病室を有する病院
- ・ 急性期の血管内治療が実施可能な病院
- ・ 脳卒中に対する急性期の専門的医療を担う病院又は有床診療所

(4) 身体機能を回復させるリハビリテーションを実施する機能【回復期】

① 目標

- ・ 身体機能の早期改善のための集中的なリハビリテーションを実施すること
- ・ 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること

② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

- ・ 再発予防の治療(抗血小板療法、抗凝固療法等)、基礎疾患・危険因子の管理、及び抑うつ状態や認知症などの脳卒中後の様々な合併症への対応が可能であること
 - ・ 失語、高次脳機能障害(記憶障害、注意障害等)、嚥下障害、歩行障害などの機能障害の改善及びADLの向上を目的とした、理学療法、作業療法、言語聴覚療法等のリハビリテーションが専門医療スタッフにより集中的に実施可能であること
 - ・ 急性期の医療機関及び維持期の医療機関等と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること
- ③ 医療機関の例
- ・ リハビリテーションを専門とする病院又は診療所
 - ・ 回復期リハビリテーション病棟を有する病院
- (5) 日常生活への復帰及び(日常生活の)維持のためのリハビリテーションを実施する機能【維持期】
- ① 目標
- ・ 生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを実施し、在宅等への復帰及び(日常生活の)継続を支援すること
 - ・ 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること
- ② 医療機関等に求められる事項
- 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。
- ・ 再発予防の治療、基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態への対応等が可能であること
 - ・ 生活機能の維持及び向上のためのリハビリテーション(訪問及び通所リハビリテーションを含む)が実施可能であること
 - ・ 介護支援専門員が、自立生活又は在宅療養を支援するための居宅介護サービスを調整すること
 - ・ 回復期(あるいは急性期)の医療機関等と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること
- ③ 医療機関等の例
- ・ 介護老人保健施設
 - ・ 介護保険によるリハビリテーションを行う病院又は診療所

第3 構築の具体的な手順

1 現状の把握

都道府県は、脳卒中の医療体制を構築するに当たって、(1) (2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(3)に示す、病期・医療機能ごとおよびストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1) 患者動向に関する情報

- ・ 年齢調整受療率（患者調査）
- ・ 健康診断・健康診査の受診率（国民生活基礎調査）
- ・ 高血圧性疾患患者の年齢調整外来受療率（患者調査）
- ・ 総患者数及びその内訳（性・年齢階級別、傷病小分類別）、患者流入割合、流出割合（患者調査）
- ・ 脳梗塞、脳出血、くも膜下出血の各疾患別の新規発生患者数（初発／再発）
- ・ 退院患者平均在院日数（患者調査）
- ・ 患者の退院時 mRS スコア、発症 1 年後における ADL の状況
- ・ 在宅等生活の場に復帰した患者の割合（患者調査）
- ・ 脳卒中を主な原因とする要介護認定者数（要介護度別）
- ・ 年齢調整死亡率（都道府県別年齢調整死亡率（業務・加工統計））
- ・ 脳卒中の再発率
- ・ 脳血管疾患患者の在宅死亡割合（人口動態統計）

(2) 医療資源・連携等に関する情報

① 救急搬送

- ・ 救急搬送件数（救急年報報告）
- ・ 搬送先医療機関
- ・ 発症から受診までに要した平均時間
- ・ 救急要請（覚知）から医療機関への収容までに要した平均時間（救急年報報告）

② 医療機関等

ア 救命救急センター、脳卒中の専用病室を有する医療機関

- ・ 検査、画像診断、治療体制（人員・施設設備、夜間休日の体制）
- ・ 実施可能な治療法（t-PA による脳血栓溶解療法や血管内治療、外科治療を含む）、リハビリテーション
- ・ 連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況、医療連携室の稼働状況、転院前の待機日数等）

イ リハビリテーションを専門とする病院、回復期リハビリテーション病棟を有する病院

- ・ 検査、治療体制（人員・施設設備）
- ・ 実施可能な脳卒中の治療法、リハビリテーション
- ・ 連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況、医療連携室の稼働状況、入院中のケアプラン策定状況等）

ウ 介護老人保健施設、介護保険によるリハビリテーションを行う病院・診療所

- ・ 連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況）
- ・ 介護サービスの実施状況、介護サービス事業所との連携の状況

(3) 指標による現状把握

別表 2 に掲げるような、病期・医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）と、独自調査やデータ解析等により入手可能な指標（推奨指標）に留意して、把握すること。

2 圏域の設定

- (1) 都道府県は、脳卒中の医療体制を構築するに当たって、「第 2 医療機関とその連携」を基に、前記「1 現状の把握」で収集した情報を分析し、各病期に求められる医療機能を明確にして、圏域を設定する。
- (2) 医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。
- (3) 圏域を設定するに当たっては、発症後 3 時間以内の脳梗塞における血栓溶解療法の有用性が確認されている現状に鑑みて、それらの恩恵を住民ができる限り公平に享受できるよう、従来の二次医療圏にこだわらず、メディカルコントロール体制のもと実施されている搬送体制の状況等、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。
- (4) 検討を行う場合は、地域医師会等の医療関係団体、現に脳卒中医療に従事する者、消防機関、介護サービス事業者、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。

3 連携の検討

- (1) 都道府県は、脳卒中の医療体制を構築するに当たって、予防から救護、急性期、回復期、維持期まで継続して医療が行われるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮する。

また、医療機関、地域医師会等の関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。

- (2) 保健所は、「地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年厚生省告示第374号)の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」(平成19年7月20日健総発第0720001号健康局総務課長通知)を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互又は医療機関と介護サービス事業所との調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。

- (3) 医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称を記載する。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。

さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。

4 課題の抽出

都道府県は、「第2 医療機関とその連携」を踏まえ、「1 現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の脳卒中の医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

その際、現状把握に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。

5 数値目標

都道府県は、脳卒中の良質かつ適切な医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4 課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第7に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。

なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

6 施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4 課題の抽出」に対応するよう「5 数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。

7 評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、1年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも5年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

さらに、医療の質について客観的な評価を行うために、症例登録等を行うことが今後必要である。

8 公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

急性心筋梗塞の医療体制構築に係る指針

心筋梗塞を発症した場合、まず急性期には内科的・外科的治療が行われ、同時に再発予防や在宅復帰を目指して心臓リハビリテーションが開始される。その際、自覚症状が出現してから治療が開始されるまでの時間によって治療法や予後が大きく変わる。

また、在宅復帰後は、基礎疾患や危険因子の管理など、継続した治療や長期の医療が必要となる。

急性心筋梗塞の医療提供体制を構築するにあたっては、それぞれの医療機関が相互に連携しながら、多方面から継続して医療を提供することが必要である。

本指針では、「第1 急性心筋梗塞の現状」で急性心筋梗塞の発症・転帰がどのようなものであるのか、どのような医療が行われているのかを概観し、次に「第2 医療とその連携」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第3 構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また各病期に求められる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

第1 急性心筋梗塞の現状

急性心筋梗塞は、冠動脈の閉塞等によって心筋への血流が阻害され、心筋が壊死し心臓機能の低下が起きる疾患であり、心電図上の所見により ST 上昇型心筋梗塞と非 ST 上昇型心筋梗塞に大別される。

急性心筋梗塞発症直後の医療(急性期の医療)は、ST 上昇型心筋梗塞と非 ST 上昇型心筋梗塞で異なるところもあるが、求められる医療機能は共通するものが多いことから、本指針においては一括して記載することとする。

1 急性心筋梗塞の疫学

1 年間に救急車で搬送される急病の約 9.1%、約 28.1 万人が心疾患等である¹。

また、虚血性心疾患(狭心症及び心筋梗塞)の継続的な医療を受けている患者数は約 81 万人と推計される²。

¹ 消防庁「平成 23 年版 救急・救助の現況」(平成 23 年)

² 厚生労働省「患者調査」(平成 20 年)

さらに、年間約 19 万人が心疾患を原因として死亡し、死亡数全体の 15.8% を占め、死亡順位の第 2 位である。このうち、急性心筋梗塞による死亡数は心疾患死亡数全体の約 22.5%、約 4.3 万人である³。

急性心筋梗塞の救命率改善のためには、発症直後の救急要請、発症現場での心肺蘇生や自動体外式除細動器(AED)等による電氣的除細動の実施、その後の医療機関での救命処置が迅速に連携して実施されることが重要である。また、急性心筋梗塞発症当日から数週間以内に発症する可能性のある不整脈、ポンプ失調、心破裂等の合併症に対する処置が適切に行われることも重要である。

2 急性心筋梗塞の医療

(1) 予防

急性心筋梗塞の危険因子は、高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病、メタボリックシンドローム、ストレスなどであり、発症の予防には生活習慣の改善や適切な治療が重要である。

(2) 発症直後の救護、搬送等

急性心筋梗塞を疑うような症状が出現した場合、本人や家族等周囲にいる者は速やかに救急要請を行う。

また、急性心筋梗塞発症直後に病院外で心肺停止状態となった場合、周囲にいる者や救急救命士等による心肺蘇生の実施及び AED の使用により、救命率の改善が見込まれる。

住民による心肺機能停止傷病者への応急手当は約 43%に実施されており¹、AED は全国に約 33 万台普及している状況である⁴。

(3) 診断

問診や身体所見の診察に加えて、心電図検査、血液生化学検査、X 線検査や心エコー検査等の画像診断、冠動脈造影検査(心臓カテーテル検査)等を行うことで正確な診断が可能になる。

特に ST 上昇型心筋梗塞の場合、診断と治療とを一体的に実施できる冠動脈造影検査を、発症後速やかに実施することが重要である。

非 ST 上昇型心筋梗塞では至適な薬物療法を行いつつ必要に応じて早期に冠動脈造影を行う。

また、診断の過程において、不整脈、ポンプ失調、心破裂等の生命予後に関わる合併症について確認することも重要である。

³ 厚生労働省「人口動態統計(確定数)」(平成 22 年)

⁴ 厚生労働科学研究「循環器疾患等の救命率向上に資する効果的な救急蘇生法の普及啓発に関する研究」(主任研究者 丸川征四郎)(平成 22 年度)

(4) 急性期の治療

急性心筋梗塞の急性期には、循環管理、呼吸管理等の全身管理とともに、ST 上昇型心筋梗塞、非 ST 上昇型心筋梗塞等の個々の病態に応じた治療が行われる。

また、心臓の負荷を軽減させるために苦痛と不安の除去も行われる。

① ST 上昇型心筋梗塞の治療は、血栓溶解療法や冠動脈造影検査及びそれに続く経皮的冠動脈形成術(PCI)により、阻害された心筋への血流を再疎通させる療法が主体である。特に発症から血行再建までの時間が短いほど有効性が高く、発症後 1 時間以内に治療を開始した場合に最も死亡率が低い¹。また、合併症等によっては冠動脈バイパス術(CABG)等の外科的治療が第一選択となることもある。

② 非 ST 上昇型心筋梗塞の急性期の治療は、薬物治療に加えて、必要に応じて早期に冠動脈造影検査を行い、適応に応じて PCI、CABG を行う。

(5) 心臓リハビリテーション

心臓リハビリテーションは、合併症や再発の予防、早期の在宅復帰及び社会復帰を目的に、発症した日から患者の状態に応じ、運動療法、食事療法等を実施する。

また、トレッドミルや自転車エルゴメーターを用いて運動耐容能を評価した上で、運動処方を作成し、徐々に負荷を掛けることで不整脈やポンプ失調等の合併症を防ぎつつ、身体的、精神・心理的、社会的に最も適切な状態に改善することを目的とする包括的あるいは多要素リハビリテーションを実施する。

喪失機能(心機能)の回復だけではなく再発予防、リスク管理などの多要素の改善に焦点が当てられている点が、脳卒中等のリハビリテーションとは異なる。

(6) 急性期以後の医療

急性期を脱した後は、不整脈、ポンプ失調等の治療やそれらの合併症予防、再発予防、心臓リハビリテーション、基礎疾患や危険因子(高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病等)の継続的な管理が行われる。

また、患者の周囲にいる者に対する再発時における適切な対応についての教育等も重要である。

第 2 医療機関とその連携

1 目指すべき方向

前記「第1 急性心筋梗塞の現状」を踏まえ、個々の医療機能、それを満たす医療機関さらにそれら医療機関相互の連携により、医療が継続して実施される体制を構築する。

- (1) 発症後、速やかな救命処置の実施と搬送が可能な体制
 - ① 周囲の者による速やかな救急要請及び心肺蘇生法の実施
 - ② 専門的な診療が可能な医療機関への迅速な搬送
- (2) 発症後、速やかな専門的診療が可能な体制
 - ① 医療機関到着後 30 分以内の専門的な治療の開始
- (3) 合併症予防や在宅復帰を目的とした心臓リハビリテーションが可能な体制
 - ① 合併症や再発の予防、在宅復帰のための心臓リハビリテーションの実施
 - ② 運動耐容能などに基づいた運動処方により合併症を防ぎつつ、運動療法のみならず包括的あるいは多要素リハビリテーションを実施
- (4) 在宅療養が可能な体制
 - ① 合併症や再発を予防するための治療、基礎疾患や危険因子の管理の実施
 - ② 再発予防のための定期的専門的検査の実施

2 各医療機能と連携

前記「1 目指すべき方向」を踏まえ、急性心筋梗塞の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(5)に示す。

都道府県は、各医療機能の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

- (1) 発症予防の機能【予防】
 - ① 目標
 - ・ 急性心筋梗塞の発症を予防すること
 - ② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

 - ・ 高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病等の危険因子の管理が可能であること
 - ・ 初期症状出現時における対応について、本人及び家族等患者の周囲にいる者に対する教育、啓発を実施すること
 - ・ 初期症状出現時に、急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について指示すること

(2) 応急手当・病院前救護の機能【救護】

① 目標

- ・ 急性心筋梗塞の疑われる患者が、できるだけ早期に専門的な診療が可能な医療機関に到着できること

② 関係者に求められる事項

(家族等周囲にいる者)

- ・ 発症後速やかに救急要請を行うこと
- ・ 心肺停止が疑われる者に対して、AED の使用を含めた救急蘇生法等適切な処置を実施すること

(救急救命士を含む救急隊員)

- ・ 地域メディカルコントロール協議会によるプロトコール(活動基準)に則し、薬剤投与等の特定行為を含めた救急蘇生法等適切な観察・判断・処置を実施すること
- ・ 急性期医療を担う医療機関へ速やかに搬送すること

(3) 救急医療の機能【急性期】

① 目標

- ・ 患者の来院後速やかに初期治療を開始するとともに、30 分以内に専門的な治療を開始すること
- ・ 合併症や再発の予防、在宅復帰のための心臓リハビリテーションを実施すること
- ・ 再発予防の定期的専門的検査を実施すること

② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

- ・ 心電図検査、血液生化学検査、心臓超音波検査、X 線検査、CT 検査、心臓カテーテル検査、機械的補助循環装置等必要な検査および処置が 24 時間対応可能であること
- ・ 急性心筋梗塞が疑われる患者について、専門的な診療を行う医師等が 24 時間対応可能であること
- ・ ST 上昇型心筋梗塞の場合、90 分以内に冠動脈造影検査および適応があれば PCI の開始が可能であること
- ・ 呼吸管理、疼痛管理等の全身管理や、ポンプ失調、心破裂等の合併症治療が可能であること
- ・ 冠動脈バイパス術等の外科的治療が可能であることが望ましい
- ・ 電氣的除細動、機械的補助循環装置、緊急ペーシングへの対応が可能であること

- ・ 運動耐容能などに基づいた運動処方により合併症を防ぎつつ、運動療法のみならず包括的あるいは多要素リハビリテーションを実施可能であること
 - ・ 抑うつ状態等の対応が可能であること
 - ・ 回復期(あるいは在宅医療)の医療機関と診療情報や治療計画を共有する等して連携していること、またその一環として再発予防の定期的専門的検査を実施すること
- ③ 医療機関の例
- ・ 救命救急センターを有する病院
 - ・ CCU等を有する病院
 - ・ 急性心筋梗塞に対する急性期医療を担う病院又は有床診療所
- (4) 身体機能を回復させる心臓リハビリテーションを実施する機能【回復期】
- ① 目標
- ・ 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること
 - ・ 合併症や再発の予防、在宅復帰のための心臓リハビリテーションを入院又は通院により実施すること
 - ・ 在宅等生活の場への復帰を支援すること
 - ・ 患者に対し、再発予防などに関し必要な知識を教えること
- ② 医療機関に求められる事項
- 次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。
- ・ 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態等の対応等が可能であること
 - ・ 心電図検査、電氣的除細動等急性増悪時の対応が可能であること
 - ・ 合併症併発時や再発時に緊急の内科的・外科的治療が可能な医療機関と連携していること
 - ・ 運動耐容能を評価の上で、運動療法、食事療法等の心臓リハビリテーションが実施可能であること
 - ・ 急性心筋梗塞の再発や重症不整脈などの発生時における対応法について、患者及び家族への教育を行っていること
 - ・ 急性期の医療機関及び二次予防の医療機関と診療情報や治療計画を共有する等して連携していること
- ③ 医療機関の例
- ・ 内科及びリハビリテーション科を有する病院又は診療所
- (5) 再発予防の機能【再発予防】

① 目標

- ・ 再発予防の治療や基礎疾患・危険因子の管理を実施すること
- ・ 在宅療養を継続できるよう支援すること

② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

- ・ 再発予防のための治療や基礎疾患・危険因子の管理、抑うつ状態への対応が可能であること
- ・ 緊急時の除細動等急性増悪時への対応が可能であること
- ・ 合併症併発時や再発時に緊急の内科的・外科的治療が可能な医療機関と連携していること
- ・ 急性期の医療機関や介護保険サービス事業所等と再発予防の定期的専門的検査、合併症併発時や再発時の対応を含めた診療情報や治療計画を共有する等して連携していること
- ・ 在宅でのリハビリ、再発予防のための管理を医療機関と訪問看護ステーション・薬局が連携し実施出来ること

③ 医療機関の例

- ・ 病院又は診療所

第3 構築の具体的な手順

1 現状の把握

都道府県は、急性心筋梗塞の医療体制を構築するに当たって、(1) (2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(3)に示す、病期・医療機能ごとおよびストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1) 患者動向に関する情報

- ・ 年齢調整受療率（患者調査）
- ・ 健康診断・健康診査の受診率（国民生活基礎調査）
- ・ 高血圧性疾患患者、脂質異常症患者、糖尿病患者の年齢調整外来受療率（患者調査）、喫煙率（国民生活基礎調査）
- ・ 総患者数及びその内訳（性・年齢階級別、傷病小分類別）、患者流入割合、流出割合（患者調査）

- ・ 退院患者平均在院日数（患者調査）
 - ・ 在宅等生活の場に復帰した患者の割合（患者調査）
 - ・ 年齢調整死亡率（都道府県別年齢調整死亡率（業務・加工統計））
- (2) 医療資源・連携等に関する情報
- ① 救急搬送
- ・ 救急搬送件数（直接搬送割合、転院搬送割合）
 - ・ 搬送先医療機関
 - ・ 発症から受診までに要した平均時間
 - ・ 救急要請（覚知）から医療機関への収容までに要した平均時間
 - ・ 医療機関収容までに心停止していた患者の割合
 - ・ 心肺停止が疑われる者に対して現場に居合わせた者により救急蘇生法を実施した割合
 - ・ 心肺停止を目撃してから除細動（AED）までの時間
- ② 医療機関等
- ア 救命救急センター、CCU等を有する病院
- ・ 検査、治療体制（人員・施設設備、夜間休日の体制）
 - ・ 実施可能な治療法、リハビリテーション
 - ・ 患者来院後、血栓溶解療法または心臓カテーテル検査を開始するまでに要する時間（来院後 90 分以内に治療を開始できた割合）
 - ・ 連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況、医療連携室の稼働状況等）
- イ 回復期のリハビリテーションを行う病院・診療所
- ・ 検査、治療体制（人員・施設設備）
 - ・ 実施可能な急性心筋梗塞の治療法、リハビリテーション
 - ・ 連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況、医療連携室の稼働状況等）
- (3) 指標による現状把握

別表 3 に掲げるような、病期・医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）と、独自調査やデータ解析等により入手可能な指標（推奨指標）に留意して、把握すること。

2 圏域の設定

- (1) 都道府県は、急性心筋梗塞の医療体制を構築するに当たって、「第2 医療機関とその連携」を基に、前記「1 現状の把握」で収集した情報を分析し、各病期に求められる医療機能を明確にして、圏域を設定する。
- (2) 医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。
- (3) 圏域を設定するに当たって、急性心筋梗塞は、自覚症状が出現してから治療が開始されるまでの時間によって予後が大きく変わることを勘案し、住民ができる限り公平に医療を享受できるよう、従来の二次医療圏にこだわらず、メディカルコントロール体制のもと実施されている搬送体制の状況等、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。
- (4) 検討を行う場合は、地域医師会等の医療関係団体、現に急性心筋梗塞の診療に従事する者、消防機関、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。

3 連携の検討

- (1) 都道府県は、急性心筋梗塞の医療体制を構築するに当たって、予防から救護、急性期、回復期、再発予防まで継続して医療が行われるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮する。

また、医療機関、消防機関、地域医師会等の関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する医療機関・医師等専門職種の情報の共有に努める。

- (2) 保健所は、「地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年厚生省告示第374号)の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」(平成19年7月20日付け健総発第0720001号健康局総務課長通知)を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。
- (3) 医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称を記載する。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。

さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあつては、

地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。

4 課題の抽出

都道府県は、「第2 医療機関とその連携」を踏まえ、「1 現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の急性心筋梗塞の医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

その際、現状分析に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。

5 数値目標

都道府県は、急性心筋梗塞の良質かつ適切な医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4 課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第7に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。

なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

6 施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4 課題の抽出」に対応するよう「5 数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。

7 評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、1年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも5年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

さらに、医療の質について客観的な評価を行うために、症例登録等を行うことが今後必要である。

8 公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

糖尿病の医療体制構築に係る指針

糖尿病は、様々な遺伝素因に種々の環境因子が作用して発症する。糖尿病が疑われる場合には食事療法・運動療法、生活習慣改善に向けての患者教育等が行われ、さらに糖尿病と診断された場合には薬物療法まで含めた治療が行われる。

また、糖尿病は脳卒中、急性心筋梗塞等他疾患の危険因子となる慢性疾患であり、患者は多種多様な合併症により日常生活に支障を来すことが多い。

予防・治療には、患者自身による生活習慣の自己管理に加えて、内科、眼科、小児科、産科、歯科等の各診療科が、糖尿病の知識を有する管理栄養士、薬剤師、保健師、看護師等の専門職種と連携して実施する医療サービスが必要となる。

一人の糖尿病患者には生涯を通じての治療継続が必要となるため、これらの医療サービスが連携し、継続して実施されることが重要である。

本指針では、「第1 糖尿病の現状」で糖尿病の発症・転帰がどのようなものであるのか、どのような医療が行われているのかを概観し、次に「第2 医療機関とその連携」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第3 構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また各医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

第1 糖尿病の現状

糖尿病は、インスリン作用の不足による慢性の高血糖状態を主な特徴とする代謝疾患群である。

糖尿病は、インスリンを合成・分泌する細胞の破壊・消失によるインスリン作用不足を主要因とする1型糖尿病と、インスリン分泌低下・抵抗性等をきたす遺伝因子に、過食、運動不足、肥満などの環境因子及び加齢が加わり発症する2型糖尿病に大別される。

インスリン作用不足により高血糖がおこると、口渇、多飲、多尿、体重減少等の症状がみられ、その持続により合併症を発症する。糖尿病合併症には、著しい高血糖によって起こる急性合併症と、長年にわたる慢性の高血糖の結果起こる慢性合併症がある。

① 急性合併症には、ケトアシドーシスや高血糖高浸透圧昏睡といった糖尿病昏睡等がある。

② 慢性合併症は、全身のあらゆる臓器に起こるが、特に細小血管症に分類される糖尿病網膜症、糖尿病腎症、糖尿病神経障害や、大血管症に分類される脳卒中、心筋梗塞・狭心症、糖尿病性壊疽がある。

糖尿病には根治的な治療方法がないものの、血糖コントロールを適切に行うことにより、合併症の発症を予防することが可能である。合併症の発症は、患者の生活の質(QOL)を低下させ、生命予後を左右することから、その予防が重要である。

糖尿病の医療は、1型糖尿病と2型糖尿病によって異なるが、適切な血糖コントロールを基本とした医療は共通であることから、本指針においては一括して記載することとする。

1 糖尿病の疫学

糖尿病が強く疑われる者は890万人であり、過去5年間で150万人増加している。

また、糖尿病の可能性が否定できない者は1,320万人であり、過去5年間で440万人増加している¹。糖尿病を主な傷病として継続的に医療を受けている患者数は約237万人である²。

さらに、11.8%が糖尿病神経障害を、11.1%が糖尿病腎症を、10.6%が糖尿病網膜症を、0.7%が糖尿病足病変を合併している¹。人工透析導入患者のうち、糖尿病腎症が原疾患である者は約1万6千人(43.5%)である³。

なお、年間約1万4千人が糖尿病が原因で死亡し、死亡数全体の1.2%を占めている⁴。

2 糖尿病の医療

糖尿病の診断、治療等に関する現状を参考として以下に示すが、詳細は日本糖尿病学会編によるガイドライン（「科学的根拠に基づく糖尿病診療ガイドライン2010」「糖尿病治療ガイド2010」）及び「糖尿病治療ガイド2010」の要約版である日本糖尿病対策推進会議編『糖尿病治療のエッセンス』等の診療ガイドラインを参照されたい。

なお、以下、糖尿病における「診療ガイドライン」は上記を指すこととする。

(1) 予防

¹ 厚生労働省「国民健康・栄養調査」（平成19年）

² 厚生労働省「患者調査」（平成20年）

³ （社）日本透析医学会「我が国の慢性透析療法の現状」（平成22年末）

⁴ 厚生労働省「人口動態統計（確定数）」（平成22年）

2 型糖尿病の発症に関連がある生活習慣は、食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒習慣等であり、発症予防には、適切な食習慣、適度な運動習慣が重要である。また、不規則な生活習慣等が原因で、糖尿病の発症リスクが高まっている者については、生活習慣の改善により発症を予防する。

近年、糖尿病の発症には、内臓脂肪の蓄積が大きく関与していることが明らかになっており、医療保険者等による、メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導が重要である。

(2) 診断

健診によって、糖尿病あるいはその疑いのある者を見逃すことなく診断し、早期に治療を開始することは、糖尿病の重症化、合併症の発症を予防する上で重要である。

(参考：日本糖尿病対策推進会議編『糖尿病治療のエッセンス 2010-2011』より改変)

- 早朝空腹時血糖値 126mg/dL 以上、75g 経口ブドウ糖負荷試験 (OGTT) 2 時間値 200mg/dL 以上、随時血糖値 200mg/dL 以上、HbA1c (NGSP※。以下同じ。) 6.5 % 以上のいずれかであれば糖尿病型と判定する。
- 血糖値が糖尿病型でかつ HbA1c が 6.5% 以上で糖尿病型であれば、糖尿病と診断できる。
- 血糖値が糖尿病型でかつ糖尿病の典型的症状があるか確実な糖尿病網膜症が確認された場合も、糖尿病と診断できる。
- 血糖値は糖尿病型であるが、HbA1c 6.5% 未満で上記の症状や確実な網膜症がない場合は、もう一度別の日に検査を行い、血糖値または HbA1c 値で糖尿病型が再度確認できれば糖尿病と診断できる。
- HbA1c 値だけが糖尿病型である場合は、別の日に血糖値の再検査を行い、血糖値が糖尿病型であることを確認したうえで糖尿病と診断する。
- HbA1c 6.5% 以上が 2 回みられても糖尿病とは診断できない。
- 糖尿病型の場合は、再検査で糖尿病と診断が確定しない場合でも、生活指導を行いながら経過を観察する。
- 境界型 (空腹時血糖値 110~125mg/dL または OGTT 2 時間値 140~199mg/dL) は糖尿病予備群であり、運動・食生活指導など定期的な管理が望ましい。

※日常の臨床において HbA1c 検査を実施した場合の結果については、平成 24 年度以降は原則として、国際的に広く用いられている NGSP 値 (従来の JDS 値と

の関係は、 $NGSP = 1.02 \times JDS + 0.25$ ）を用い、従来から使用していた JDS 値も当面併記する⁵。

(3) 治療・保健指導

糖尿病の治療は、1 型糖尿病と 2 型糖尿病で異なる。

1 型糖尿病の場合は、直ちにインスリン治療を行うことが多いが、2 型糖尿病の場合は、2～3 ヶ月の食事療法、運動療法を行った上で、目標の血糖コントロールが達成できない場合に、経口血糖降下薬又はインスリン製剤を用いた薬物療法を開始する。

薬物療法開始後、体重の減少や生活習慣の改善により、経口血糖降下薬やインスリン製剤の服薬を減量又は中止できることがあるため、管理栄養士、薬剤師、保健師、看護師等の専門職種と連携して、食生活、運動習慣等に関する指導を十分に実施する。

慢性合併症は、血糖コントロール、高血圧の治療など内科的治療を行うことによって病期の進展を阻止または遅らせることが可能である。血糖コントロールの指標として、患者の過去 1～2 ヶ月の平均血糖値を反映する指標である HbA1c が用いられる。HbA1c8.4%以上が持続する場合はコントロール不可の状態であり、教育入院等を検討する必要がある。

(表：血糖コントロール指標と評価)

指標	優	良	可		不可
			不十分	不良	
HbA1c値(%)	6.2未満	6.2～6.9未満	6.9～7.4未満	7.4～8.4未満	8.4以上
空腹時血糖値(mg/dl)	80～110未満	110～130未満	130～160未満		160以上
食後2時間血糖値(mg/dl)	80～140未満	140～180未満	180～220未満		220以上

(出典) 日本糖尿病学会編「科学的根拠に基づく糖尿病診療ガイドライン 2010」より改変

また、糖尿病患者には、シックデイ(発熱、下痢、嘔吐をきたし、または食欲不振のために食事ができないとき)の対応や、低血糖時の対応について事前に十分な指導を行う。

(4) 合併症の治療

① 急性合併症

⁵ 「平成 24 年度における特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて」(平成 24 年 2 月 29 日厚生労働省健康局総務課・保険局総務課事務連絡)

ケトアシドーシスや高血糖高浸透圧昏睡といった糖尿病昏睡等の急性合併症を発症した場合には、輸液、インスリン投与等の治療を実施する。

② 慢性合併症

糖尿病網膜症、糖尿病腎症、糖尿病神経障害等の合併症の早期発見や治療を行うために、眼科等の専門医を有する医療機関や人工透析の実施可能な医療機関と連携して必要な治療を実施する。

ア 糖尿病網膜症の治療は、増殖前網膜症又は早期の増殖網膜症に進行した時点で、失明予防の観点から光凝固療法を実施する。硝子体出血及び網膜剥離は手術療法を実施する。

イ 糖尿病腎症の治療は、血糖及び血圧のコントロールが主体であり、そのために食事療法や薬物療法を実施し、腎不全に至った場合は透析療法を実施する。

ウ 糖尿病神経障害の治療は、血糖コントロールや生活習慣の改善が主体であり、薬物療法を実施することもある。

(脳卒中及び急性心筋梗塞については、それぞれの医療体制構築に係る指針を参照)

第2 医療機関とその連携

1 目指すべき方向

前記「第1 糖尿病の現状」を踏まえ、個々の医療機能、それを満たす医療機関、さらにそれら医療機関相互の連携により、保健及び医療サービスが連携して実施される体制を構築する。

(1) 糖尿病の治療及び合併症予防が可能な体制

- ① 糖尿病の診断及び生活習慣等の指導の実施
- ② 良好な血糖コントロールを目指した治療の実施

(2) 血糖コントロール不可例の治療や急性合併症の治療が可能な体制

- ① 教育入院等による、様々な職種の連携によるチーム医療の実施
- ② 急性増悪時の治療の実施

(3) 糖尿病の慢性合併症の治療が可能な体制

2 各医療機能と連携

前記「1 目指すべき方向」を踏まえ、糖尿病の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(4)に示す。

都道府県は、各医療機能の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

(1) 合併症の発症を予防するための初期・安定期治療を行う機能【初期・安定期治療】

① 目標

- ・ 糖尿病の診断及び生活習慣の指導を実施すること
- ・ 良好な血糖コントロールを目指した治療を実施すること

② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

- ・ 糖尿病の診断及び専門的指導が可能であること
- ・ 75gOGTT、HbA1c 等糖尿病の評価に必要な検査が実施可能であること
- ・ 食事療法、運動療法及び薬物療法による血糖コントロールが可能であること
- ・ 低血糖時及びシックデイの対応が可能であること
- ・ 専門治療を行う医療機関及び急性・慢性合併症治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること

③ 医療機関の例

- ・ 病院又は診療所

(2) 血糖コントロール不可例の治療を行う機能【専門治療】

① 目標

- ・ 血糖コントロール指標を改善するために、教育入院等の集中的な治療を実施すること

② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

- ・ 75gOGTT、HbA1c 等糖尿病の評価に必要な検査が実施可能であること
- ・ 各専門職種のチームによる、食事療法、運動療法、薬物療法等を組み合わせた教育入院等の集中的な治療(心理問題を含む。)が実施可能であること
- ・ 糖尿病患者の妊娠に対応可能であること
- ・ 食事療法、運動療法を実施するための設備があること
- ・ 糖尿病の予防治療を行う医療機関及び急性・慢性合併症の治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること

③ 医療機関の例

- ・ 病院又は診療所

(3) 急性合併症の治療を行う機能【急性増悪時治療】

- ① 目標
 - ・ 糖尿病昏睡等急性合併症の治療を実施すること
- ② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

 - ・ 糖尿病昏睡等急性合併症の治療が 24 時間実施可能であること
 - ・ 食事療法、運動療法を実施するための設備があること
 - ・ 糖尿病の予防治療を行う医療機関、教育治療を行う医療機関及び慢性合併症の治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること
- ③ 医療機関の例
 - ・ 病院又は診療所
- (4) 糖尿病の慢性合併症の治療を行う機能【慢性合併症治療】
 - ① 目標
 - ・ 糖尿病の慢性合併症の専門的な治療を実施すること
 - ② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。

 - ・ 糖尿病の慢性合併症(糖尿病網膜症、糖尿病腎症、糖尿病神経障害等)について、それぞれ専門的な検査・治療が実施可能であること(単一医療機関ですべての合併症治療が可能である必要はない)
 - ・ 糖尿病網膜症治療の場合、蛍光眼底造影検査、光凝固療法、硝子体出血・網膜剥離の手術等が実施可能であること
 - ・ 糖尿病腎症の場合、尿一般検査、尿中アルブミン排泄量検査、腎生検、腎臓超音波検査、血液透析等が実施可能であること
 - ・ 糖尿病の予防・治療を行う医療機関、教育治療を行う医療機関及び急性合併症の治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有する等して連携していること
 - ③ 医療機関の例
 - ・ 病院又は診療所

第3 構築の具体的な手順

1 現状の把握

都道府県は、糖尿病の医療体制を構築するに当たって、(1)(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(3)に示す、病期・医療機能ごとおよびストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1) 患者動向に関する情報

- ・ 年齢調整受療率（患者調査）
- ・ 健康診断・健康診査の受診率（国民生活基礎調査）
- ・ 高血圧性疾患患者の年齢調整外来受療率（患者調査）
- ・ 総患者数及びその内訳（性・年齢階級別、傷病小分類別）、患者流入割合、流出割合（患者調査）
- ・ 退院患者平均在院日数（患者調査）
- ・ 健診を契機に受診した患者数
- ・ 有病者数・有病率、予備群数
- ・ 治療中断率（医師の判断によらないものに限る）
- ・ 糖尿病に合併する脳卒中、心筋梗塞の発症率
- ・ 糖尿病による失明発症率
- ・ 糖尿病腎症による新規透析導入患者数
- ・ 年齢調整死亡率（都道府県別年齢調整死亡率（業務・加工統計））

(2) 医療資源・連携等に関する情報

① 初期・安定期の治療を行う診療所

- ・ 検査、治療体制（人員・施設設備）
- ・ 糖尿病教室等患者教育の状況
- ・ 医療連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況）

② 血糖コントロール不可例（HbA1c8.4%以上）等の治療を行う病院・診療所

- ・ 検査、治療体制（人員・施設設備）
- ・ 糖尿病教室等患者教育の状況
- ・ 医療連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況）

③ 合併症治療を行う病院・診療所

- ・ 検査、治療体制（人員・施設設備）
- ・ 実施可能な慢性合併症の治療法
- ・ 医療連携の状況（他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況）

(3) 指標による現状把握

別表 4 に掲げるような、病期・医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）と、独自調査やデータ解析等により入手可能な指標（推奨指標）に留意して、把握すること。

2 圏域の設定

- (1) 都道府県は、糖尿病の医療体制を構築するに当たって、「第 2 医療機関とその連携」を基に、前記「1 現状の把握」で収集した情報を分析し、各病期に求められる医療機能を明確にして、圏域を設定する。
- (2) 医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。
- (3) 圏域を設定するに当たって、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。
- (4) 検討を行う場合は、地域医師会等の医療関係団体、現に糖尿病の診療に従事する者、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。
また糖尿病対策推進会議（日本医師会、日本糖尿病学会、日本糖尿病協会が、糖尿病の発症予防等を目指して共同で設立した会議）を活用すること。

3 連携の検討

- (1) 都道府県は、糖尿病の医療体制を構築するに当たって、血糖コントロールを中心として、多種多様な合併症についても連携して治療を実施できるよう、また、関係機関・施設の信頼関係を醸成するよう配慮する。
また、医療機関、地域医師会等の関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。
また都道府県は、関係団体等との連携、特に日本糖尿病対策推進会議の活用により、標準的な治療の普及、協力体制の構築を図る。
- (2) 保健所は、「地域保健法第 4 条第 1 項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成 6 年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年 7 月 20 日健総発第 0720001 号健康局総務課長通知）を参考に、医療

連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。

- (3) 医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関の名称を記載する。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。

さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。

4 課題の抽出

都道府県は、「第2 医療機関とその連携」を踏まえ、「1 現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の糖尿病の医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

その際、現状把握に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。

5 数値目標

都道府県は、糖尿病の良質かつ適切な医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4 課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第7に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。

なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

6 施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4 課題の抽出」に対応するよう「5 数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。

7 評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、1年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも5年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

さらに、医療の質について客観的な評価を行うために、症例登録等を行うことが今後必要である。

8 公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

精神疾患の医療体制の構築に係る指針

精神疾患は、症状が多彩にもかかわらず自覚しにくいという特徴があるため、症状が比較的軽いうちには精神科医を受診せず、症状が重くなり入院治療が必要になって初めて精神科医を受診するという場合が少なくない。また、重症化してから入院すると、治療が困難になるなど、長期の入院が必要となってしまう場合もある。しかしながら、精神医学の進歩によって、発症してからできるだけ早期に必要な精神科医療が提供されれば、回復又は寛解し、再び地域生活や社会生活を営むことができるようになってきている。

精神疾患に罹患しても、より多くの方がそれを克服し、地域や社会で生活できるようにするため、患者やその家族等に対して、精神科医療機関や関係機関が連携しながら、必要な精神科医療が提供される体制を構築する必要がある。

本指針では、「第1 精神疾患の現状」で精神疾患の疫学や、どのような医療が行われているのかを概観し、「第2 医療機関とその連携」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第3 構築の具体的な手順」に即して、地域の現状を把握・分析し、また各病期に求められる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

第1 精神疾患の現状

1 精神疾患の疫学

(1) 精神疾患の範囲

精神疾患にはさまざまな定義が存在するが、本指針では、主に世界保健機関（WHO）による国際疾病分類第10版（ICD-10）の「精神および行動の障害」に記載されている疾患を対象とし、福祉サービス等との連携も考慮し、現行の精神障害者保健福祉手帳¹の対象となっている「てんかん」も対象とする。また、近年患者数が増加している「うつ病」と「認知症」、さらに、精神科救急や緩和ケアなど精神医療に関わる分野についても、考慮することとする。

(2) 精神疾患の現状

¹ 精神障害者保健福祉手帳の障害者等級の判定基準（平成7年9月12日健医発第1133号厚生労働省保健医療局長通知）

精神疾患は、近年その患者数が急増しており、平成 20 年には 320 万人を超える水準となっている²。我が国での調査結果では、国民の 4 人に 1 人（25%）が生涯でうつ病等の気分障害、不安障害及び物質関連障害のいずれかを経験していることが明らかとなっている³。また、WHO によると、世界で 1000 人に 7 人（0.7%）が統合失調症に罹患している⁴。

自殺者数は、平成 10 年以降 14 年連続で 3 万人を超える水準となっており、その要因うち、健康問題の中では、うつ病が多くなっている⁵。

精神疾患にはこのほか、発達障害や、高齢化の進行に伴って急増しているアルツハイマー病等の認知症等も含まれており、精神疾患は住民に広く関わる疾患である。

また、精神疾患は、あらゆる年齢層で疾病により生じる負担が大きく、また、精神疾患にかかると稼得能力の低下などにより、本人の生活の質の低下をもたらすとともに、社会経済的な損失を生じている⁶。

2 精神疾患の医療

(1) 予防

高血圧や糖尿病、がんなどの予防はエビデンスに基づいた方法が確立しているが、精神疾患については、その必要性は認識されているものの予防の効果を実証することが困難であり、具体的な方法は確立されているとはいえない。しかし、適度な運動や、バランスのとれた栄養・食生活は身体だけでなくこころの健康においても重要な基礎となるものである。これらに、心身の疲労の回復と充実した人生を目指す「休養」が加えられ、健康のための 3 つの要素とされてきたところである。さらに、十分な睡眠をとり、ストレスと上手につきあうことはこころの健康に欠かせない要素となっている⁷。

(2) 診断

² 厚生労働省「患者調査」（平成 20 年）

³ 厚生労働科学研究「こころの健康についての疫学調査に関する研究」（研究代表者 川上憲人）（平成 18 年）

⁴ WHO「Schizophrenia and public health」（1998 年）

⁵ 内閣府「自殺対策白書」（平成 23 年度）、「平成 23 年中における自殺の概況」（平成 24 年）

⁶ 厚生労働省障害者福祉総合推進事業「精神疾患の社会的コストの推計報告書」（平成 22 年）

⁷ 厚生労働省「健康日本 21」

精神疾患の診断の基本は、十分な観察・問診による精神症状の正確な把握であり、心理検査等の検査が診断の補助として行われている。精神疾患は、内科などに比べ客観的な指標が乏しいが、近年、神経画像・脳機能画像などの技術が進歩しており、客観的診断方法として期待されている。

診断においては、身体疾患に起因する症状性精神障害なども考慮し、精神症状のみならず全身状態の把握も重要である。

また、身体疾患で内科等を受診した患者に、うつ病等の精神疾患が疑われる場合には、速やかに精神科医に紹介することにより、正確な診断が行われることが、適切な治療選択の観点からも重要と考えられる。

(3) 治療

精神疾患の治療においては、薬物療法が中心となるが、向精神薬（抗精神病薬、抗うつ薬、抗不安薬、睡眠薬）を処方する際は、必要な投与期間、出現しうるすべての有害作用に対する対処法、奏功しなかった場合の代替薬物、長期投与の適応などの知識をもとに、治療計画を患者とその家族等に説明しておく必要がある⁸。また、診断、治療の両方において、生物学的、心理学的、社会文化的側面を考慮できる視点も必要⁸であり、生活習慣の改善や、専門的な精神療法、作業療法、精神科デイ・ケアなど、薬物療法以外の治療法も重要と考えられる。

(4) 合併症の治療

精神疾患においては、その疾病の特性から身体疾患の発見が遅れがちになる。したがって、診察においては精神症状だけでなく、身体疾患の有無にも注意を払う必要がある。このため、身体疾患を合併する患者については、それを担当する内科医等と、地域の連携会議等を通じて、日頃から連携している必要がある。

(5) うつ病の医療

うつ病の診断では、うつ病だけではなく、甲状腺疾患、副腎疾患、膝疾患、膠原病、悪性腫瘍、脳血管障害など身体疾患でもうつ状態を呈することに留意し⁹、また、双極性障害、認知症、統合失調症などの精神疾患との鑑別も考慮する必要がある。さらに、アルコール依存症との併存や、身体疾患の治療目的で使用されている薬物によるうつ病にも注意が必要である。

⁸ カプラン臨床精神医学テキスト第2版「DSM-IV-TR 診断基準の臨床への展開」（監訳 井上令一、四宮滋子）メディカル・サイエンス・インターナショナル

⁹ 「よくわかる うつ病のすべて -早期発見から治療まで-」（編集 鹿島晴雄、宮岡等）永井書店

うつ病の診断には、上記の鑑別診断を考慮に入れた詳細な問診が不可欠であり、心理検査を補助的に用いることがある。

治療は、抗うつ薬を中心としつつ、認知行動療法等の精神療法など非薬物療法も行われている。

(6) 認知症の医療

認知症には、アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭葉型認知症、正常圧水頭症など様々なものがあり、治療としては、アルツハイマー病に対する薬物療法、BPSD（認知症の行動・心理症状）などの周辺症状に対する対応、認知症の身体合併症対応、家族に対する認知症への対応指導などが行われている¹⁰。

平成 20 年より、認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、認知症疾患医療センター運営事業を開始し、平成 24 年 3 月 1 日現在、全国で 155 カ所の認知症疾患医療センター（基幹型 5、地域型 150）が設置されている。平成 22 年度（97 カ所）の認知症疾患医療センターにおける電話及び面談による相談件数は 61346 件、鑑別診断は 23597 件となっている。

3 精神疾患の医療体制

(1) 精神科医療機関等の状況

病院数は近年減少傾向にあるが、平成 22 年に精神病床を有する病院数は 1667 病院、精神科病院（精神病床のみを有する病院）数は 1082 病院で、平成 8 年以降ほぼ横ばいとなっている¹¹。また、精神病床数は、平成 10 年以降減少傾向にあり、平成 22 年に 34 万 6715 床となっている¹¹。

一般診療所の数は、平成 11 年に 9 万 1500 診療所、平成 20 年に 9 万 9083 診療所、精神科を標榜する診療所の数（重複計上）は、平成 11 年に 3682 診療所、平成 20 年に 5629 診療所と、精神科を標榜する診療所は一般診療所の増加を上回る率で増加し、平成 20 年には一般診療所の 5.7%を占めている¹²。

精神科医師数（精神科を主たる診療科とする医師数）は、平成 22 年に 1 万 4201 人であり、平成 12 年から平成 22 年までの間に医師全体の数は約 3.9 万人増加しているのに対し、精神科医師数は 3138 人増加しており、医師数全体の増加割合を上回って増加している¹³。平成 12 年と平成 22 年と

¹⁰ 厚生労働科学研究「精神科救急医療、特に身体合併症や認知症疾患合併症例の対応に関する研究」（主任研究者 黒澤尚）（平成 20 年）

¹¹ 厚生労働省「医療施設調査（動態）」（平成 22 年）

¹² 厚生労働省「医療施設調査（静態）」（平成 20 年）

¹³ 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」（平成 22 年）

を比較すると、病院に勤務する精神科医師数の増加割合は約 1.2 倍であるのに対し、診療所で勤務する精神科医師数の増加割合は約 2 倍と、診療所に勤務する精神科医師数の増加が顕著である¹³。

(2) 精神科救急医療（身体疾患を合併する精神疾患患者含む）

精神科救急医療の状況については、精神科救急医療体制整備事業等を通じて体制整備を図ってきている。平成 22 年度の事業実績によると、精神科救急医療圏 148 か所、精神科救急医療施設 1069 施設（常時対応、輪番対応及び外来対応を含む。）であり、施設数はほぼ横ばいで推移している。一方、夜間・休日における精神医療相談窓口及び精神科救急情報センターへの電話相談件数は、平成 17 年度は約 8 万件、平成 22 年度は約 15 万件であり、約 2 倍弱に増加している。また、夜間・休日の受診件数、入院件数については、平成 17 年度はそれぞれ約 3 万件、約 1 万 2 千件、平成 22 年度はそれぞれ約 3 万 6 千件、約 1 万 5 千件といずれも増加しており、精神科救急医療体制の充実・強化が求められている。

さらに、近年、身体疾患を合併する精神疾患患者が増加している。救命救急センターの入院患者のうち 12%に精神医療の必要性があり、そのうち 18.5%（全体の 2.2%）が身体疾患と精神疾患ともに入院医療を要するとの報告がある¹⁴。また、精神病床を有する総合病院の調査から、身体疾患と精神疾患共に入院水準の患者の発生する割合は、人口万対年間 2.5 件との推計がある¹⁵。一方で、精神疾患を背景に有する患者は、救急搬送において医療機関への受け入れまでに要する時間が、通常の場合に比べて長時間を要している状況にある¹⁶。

以上のような状況を踏まえ、平成 22 年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の一部改正により、都道府県による精神科救急医療体制の努力義務（精神保健福祉法第 19 条の 11）が法律上規定され、平成 24 年 4 月から施行されることとなっている。このため、「精神科救急医療体制に関する検討会報告書（平成 23 年 9 月 30 日）」を踏まえて、「精神科救急医療体制の整備に関する指針について」（平成 24 年 3 月 30 日障精発 0330 第 2 号社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）が発出されており、都道府県が整備すべき精神科救急医療体制の具体的な方向性が示されている。

14 厚生労働科学研究「精神科病棟における患者像と医療内容に関する研究」（主任研究者 保坂隆）（平成 18 年）

15 厚生労働科学研究「精神科救急医療、特に身体疾患や認知症疾患合併症例の対応に関する研究」（主任研究者 黒澤尚）（平成 19 年）

16 消防庁「平成 20 年度 救急業務高度化推進検討会報告書」（平成 20 年）

第2 医療機関とその連携

1 目指すべき方向

前記「第1 精神疾患の現状」を踏まえ、個々の医療機能、それを満たす医療機関、さらにそれら医療機関相互及び保健・福祉サービス等との連携により、地域において精神医療が実施される体制を構築する。

- (1) 保健サービスやかかりつけ医等との連携により、精神科医を受診できる機能
- (2) 患者の状態に応じて、外来医療や訪問医療、入院医療等の必要な医療を提供し、保健・福祉等と連携して地域生活や社会生活を支える機能
- (3) 精神科救急患者（身体疾患を合併した患者を含む。）、身体疾患を合併した患者や専門医療が必要な患者等の状態に応じて、速やかに救急医療や専門医療等を提供できる機能
- (4) うつ病の診断及び患者の状態に応じた医療を提供できる機能
- (5) 認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要な医療を提供できる機能

2 各医療機能と連携

前記「1 目指すべき方向」を踏まえ、精神疾患の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(5)に示す。

都道府県は、各医療機能の内容（目標、医療機関に求められる事項等）について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

- (1) 保健サービスやかかりつけ医等との連携により、精神科医を受診できる機能【予防・アクセス】

① 目標

- ・ 精神疾患の発症を予防すること
- ・ 精神疾患が疑われる患者が、発症してから精神科医に受診できるまでの期間をできるだけ短縮すること
- ・ 精神科を標榜する医療機関と地域の保健医療サービス等との連携を行うこと

② 医療機関に求められる事項

- ・ 住民の精神的健康の増進のための普及啓発、一次予防に協力すること
- ・ 保健所、精神保健福祉センターや産業保健の関係機関と連携すること

- ・ 精神科医との連携を推進していること（GP（内科等身体疾患を担当する科と精神科）連携※への参画等）
- ・ かかりつけの医師等の対応力向上のための研修等に参加していること

※ GP 連携の例：地域レベルでの定期的な連絡会議（内科等身体疾患を担当する科の医師でうつ病患者を発見したときの日常的な連携体制の構築、ケーススタディ等）の開催、精神科医への紹介システムの導入等

③ 関係機関の例

- ・ 保健所、精神保健福祉センター、地域産業保健センター、メンタルヘルス対策支援センター、産業保健推進センター等の保健・福祉等の関係機関
- ・ 精神科病院、精神科を標榜する一般病院、精神科診療所
- ・ 一般の医療機関
- ・ 薬局

(2) 精神疾患等の状態に応じて、外来医療や訪問医療、入院医療等の必要な医療を提供し、保健・福祉等と連携して地域生活や社会生活を支える機能【治療・回復・社会復帰】

① 目標

- ・ 患者の状態に応じた精神科医療を提供すること
- ・ 早期の退院に向けて病状が安定するための退院支援を提供すること
- ・ 患者ができるだけ長く、地域生活を継続できること

② 医療機関に求められる事項

- ・ 患者の状況に応じて、適切な精神科医療（外来医療、訪問診療を含む。）を提供すること
- ・ 必要に応じ、アウトリーチ（訪問支援）を提供できること
- ・ 精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチームによる支援体制を作ること
- ・ 精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること
- ・ 早期の退院に向けて、病状が安定するための服薬治療や精神科作業療法等の支援や、相談支援事業者等との連携により、退院を支援すること
- ・ 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること
- ・ 産業医等を通じた事業者との連携や、地域産業保健センター、メンタルヘルス対策支援センター、産業保健推進センター、ハローワーク、

地域障害者職業センター等と連携し、患者の就職や復職等に必要な支援を提供すること

③ 医療機関等の例

- ・ 精神科病院、精神科を標榜する一般病院、精神科診療所
- ・ 在宅医療※を提供する病院・診療所
- ・ 薬局
- ・ 訪問看護ステーション

※ 在宅医療一般については、「在宅医療の体制構築に係る指針」を参照。

(3) 精神科救急患者（身体疾患を合併した患者を含む）、身体疾患を合併した患者や専門医療が必要な患者等の状態に応じて、速やかに救急医療や専門医療等を提供できる機能【精神科救急・身体合併症・専門医療】

① 目標

- ・ 24 時間 365 日、精神科救急医療を提供できること
- ・ 24 時間 365 日、身体合併症を有する救急患者に適切な救急医療を提供できること
- ・ 専門的な身体疾患（腎不全、歯科疾患等）を合併する精神疾患患者に対して、必要な医療を提供できること
- ・ 児童精神医療（思春期を含む）、アルコールやその他の薬物などの依存症、てんかん等の専門的な精神科医療を提供できる体制を少なくとも都道府県単位で確保すること
- ・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）の通院処遇対象者に医療を提供する指定通院医療機関について、少なくとも都道府県単位で必要数※を確保すること

※「心神喪失者等医療観察法に基づく指定通院医療機関の推薦依頼について」（平成 16 年 7 月 9 日障精発第 0709006 号社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）

② 医療機関に求められる事項

- ・ 精神科救急患者の受け入れが可能な設備を有すること（検査室、保護室、手厚い看護体制等）
- ・ 地域の精神科救急医療システムに参画し、地域の医療機関と連携すること
- ・ 精神科救急患者を受け入れる施設では、行動制限の実施状況に関する情報を集約し、外部の評価を受けていることが望ましいこと

- ・ 精神科病院及び精神科診療所は、継続的に診療している自院の患者・家族や精神科救急情報センター等からの問い合わせ等については、地域での連携により夜間・休日も対応できる体制を有すること
- ・ 身体疾患を合併した患者に対応する医療機関については、身体疾患と精神疾患の両方について適切に診断できる（一般の医療機関と精神科医療機関とが連携できる）こと
- ・ 身体疾患を合併する患者に対応する医療機関であって、精神病床で治療する場合は、身体疾患に対応できる医師又は医療機関の診療協力を有すること
- ・ 身体疾患を合併する患者に対応する医療機関であって、一般病床で治療する場合は、精神科リエゾンチーム※又は精神科医療機関の診療協力を有すること
- ・ 地域の医療機関や、介護・福祉サービス、行政機関等と連携できること
- ・ 専門医療を提供する医療機関は、各専門領域において、適切な診断・検査・治療を行なえる体制を有し、専門領域ごとに必要な、保健・福祉等の行政機関等と連携すること
- ・ 専門医療を提供する医療機関は、他の都道府県の専門医療機関とネットワークを有すること
- ・ 医療観察法指定医療機関は、個別の治療計画を作成し、それに基づき必要な医療の提供を行うとともに、保護観察所を含む行政機関等と連携すること

※精神科リエゾンチーム：精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等からなるチーム。一般病棟に入院する精神疾患を有する患者等に対して、精神症状の評価を行い、精神療法や薬物治療等の診療計画の作成、退院後の調整等を行う。

③ 関係機関の例

- ・ 精神医療相談窓口、精神科救急情報センター
- ・ 精神科救急医療体制整備事業の精神科救急医療施設
- ・ 精神科病院、精神科を標榜する一般病院、精神科診療所
- ・ 救命救急センター、一般の医療機関
- ・ 人工透析等の可能な専門医療機関
- ・ 歯科を標榜する病院・歯科診療所
- ・ 専門医療を提供する医療機関
- ・ 医療観察法指定通院医療機関

なお、上記のうち、精神科救急医療体制の整備に関しては、「精神科救急医療体制の整備に関する指針について」（平成 24 年 3 月 30 日障精発 0330 第 2 号社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）を参照すること。

(4) うつ病の診断及び患者の状態に応じた医療を提供できる機能【うつ病】

① 目標

- ・ 発症してから、精神科医に受診するまでの期間をできるだけ短縮すること
- ・ うつ病の正確な診断ができ、うつ病の状態に応じた医療を提供できること
- ・ 関係機関が連携して、社会復帰（就職、復職等）に向けた支援を提供できること

② 医療機関に求められる事項

（一般の医療機関）

- ・ うつ病の可能性について判断できること
- ・ 症状が軽快しない場合等※に適切に紹介できる専門医療機関と連携していること
- ・ 内科等の身体疾患を担当する医師等（救命救急医、産業医を含む）と精神科医との連携会議等（GP 連携事業等）へ参画すること
- ・ うつ病等に対する対応力向上のための研修等に参加していること

※ SSRI などの抗うつ薬で 4 週間経過しても改善が見られない場合、他の精神疾患との鑑別が必要と思われる場合、双極性障害が疑われる場合、自殺念慮が強い場合など（「自殺予防マニュアル第 2 版～地域医療を担う医師へのうつ状態・うつ病の早期発見と対応の指針」平成 20 年日本医師会編集）

（うつ病の診療を担当する精神科医療機関）

- ・ うつ病と双極性障害等のうつ状態を伴う他の疾患について鑑別診断できること
- ・ うつ病の、他の精神障害や身体疾患の合併などを多面的に評価できること
- ・ 患者の状態に応じて、薬物療法及び精神療法等の非薬物療法を含む適切な精神科医療を提供でき、必要に応じて、他の医療機関と連携できること
- ・ 患者の状態に応じて、生活習慣などの環境調整等に関する助言ができること

- ・ かかりつけの医師をはじめとする地域の医療機関と連携していること（例えば、地域のかかりつけの医師等に対するうつ病の診断・治療に関する研修会や事例検討会等への協力）
- ・ 産業医等を通じた事業者との連携や、地域産業保健センター、メンタルヘルス対策支援センター、産業保健推進センター、ハローワーク、地域障害者職業センター等との連携、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等との連携により、患者の就職や復職等に必要な支援を提供すること

③ 医療機関等の例

- ・ 精神科病院、精神科を標榜する一般病院、精神科診療所
- ・ 一般の医療機関
- ・ 薬局

(5) 認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要な医療を提供できる機能【認知症】

認知症の方が、早期の診断や、周辺症状への対応を含む治療等を受けられ、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるような医療提供体制の構築を目標とする。具体的な内容については、今後、関係部局から発出される通知に基づいて作成すること。

第3 構築の具体的な手順

1 現状の把握

都道府県は、精神疾患の医療体制を構築するに当たって、(1) (2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(3)に示す、医療機能ごとおよびストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1) 患者動向に関する情報

- ・ こころの状態（国民生活基礎調査）
- ・ 総患者数及びその内訳（性・年齢階級別、疾病小分類別、入院形態別）（患者調査、精神保健福祉資料）
- ・ 年齢調整受療率（精神疾患）（患者調査）
- ・ 退院患者平均在院日数（患者調査）
- ・ 副傷病に精神疾患を有する患者の割合（患者調査）
- ・ 精神科デイ・ケア等の利用者数（精神保健福祉資料）
- ・ 精神科訪問看護の利用者数（精神保健福祉資料）

- ・ 1 年未満及び 1 年以上入院者の平均退院率（精神保健福祉資料）
 - ・ 在院期間 5 年以上かつ 65 歳以上の退院患者数（精神保健福祉資料）
 - ・ 3 ヶ月以内再入院率（精神保健福祉資料）
 - ・ 自殺死亡率（人口動態統計、都道府県別年齢調整死亡率（業務・加工統計））
- (2) 医療資源・連携等に関する情報
- ・ 従事者数、医療機関数（病院報告、医療施設調査、事業報告）
 - ・ 往診・訪問診療を提供する精神科病院・診療所数（医療施設調査）
 - ・ 精神科訪問看護を提供する病院・診療所数（医療施設調査）
 - ・ 訪問看護ステーション数、薬局数（「在宅医療」を参照）
 - ・ 精神科救急医療施設数（事業報告）
 - ・ 精神医療相談窓口及び精神科救急情報センターの開設状況（事業報告）
 - ・ 医療観察法指定通院医療機関数
 - ・ 地域連携クリティカルパス導入率
 - ・ GP（内科等身体疾患を担当する科と精神科）連携会議の開催地域数及び、紹介システム構築地区数
 - ・ 向精神薬（抗精神病薬、抗うつ薬、睡眠薬、抗不安薬）の薬剤種類数
 - ・ 抗精神病薬の単剤率
- (3) 指標による現状把握
- 別表 5 に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）と、独自調査やデータ解析等により入手可能な指標（推奨指標）に留意して、把握すること。

2 圏域の設定

- (1) 都道府県は、精神疾患の医療体制を構築するに当たって、「第 2 医療機関とその連携」を基に、前記「1 現状の把握」で収集した情報を分析し、精神疾患患者の病期及び状態に応じて、求められる医療機能を明確にして、圏域を設定する。
- (2) 医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。

- (3) 圏域を設定するに当たっては、二次医療圏を基本としつつ、障害保健福祉圏域、老人福祉圏域等との連携も考慮し、それぞれの医療機能及び地域の医療資源等の実情を勘案して弾力的に設定する。
- (4) 検討を行う場合は、地域医師会等の医療関係団体、現に精神疾患の診療に従事する者、消防防災主管部局、福祉関係団体、住民・患者及びその家族、市町村等の各代表が参画する。

3 連携の検討

- (1) 都道府県は、精神疾患の医療体制を構築するに当たって、患者の状態に応じた総合的な支援が提供できるよう、精神科を含む医療機関、保健・福祉等に関する機関、福祉・介護サービス施設及び事業所、ハローワーク、地域障害者職業センター等の地域の関係機関の連携が醸成されるよう配慮する。

また、精神科を含む医療機関、消防機関、地域医師会、保健・福祉等に関する機関等の関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する医療機関・保健・福祉等に関する機関・医師等専門職種の情報の共有に努める。

さらに、都道府県は、精神疾患患者への対応に関する知識の向上に資する研修会の実施等により、かかりつけの医師や精神科訪問看護に従事する職員等の人材育成に努め、また医療連携の円滑な実施のため、精神疾患患者の退院支援や福祉・介護サービス事業者との連携、他の診療科との連携等が推進されるよう関係機関との連絡調整に努める。

- (2) 保健所は、「地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成19年7月20日健総発第0720001号健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。

また、精神保健福祉センターにおいては、「精神保健福祉センター運営要領について」（平成8年1月19日健医発第57号保健医療局長通知）を参考に、精神保健福祉関係諸機関と医療機関等との医療連携の円滑な実施のため、精神保健に関する専門的立場から、保健所及び市町村への技術指導や技術援助、関係諸機関と医療機関等との調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。

- (3) 医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称を記載する。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。

さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。

4 課題の抽出

都道府県は、「第2 医療機関とその連携」を踏まえ、「1 現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の精神疾患の医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。

5 数値目標

都道府県は、良質かつ適切な精神疾患の医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4 課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第7に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。

なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

6 施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策・事業を実施することが重要である。都道府県は、「4 課題の抽出」に対応するよう「5 数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策・事業について、医療計画に記載する。

7 評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策・事業の進捗状況の評価については、1年ごとに行うことが望ましい。

また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも5年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

さらに、医療の質について客観的な評価を行うために、症例登録等を行うことが今後必要である。

8 公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする

救急医療の体制構築に係る指針

我が国の救急医療の需要は増加傾向にある。救急搬送人数を例にとると平成 22 年には過去最多の約 498 万人となっており¹、この傾向は今後も続くことが予想される²。救急医療資源に限りがある中で、この需要に対応しつつ、より質の高い救急医療を提供するためには、地域の救急医療機関が連携し、地域が一体として小児救急、周産期救急、精神科救急を含め、すべての救急患者に対応できる救急医療体制を構築することが重要である。

本指針では、「第 1 救急医療の現状」で救急医療の需要及び供給体制について概観し、次に「第 2 医療機関とその連携」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第 3 構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また必要となる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関間の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

第 1 救急医療の現状

1 救急医療をとりまく状況

わが国における救急医療の受療動向は、およそ以下のとおりになっている。

(1) 救急患者数

一日の救急患者[※]は、全国で約 2.8 万人であり、うちおよそ 8200 人が入院していると推測される³。

※ 救急患者

救急車等によって救急搬送される患者や、休日・夜間等の通常の診療時間外に医療機関を受診する患者等

(2) 救急搬送数

救急搬送人員は、平成 12 年に約 400 万人であったが、平成 22 年には約 498 万人(98 万人、24.5%増)を数えるなど、増加傾向にある¹。その背景として、高齢化の進展、国民の意識の変化等が挙げられている。

(3) 高齢患者の増加

¹ 消防庁「平成 23 年版 救急・救助の現況」(平成 23 年)

² 消防庁「平成 22 年度 救急業務高度化推進検討会報告書」(平成 22 年)

³ 厚生労働省「患者調査」(平成 20 年)

救急搬送された高齢者についてみると、平成 12 年には約 149 万人であったが、平成 22 年には、約 254 万人を数え、この 10 年間で約 105 万人増となっている。今後も、高齢化の進展とともに救急搬送件数は増大し、救急搬送に占める高齢者の割合も増加するものと見込まれる。

(4) 疾病構造の変化

昭和 41 年には、救急搬送全体のおよそ半数を交通事故等による外傷患者が占め、急病は 39.9% (15.3 万人) を占めるに過ぎなかった。ところが、平成 12 年には急病が 54.8% (308 万人)、平成 22 年には、61.8% (308 万人) を占めるに至り¹、この 10 年間で急病による救急搬送人員が 89 万人増加している。今後も急病の対応が増加するものと見込まれる。

(5) 重症患者の動向

平成 22 年における全救急搬送人員のうち、「重症」（「死亡」も含む。）と分類されたものをみると、「脳疾患」（7.9 万人）、「心疾患系」（7.6 万人）となっている。また、「急病」のうち死亡が最も多いのは、「心疾患等」である¹。

したがって、重症患者の救命救急医療体制を構築するに当たって、重症外傷等の外因性疾患への対応に加えて、脳卒中、急性心筋梗塞等の生活習慣病に起因する急病への対応が重要である。

(6) 軽症患者の動向

救急車で搬送される患者のうち、診療の結果として帰宅可能な軽症者が 50% 程度を占める。この中の一部には不要不急にも係わらず安易に救急車を利用している例も散見される⁴。救急車の不要不急な利用は、救急搬送を実施する消防機関に負担をかけるのみならず、救急医療機関にも過大な負担をかけることになり、ひいては真に救急対応が必要な者への救急医療に支障を来す結果となることを住民に理解を促すことが重要である。

このような状況に対して、「救急車利用マニュアル」等の活用により国民の理解を求める等、救急車等のより適切な利用を促すための啓発活動が各地域で行われている他、国においては、緊急性の高い傷病者に確実に救急医療資源を提供するため、傷病の緊急度に応じた適切な救急対応を選択できる仕組みの検討を行っている⁵。

(7) 精神科救急医療の動向

各都道府県において、地域の実情に応じた精神科救急医療体制が整備されている。精神病床を有する総合病院の調査から、身体疾患と精神疾患共

⁴ 消防庁「救急需要対策に関する検討会 報告書」（平成 18 年）

⁵ 消防庁「社会全体で共有する緊急度判定（トリアージ）体系のあり方検討会」（平成 23 年）

に入院水準の患者の発生する割合は人口万対年間2.5件と推計されており⁶、また、救命救急センターの入院患者のうち12%に精神医療の必要性があり、そのうち18.5%（全体の2.2%）が身体疾患と精神疾患ともに入院医療を要するとの報告⁷がある。

2 救急医療の提供体制

救急医療の提供体制は、およそ以下のとおりになっている。

(1) 病院前救護活動

① 市民への救急蘇生法の普及と、自動体外式除細動器(AED)の設置

これまで様々な主体によって、救急蘇生法の講習が行われてきた。例えば、消防機関が主体となって実施するものだけでも、近年、百万人を越える国民が救急蘇生法を受講している。

この結果、平成22年中に救急隊員によって搬送された心肺機能停止患者のおよそ42.7%に対して家族等による人工呼吸や胸骨圧迫等の救急蘇生法が実施されており、その割合は毎年上昇している¹。

平成16年より一般住民の使用が可能となったAEDについては病院外設置が急速に広がり、全国で33万台近くが設置されるに至り⁸、地域住民の病院前救護活動への参加が今後さらに期待される。

② 消防機関による救急搬送と救急救命士等

救急隊は、一定の応急処置に関する教育を受けた3名以上の救急隊員により構成されている。平成3年からは、救急救命士制度の発足により、1隊につき1名以上の救急救命士が配置されることを目標に救急隊の質の向上が図られており、平成23年4月には94.3%の救急隊に救急救命士が同乗している¹。

救急救命士については、メディカルコントロール体制の整備を条件として、徐々に業務範囲が拡大され、平成18年4月からは心肺機能停止患者に対する薬剤投与が可能となった。

心肺機能停止患者への対応については、救急救命士を含む救急隊員（以下「救急救命士等」という。）の標準的な活動内容を定めたプロトコール（活動基準）が策定され、全国に普及している。これによって、救急

⁶ 厚生労働科学研究「精神科医療、とくに身体疾患や認知症疾患合併症例の対応に関する研究」（主任研究者 黒澤尚）（平成19年）

⁷ 厚生労働科学研究「精神科病棟における患者像と医療内容に関する研究」（主任研究者 保坂隆）（平成18年）

⁸ 厚生労働科学研究「循環器疾患等の救命率向上に資する効果的な救急蘇生法の普及啓発に関する研究」（主任研究者 丸川征四郎）（平成22年度）

救命士等が心肺機能停止患者に対してより適切に観察、判断、処置を行えるようになり、救急救命士等の質が向上し、業務が標準化された。

これらプロトコルの作成、薬剤投与等を行う救急救命士への指示・助言及び救急救命士の行った活動の事後検証等を行うメディカルコントロール※体制については、各都道府県にメディカルコントロール協議会を設置するなど、全国的に整備されたところである。しかし地域によっては、プロトコルの策定状況の見直しを定期的に行っていないところもあるなど、その活動実態には地域差があることが指摘されている⁹。

※ メディカルコントロール

病院前救護における「メディカルコントロール」とは、救急現場から救急医療機関に搬送されるまでの間、救急救命士の活動等について医師が指示、指導・助言及び検証することにより、病院前救護の質を保障することを意味するものである。

平成 13 年より、メディカルコントロール体制の整備のため、各都道府県と地域にメディカルコントロール協議会の設置が開始された。

③ 搬送手段の多様化とその選択

従来の救急車に加えドクターカー、救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)※、消防防災ヘリコプター等の活用が広まりつつある。

ヘリコプターによる救急搬送については、ドクターヘリが 27 府県 32 機(平成 24 年 2 月現在)で運用され年間 9 千 6 百件余り(平成 22 年度)の出動件数を数え、消防防災ヘリコプターについても全国で 70 機(平成 23 年 10 月現在)が運用され、救急搬送のために年間 4 千件近く出動している¹。

今後も、緊急度が高く、患者の治療を行う医療機関への搬送が長距離におよぶ患者に対しては、ヘリコプター等の利用が期待される。

※ 救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)について

救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)を用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性をかんがみ、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図ることを目的に、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」(平成 19 年法律第 103 号)が、平成 19 年 6 月 27 日に施行された。

都道府県が医療計画を策定するに当たって、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるとき又は変更するときには、「救急医療用へ

⁹ 平成 21 年度救急救命の高度化の推進に関する調査研究事業「メディカルコントロールの地域格差に関する研究」(財団法人 救急振興財団)

リコプターを用いた救急医療を提供する病院に関する事項」について記載すること、「都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項」及び「関係者の連携に関する事項」について記載することに努めることが求められる。

④ 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（実施基準）の策定と実施

平成 18 年から平成 20 年にかけて、搬送先の病院を探して複数の救急医療機関に電話等で問い合わせても受入医療機関が決まらない、いわゆる受入医療機関の選定困難事案が発生したことを契機として、平成 21 年 5 月に消防法（昭和 23 年法律第 186 号）が改正され、都道府県に、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）の策定及び実施基準に係る協議、調整等を行う協議会（以下「法定協議会」という。）の設置等が義務付けられた。平成 24 年 1 月現在、全ての都道府県において実施基準が策定済みとなっており、今後は、実施基準のより円滑な運用及び改善が図られることになる。すなわち、法定協議会において実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入の実施状況の調査及び検証を行い、必要があるときは基準の見直しを行うなどにより、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制を構築することが期待される。

一方、受入医療機関の選定困難事案は依然存在していると指摘されている。

救急医療機関が搬送に応じられない原因として「手術中・患者対応中」、「処置困難」、「ベッドの満床」、「専門外」、「医師不在」等が挙げられている¹⁰。

この問題を改善するためには、受入困難の原因を詳細に把握分析し、地域と消防機関、救急医療機関とが一体となり、それぞれの地域の実状に応じて対応する必要がある。

なお、救急医療機関から情報を収集し、医療機関や消防機関等へ必要な情報提供を行い、救急医療に関わる関係者の円滑な連携を構築することを目的に、救急医療情報センターを整備し、診療科別医師の在否や、手術・処置の可否、病室の空床状況等の情報を共有している。実施基準の運用により受入医療機関の選定困難事案を解消していくためには、これらの取組について、地域に即してより実効的、有効的に改善していく必要がある。

¹⁰ 消防庁「平成 22 年中の救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査の結果」（平成 23 年）

(2) 救命救急医療機関(第三次救急医療機関)

① 救命救急センター

救命救急医療を担う救命救急センターは、当初 100 万人に 1 か所を目途に整備してきたところである。

現在、全国に 246 か所（平成 24 年 3 月現在）の施設が指定されている。

② 脳卒中や急性心筋梗塞等に対する救急医療

救命救急センターを有する病院においては、脳卒中や急性心筋梗塞等の専門的な医療のみならず、重症外傷やその他の複数診療科にまたがる重篤な患者への医療が提供されてきた。ただし、脳卒中や急性心筋梗塞の医療は、救命救急センターを有する病院以外の病院等においても行われてきたところである。

今後も、これらの医療機関を含めて、それぞれの疾患の特性に応じた救急医療体制を構築する必要がある。（脳卒中及び急性心筋梗塞については、それぞれの医療体制構築に係る指針を参照）

③ アクセス時間を考慮した体制の整備

救急医療（特に、脳卒中、急性心筋梗塞、重症外傷等の救命救急医療）においては、アクセス時間（発症から医療機関で診療を受けるまでの時間）の長短が、患者の予後を左右する重要な因子の一つである。

従って、特に救命救急医療の整備に当たっては、どこで患者が発生したとしても一定のアクセス時間内に、適切な医療機関に到着できる体制を整備する必要がある。

なお、アクセス時間は、単に医療機関までの搬送時間ではなく、発症から適切な医療機関で適切な治療が開始されるまでの時間として捉えるべきである。

一定の人口規模を目安にしつつも、地理的な配置を考慮して、地理情報システム(GIS※)等の結果を参考に、地理的空白地帯を埋める形で、適切な治療が可能な救命救急医療機関の整備を進める必要がある。

※ GIS(Geographic Information System)

地図に相当する地理情報のデータベースと、表示、案内、検索等の機能を一体とするコンピュータシステムのこと。当該システムの活用により、救急医療機関までのアクセス時間等を計算することが可能となる。

なお、救命救急医療を必要とする患者の発生がそれほど見込めない場合や、十分な診療体制を維持できない場合は、例えば、ヘリコプターで患者搬送を行うといった搬送手段の工夫によりアクセス時間を短縮す

る等して、どの地域で発生した患者についても、一定のアクセス時間内に、必要な救命救急医療を受けられる体制を構築する必要がある。

今後新たに救命救急医療施設等の整備を進める際には、前記視点に加え、一施設当たりの患者数を一定以上に維持する等して質の高い救急医療を提供することが重要である。

④ いわゆる「出口の問題」

前述の受入医療機関の選定困難事案の原因のひとつに、「ベッドの満床」が挙げられている。

その背景として、救急医療機関(特に救命救急医療機関)に搬入された患者が救急医療用の病床を長期間使用することで、救急医療機関が新たな救急患者を受け入れることが困難になる、いわゆる救急医療機関の「出口の問題」が指摘されている。

具体的には、急性期を乗り越えたものの、重度の脳機能障害(遷延性意識障害等)の後遺症がある場合や、合併する精神疾患によって一般病棟では管理が困難である場合、さらには人工呼吸管理が必要である場合などに、自宅への退院や他の病院等への転院が困難とされている。

この問題を改善するには、急性期を脱した患者で、重度の後遺症等により在宅への復帰が容易でない患者を受け入れる医療機関や介護施設等と、救命救急医療機関との連携の強化が必要である。

また、同様の問題として、救命救急センターを有する病院において、院内の連携が十分でない等の理由により、急性期を乗り越えた救命救急センターの患者が、一般病棟へ円滑に転床できずに、救命救急センターにとどまり、結果として救命救急センターでありながら新たな重症患者を受け入れることができないといった点も指摘されている。これについても、救命救急医療の機能は病院全体で担う責任があるという観点から、院内における連携体制を強化していく必要がある。

(3) 入院を要する救急医療を担う医療機関(第二次救急医療機関)

これまで、病院群輪番制病院や共同利用型病院等の整備が進められ、地域の入院機能を担う救急医療機関の確保が図られてきた。

多くの地域でこれらの体制が取られているが、その活動の実態は様々である。例えば病院群輪番制において、輪番日であっても救急患者をほとんど受け入れない救急医療機関がある一方で、輪番日に係わらず多くの救急患者を受け入れている救急医療機関があり、輪番制という実態を伴わない地域もある¹¹。

¹¹ 厚生労働省「救急医療対策事業調査」(平成22年)

今後は、活動の実態に即して、救急医療機関としての役割を評価していく必要がある。

また、輪番制病院制度は地域の救急医療を担う人材や設備が限られている中で、医療資源を分散して整備する必要があることや、住民・消防機関にわかりにくいといった問題もあり、一年を通じて、診療科に係わらず広く救急医療を行う医療機関について検討する必要がある。

脳卒中や急性心筋梗塞等に対する専門的な医療については、救命救急センター以外の救急医療機関においても実施してきたことについて前述したが、これらの病院も含め、救急搬送される患者の大部分が、入院を要する救急医療を担う医療機関へ搬送されており¹、当該医療機関の更なる充実が重要である。

(4) 初期救急医療を担う医療機関(初期救急医療機関)

初期救急医療は、診療所及びそれを補完する休日夜間急患センターや在宅当番医制において、地域医師会等の協力により実施され、救急搬送を必要としない多くの救急患者の診療を担ってきた実績がある。

しかし、曜日、時間帯や初期救急を担う医療機関の診療科などにより、入院を要する救急医療を担う医療機関に、多くの軽症患者が直接受診することもあり、結果として、これらの医療機関が本来担うべき救急医療に支障を来す可能性が指摘されている。今後も軽症患者の救急需要の増大が予想される中、地域の実情に応じた初期救急医療を構築する必要がある。

(5) 精神科救急医療体制と一般救急医療機関等との連携

精神科救急医療は、平成7年より、精神科救急医療システム整備事業が創設され、精神科救急情報センターや地域の実情に応じて輪番制等による精神科救急医療施設の整備が進められてきており、さらに、平成17年からは、精神科救急医療センター事業が創設され、整備が進められてきた。

しかし、緊急な医療を必要とする精神疾患を持つ患者を24時間365日受け入れる体制が未だ十分でない地域もあることから、輪番制による緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するための機能、重度の症状を呈する精神科急性期患者に対応するための中核的な機能、さらに、休日等を含め24時間体制で精神疾患を持つ患者等からの緊急的な相談に応じ、医療機関との連絡調整等を行う精神科救急情報センター機能については、より一層の強化を図っていく必要がある。

また併せて、身体疾患を合併する精神疾患患者の受け入れ体制を整備する必要がある。都道府県は、精神科救急医療体制整備事業等を活用し、身体合併症対応施設の整備や、精神科医療機関と一般医療機関の診療協力を

推進するための連携会議の実施等により、受け入れ体制の整備・充実を図る必要がある。

なお、精神科救急医療体制の整備に関しては、「精神科救急医療体制の整備に関する指針について」(平成 24 年 3 月 30 日障精発 0330 第 2 号社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)が発出されており、参照されたい。

さらに、「自殺総合対策大綱」(平成 19 年 6 月 8 日閣議決定)に基づき、自殺未遂者の再度の自殺を防ぐために、救急医療施設における精神科医等の専門職からなるチームによる診療体制、精神保健指定医による診療協力体制等の充実を図る必要がある。

第 2 医療機関とその連携

1 目指すべき方向

前記「1 救急医療の現状」を踏まえ、個々の役割と医療機能、それを満たす各関係機関、さらにそれら関係機関相互の連携により、病院前救護活動から社会復帰までの医療が連携し継続して実施される体制を構築する。

(1) 適切な病院前救護活動が可能な体制

- ① 本人・周囲の者による必要に応じた速やかな救急要請及び救急蘇生法の実施
- ② メディカルコントロール体制の整備による救急救命士等による適切な活動(観察・判断・処置)の実施
- ③ 実施基準に基づく適切な傷病者の搬送及び医療機関の受入れ

(2) 重症度・緊急度に応じた医療が提供可能な体制

- ① 患者の状態に応じた適切な救急医療の提供
- ② 救急医療に係る資源の効率的な配置とアクセス時間を考慮した整備
- ③ 必要に応じて、より高度・専門的な救急医療機関へ速やかに紹介できる連携体制
- ④ 脳卒中・心筋梗塞・重症外傷等の、それぞれの疾患に応じた医療体制

(3) 救急医療機関等から療養の場へ円滑な移行が可能な体制

- ① 救命期を脱するも、重度の合併症、後遺症のある患者が、救急医療施設から適切な医療機関に転院できる体制
- ② 重度の合併症、後遺症のある患者が、介護施設・在宅で療養を行う際に、医療及び介護サービスが相互に連携できる体制

2 各医療機能と連携

前記「1 目指すべき方向」を踏まえ、救急の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(3)に示す。

都道府県は、各医療機能の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

(1) 病院前救護活動の機能【救護】

① 目標

- ・ 患者あるいは周囲の者が、必要に応じて、速やかに救急要請及び救急蘇生法を実施すること
- ・ メディカルコントロール体制の整備により、救急救命士等の活動が適切に実施されること
- ・ 実施基準の運用により、傷病者の搬送及び医療機関への受入れが適切に行われること

② 関係者に求められる事項

ア 住民等

- ・ 講習会等の受講により、傷病者に対する応急手当、AED の使用を含めた救急蘇生法が実施可能であること
- ・ 傷病者の救護のため、必要に応じて適切かつ速やかに救急要請を行うこと、あるいは適切な医療機関を受診すること
- ・ 電話による相談システムを用いて、適切な医療機関の受診、救急車の要請、他の交通手段の利用等を判断すること

イ 消防機関の救急救命士等

- ・ 住民等に対し、応急手当、AED の使用を含めた救急蘇生法等に関する講習会を実施すること
- ・ 脳卒中、急性心筋梗塞等、早期の救急要請が必要な疾患について関係機関と協力して住民教育の実施を図ること
- ・ 搬送先の医療機関の選定に当たっては、実施基準等により、事前に各救命救急医療機関の専門性等を把握すること
- ・ 地域メディカルコントロール協議会により定められたプロトコールに則し、心肺機能停止、外傷、急病等の患者に対して、適切な観察・判断・処置を実施すること
- ・ 搬送手段を選定し、適切な急性期医療を担う医療機関を選定し、傷病者を速やかに搬送すること
- ・ 緊急な医療を必要とする精神疾患を有する患者等の搬送に当たっては、精神科救急情報センターを活用し、精神科救急医療体制と十分な連携を図ること

ウ メディカルコントロール協議会等

- ・ 救急救命士等の行う処置や、疾患に応じた活動プロトコルを策定し、事後検証等によって随時改訂すること
- ・ 実施基準を踏まえ、搬送手段を選定し、適切な医療機関に搬送するためのプロトコルを策定し、事後検証等によって随時改訂すること
- ・ 医師から救急救命士に対する直接指示・助言体制が確立されていること
- ・ 救急救命士等への再教育を実施すること
- ・ ドクターカーやドクターヘリ等の活用の適否について、地域において定期的に検討すること
- ・ ドクターヘリや消防防災ヘリコプター等の活用には、関係者の連携について協議する場を設け、効率的な運用を図ること

(2-1) 救命救急医療機関(第三次救急医療)の機能【救命医療】

① 目標

- ・ 24 時間 365 日、救急搬送の受け入れに応じること
- ・ 傷病者の状態に応じた適切な情報や救急医療を提供すること

② 医療機関に求められる事項

緊急性・専門性の高い脳卒中、急性心筋梗塞等や、重症外傷等の複数の診療科領域にわたる疾病等、幅広い疾患に対応して、高度な専門的医療を総合的に実施する。

その他の医療機関では対応できない重篤患者への医療を担当し、地域の救急患者を最終的に受け入れる役割を果たす。

また救急救命士等へのメディカルコントロールや、救急医療従事者への教育を行う拠点となる。

なお、医療計画において救命救急医療機関として位置付けられたものを救命救急センターとする。

- ・ 脳卒中、急性心筋梗塞、重症外傷等の患者や、複数の診療科にわたる重篤な救急患者を、広域災害時を含めて 24 時間 365 日必ず受け入れることが可能であること
- ・ 集中治療室(ICU)、心臓病専用病室(CCU)、脳卒中専用病室(SCU)等を備え、常時、重篤な患者に対し高度な治療が可能なこと
- ・ 救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること(救急科専門医等)
- ・ 必要に応じ、ドクターヘリ、ドクターカーを用いた救命救急医療を提供すること

- ・ 救命救急に係る病床の確保のため、一般病棟の病床を含め、医療機関全体としてベッド調整を行う等の院内の連携がとられていること
- ・ 急性期のリハビリテーションを実施すること
- ・ 急性期を経た後も、重度の脳機能障害（遷延性意識障害等）の後遺症がある患者、人工呼吸器による管理を必要とする患者等の、特別な管理が必要なため退院が困難な患者を転棟、転院できる体制にあること
- ・ 実施基準の円滑な運用・改善及び地域のメディカルコントロール体制の充実に当たり積極的な役割を果たすこと
- ・ DMAT※派遣機能を持つ等により、災害に備えて積極的な役割を果たすこと
- ・ 救急医療情報センターを通じて、診療機能を住民・救急搬送機関等に周知していること
- ・ 医師、看護師等の医療従事者に対し、必要な研修を行う体制を有し、研修等を通じ、地域の救命救急医療の充実強化に協力していること
- ・ 救急救命士の気管挿管・薬剤投与等の病院実習や、就業前研修、再教育などに協力していること
- ・ 「救急病院等を定める省令」によって定められる救急病院であること

※ DMAT(災害派遣医療チーム)については災害時における医療体制の構築指針を参照。

(2-2) 入院を要する救急医療を担う医療機関(第二次救急医療)の機能【入院救急医療】

① 目標

- ・ 24 時間 365 日、救急搬送の受け入れに応じること
- ・ 傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供すること

② 医療機関に求められる事項

地域で発生する救急患者への初期診療を行い、必要に応じて入院治療を行う。医療機関によっては、脳卒中、急性心筋梗塞等に対する医療等、自施設で対応可能な範囲において高度な専門的診療を担う。また、自施設では対応困難な救急患者については、必要な救命処置を行った後、速やかに、救命救急医療を担う医療機関等へ紹介する。救急救命士等への教育機能も一部担う。

- ・ 救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること
- ・ 救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること

- ・ 救急医療を要する傷病者のために優先的に使用される病床または専用病床を有すること
- ・ 救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること
- ・ 急性期にある患者に対して、必要に応じて早期のリハビリテーションを実施すること
- ・ 初期救急医療機関と連携していること
- ・ 当該病院では対応できない重症救急患者への対応に備え、近隣の適切な医療機関と連携していること
- ・ 救急医療情報センターを通じて、診療可能な日時や、診療機能を住民・救急搬送機関に周知していること
- ・ 医師、看護師、救急救命士等の医療従事者に対し、必要な研修を行うこと
- ・ 「救急病院等を定める省令」によって定められる救急病院であること

③ 医療機関の例

- ・ 二次輪番病院、共同利用型病院
- ・ 一年を通じて診療科にとらわれず救急医療を担う病院又は有床診療所
- ・ 地域医療支援病院（救命救急センターを有さない）
- ・ 脳卒中や急性心筋梗塞等に対する急性期の専門的医療を担う病院又は有床診療所

(2-3) 初期救急医療を担う医療機関の機能【初期救急医療】

① 目標

- ・ 傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供すること

② 医療機関に求められる事項

主に、独歩で来院する軽度の救急患者への夜間及び休日における外来診療を行う。

- ・ 救急医療の必要な患者に対し、外来診療を提供すること
- ・ 休日・夜間急患センターの設置や、在宅当番医制などと合わせて、地域で診療の空白時間が生じないように努めること
- ・ 病態に応じて速やかに患者を紹介できるよう、近隣の医療機関と連携していること
- ・ 自治体等との連携の上、診療可能時間や対応可能な診療科等について住民等に周知していること

③ 医療機関の例

- ・ 休日・夜間急患センター
 - ・ 休日や夜間に対応できる診療所
 - ・ 在宅当番医制に参加する診療所
- (3) 救命救急医療機関等からの転院を受け入れる機能【救命期後医療】
- ① 目標
- ・ 在宅等での療養を望む患者に対し医療機関からの退院を支援すること
 - ・ 合併症、後遺症のある患者に対して慢性期の医療を提供すること
- ② 医療機関に求められる事項
- ・ 救急医療機関と連携し、人工呼吸器が必要な患者や、気管切開等のある患者を受け入れる体制を整備していること
 - ・ 重度の脳機能障害(遷延性意識障害等)の後遺症を持つ患者を受け入れる体制を整備していること
 - ・ 救命期を脱した救急患者で、精神疾患と身体疾患を合併した患者を受け入れる体制を整備していること
 - ・ 生活機能の維持及び向上のためのリハビリテーション(訪問及び通所リハビリテーションを含む)が実施可能であること
 - ・ 日常生活動作(ADL)の低下した患者に対し、在宅等での包括的な支援を行う体制を確保していること
 - ・ 通院困難な患者の場合、訪問看護ステーション、薬局等と連携して在宅医療を実施すること、また居宅介護サービスを調整すること
 - ・ 救急医療機関及び在宅での療養を支援する医療機関等と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること
 - ・ 診療所等の維持期における他の医療機関と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること
- ③ 医療機関等の例
- ・ 療養病床を有する病院
 - ・ 精神病床を有する病院
 - ・ 回復期リハビリテーション病棟を有する病院
 - ・ 診療所
 - ・ 訪問看護ステーション

第3 構築の具体的な手順

1 現状の把握

都道府県は、救急医療の体制を構築するに当たって、(1)～(3)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(4)に示す、医療機能ごとおよびストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(1)～(4)の各項目について、参考として調査名や担当部局を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1) 救急患者動向に関する情報の収集

- ・ 救急搬送患者数(年齢別・性別・疾患別・重症度別)(消防防災主管部局)
- ・ 救急車により搬送された入院患者の流入割合、流出割合(患者調査)
- ・ 搬送先医療機関(年齢別・性別・疾患別・重症度別、応需率等)(消防防災主管部局、衛生主管部局)

(2) 救急医療の医療資源に関する情報の収集

- ・ 病院前救護活動(救急救命士の数等)(消防防災主管部局)
- ・ 搬送手段に係わる情報(救急車、ドクターカー、ドクターヘリ、消防防災ヘリコプター等の活用状況)(消防防災主管部局、衛生主管部局)
- ・ 救急医療に携わる施設とその位置(衛生主管部局)
- ・ 医療機関の機能(対応可能な疾患・診療科を含む。)と体制(衛生主管部局)
- ・ 救急医療機関の人員(衛生主管部局)

(3) 救急医療連携に関する情報の収集

① 救急搬送等

- ・ 地域メディカルコントロール協議会の活動状況(協議会の開催頻度、事後検証の実施症例数、救急救命士の病院実習の実施状況等)
- ・ 救急車で搬送する病院が決定するまでに、要請開始から、例えば30分以上、あるいは4医療機関以上に要請を行った、一定期間における件数とその原因分析、全搬送件数に占める割合
- ・ 救急要請(覚知)から救急医療機関へ収容するまでに要した平均時間
- ・ 救急要請から救命救急センターへの搬送までに要した平均時間
- ・ 救命救急センター等の各救急医療機関において、消防機関からの救急搬送受入要請に対して実際に受け入れた人員の割合
- ・ 1時間以内に救命救急センターに搬送可能な地域の人口カバー率

② 救急医療に関連する施設の連携状況

- ・ 救急医療機関への搬送手段および搬送元の分類(現場からの搬送、転院搬送)
- ・ 救急医療機関に搬送された救急患者の退院経路

(4) 指標による現状把握

別表 6 に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）と、独自調査やデータ解析等により入手可能な指標（推奨指標）に留意して、把握すること。

2 圏域の設定

- (1) 都道府県は、救急医療体制を構築するに当たって、「第 2 医療機関とその連携」を基に、前記「1 現状の把握」で収集した情報を分析し、重傷度・緊急度に応じた医療機能を明確にして、圏域を設定する。
- (2) 医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。

ただし救命救急医療について、一定のアクセス時間内に当該医療機関に搬送できるように圏域を設定することが望ましい。

- (3) 検討を行う場合は、地域医師会等の医療関係団体、現に救急医療・救急搬送に従事する者、消防防災主管部局、メディカルコントロール協議会、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。

3 連携の検討

- (1) 都道府県は、救急医療体制を構築するに当たって、患者の重症度・緊急度に応じて適切な医療が提供されるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮する。

また、医療機関、消防機関、消防防災主管部局、地域医師会等の関係者は、診療情報（提供可能な救急医療等）の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。

- (2) 保健所は、「地域保健法第 4 条第 1 項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成 6 年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年 7 月 20 日付け健総発第 0720001 号健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互又は医療機関と消防機関との調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。
- (3) 医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関の名称を記載する。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。

さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。

4 課題の抽出

都道府県は、「第2 医療機関とその連携」を踏まえ、「1 現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の救急医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

その際、現状把握に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。

5 数値目標

都道府県は、良質かつ適切な救急医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4 課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する時間を設定し、医療計画に記載する。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第7に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。

なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

6 施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4 課題の抽出」に対応するよう「5 数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。

7 評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、1年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも5

年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

8 公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

災害時における医療体制の構築に係る指針

災害時における医療(以下「災害医療」という。)については、災害発生時に、災害の種類や規模に応じて利用可能な医療資源を可能な限り有効に使う必要があるとともに、平時から、災害を念頭に置いた関係機関による連携体制をあらかじめ構築しておくことが必要不可欠である。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえ、平成 23 年 7 月～10 月に「災害医療等のあり方に関する検討会」を行い、今後の災害医療のあり方について報告書が取りまとめられた。このため、本指針ではこの報告書を踏まえ、災害医療体制の構築についてその考え方を示すものである。

本指針では、「第 1 災害医療の現状」で災害医療がどのようなものであるのかについて概観し、次に「第 2 医療機関とその連携」でどのような医療体制を構築するのかを示している。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第 3 構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また必要となる医療機能を明確に理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関間の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

第 1 災害医療の現状

1 災害の現状

災害には、地震、風水害、火山災害、雪害等の自然災害から、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、大規模な事故による災害(事故災害)に至るまで様々な種類がある。また、同じ種類の災害であっても、発生場所、発生時刻や発生時期等によって被災・被害の程度は大きく異なる。

(1) 自然災害(地震に伴う津波や火事を含む)

自然災害の代表的なものとして、地震、風水害、火山災害、雪害等がある。

① 地震

我が国においては、木造建築物の多い密集市街地が広い範囲で存在するため、地震によって大規模火災が発生したり建物が崩壊したりするなど、これまでも多大な被害が発生してきた。

昭和 23 年の福井地震の後、死者が一千名を超える地震災害は、平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災(死者 6,433 名)のみであったが、平成 23 年 3

月に東日本大震災が発生し、死者 15,845 名、行方不明者 3,375 名（平成 24 年 1 月 24 日現在）に上っている¹。

このため、遠くない時期に発生することが懸念されている東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震はもちろんのこと、それ以外の地域でも大規模地震の発生する可能性を考慮し、すべての地域で地震に対する災害医療体制を構築する必要がある。

② 風水害等

近年、集中豪雨が著しく増加しており、今後も、大雨の頻度や熱帯低気圧の強度の増加が予想されている。

平成 22 年は、台風については発生数が 14 個と少なかったものの、梅雨前線が停滞したため多くの人的被害や住宅被害等が発生した。また、火山噴火では、霧島山の新燃岳が噴火し、周辺地域に降灰による被害が生じた²。

＜平成 22 年における風水害等の状況＞

災 害 名	死者行方不明者	住家全壊
梅雨前線による豪雨	21 名	42 棟
鹿児島県奄美地方における大雨	3 名	10 棟
霧島山（新燃岳）の噴火	0 名 （負傷者 42 名）	0 棟 （空振現象による被害 約 900 件）
平成 22 年 11 月からの大雪	128 名	9 棟

(2) 事故災害

事故災害として、鉄道災害、道路災害、大規模な火事災害、林野災害等の大規模な事故による災害等が挙げられる。

鉄道、海上及び航空交通等の各分野において、大量・高速輸送システムが進展し、ひとたび事故が発生した場合には、重大な事故になるおそれが指摘されている³。

例として、昭和 60 年に発生した日航機墜落事故（搭乗員 524 名中 520 名死亡）や平成 17 年 4 月に発生した JR 福知山線尼崎脱線転覆事故（死者 107 名、負傷者 555 名）等が挙げられる。

¹ 平成 24 年 1 月 24 日警察庁緊急災害警備本部

² 内閣府「平成 23 年版 防災白書」

³ 内閣府「平成 23 年版 交通安全白書」

2 災害医療の提供

我が国の災害医療体制は、国や自治体が一部支援しつつ、関係機関(救急医療機関、日本赤十字社、地域医師会等)において、地域の実情に応じた体制が整備されてきた。

さらに、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、下記のような整備がなされており、平成23年に発生した東日本大震災を踏まえて見直しが行われたところである。

なお、原子力災害、危険物等災害及びテロ等への対策については、関係する法律に基づき体制整備がなされるものであり、本指針では対象としない。

(1) 災害拠点病院

平成8年度以降、災害拠点病院(基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院)の整備が図られ、平成24年1月現在、全国で638病院が指定されている。

災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等の高度の診療機能を有し、被災地からの患者の受入れ、広域医療搬送に係る対応等を行う。

災害拠点病院の整備開始からおよそ15年が経過する中で、災害拠点病院間において、その機能の充実度に格差が生じていると指摘されている。

そのため、今般の東日本大震災を踏まえて開催された「災害医療等のあり方に関する検討会」において、災害拠点病院についても検討が行われ、「災害発生時における医療体制の充実強化について」(平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知)(以下「災害医療通知」という。)が発出されている。この中で、それぞれの災害拠点病院の機能強化を図ることとなっており、今後は災害拠点病院の要件を充足しているか随時確認することが重要である。

なお、地震等の災害時には、外傷、広範囲熱傷、挫滅症候群*等が多く発生するが、平時においてこれらの診療の多くは救命救急センターが担っていることから、原則として、災害拠点病院は救命救急センターもしくは第二次救急病院の機能を有する必要がある、また後述する災害派遣医療チーム(DMAT)を保有しておくべきである。

※ 挫滅症候群

身体の一部、特に四肢が瓦礫等により圧迫されると筋肉等が損傷を受け、壊死した筋細胞からカリウム等が漏出する。その後、圧迫が解除されると、血液中にそれらが大量に流れ込むことにより、不整脈や急性腎不全等を来し致命的になる疾患

(2) 災害派遣医療チーム(DMAT: Disaster Medical Assistance Team)

平成 17 年度以降、災害急性期(概ね発災後 48 時間)にトレーニングを受けた医療チームが災害現場へできるだけ早期に出向いて救命医療を行うことが、予防できる被災者の死の回避につながるとの認識の下、「災害派遣医療チーム(DMAT)」の養成が開始された。

平成 24 年 3 月 30 日現在、1002 チームが編成されている。

DMAT の果たす任務と役割は、災害発生後直ちに被災地に入り、「被災地内におけるトリアージや救命処置」、「患者を近隣・広域へ搬送する際に必要な観察・処置」、「被災地内の病院における診療支援」等を行うことである。

一度に数名から十数名程度の患者が発生する災害では、必要に応じて近隣の DMAT が災害現場へ入り、トリアージや救命処置等の医療支援を現場で行う。

新潟県中越地震(平成 16 年)や尼崎列車事故(平成 17 年)等の規模で人的被害が発生するような災害では、近隣の DMAT が、災害現場で医療支援を行うことに加えて、災害拠点病院等の負傷者の集まる被災地域の病院で医療支援を行い、場合によっては、患者を近隣地域の災害拠点病院へ搬送する際の医療支援を行う。

また、東日本大震災(平成 23 年)や、今後発生が懸念される東海地震などによって甚大な人的被害が発生するような災害では、これらの対応に加えて、遠隔地域からも DMAT が被災地域へ入り、被災地域では対応困難な患者を遠隔地域へ多数広域医療搬送する際の医療支援を行う。

これまでの DMAT の活動実績としては、東日本大震災(平成 23 年)において 47 都道府県の DMAT が出動し、被災県に約 380 チームが病院支援や域内搬送、広域医療搬送を実施した事例や、新潟県中越沖地震(平成 19 年)や岩手・宮城内陸地震(平成 20 年)において、近隣県から DMAT が出動し、病院支援や現場活動等が行われた事例が挙げられる。

なお DMAT の活動は、都道府県と医療機関の間で平時において締結された協定等に基づいて運用されており、協定を締結した都道府県は現在 41 都道府県(平成 23 年 3 月現在)となっている。

災害時における DMAT の活動基準や費用・補償について明確する点からも、すべての都道府県において、都道府県とそれぞれの管下の DMAT 派遣機能を持つ医療機関との間で、協定が結ばれていることが必要である。

また、地域防災計画において DMAT の役割について明示することなどにより、DMAT 活動が円滑に行われるよう配慮することも重要である。

(3) 医療チーム(救護班)

災害が沈静化した後においても、避難所や救護所等に避難した住民等に対する健康管理を中心とした医療が必要となるため、日本医師会（JMAT：Japan Medical Association Team）、日本赤十字社や各種医療団体等を中心とした医療チームが、DMAT とも連携しつつ、引き続いて活動を行っている。

今後、わが国の高齢化の進展とともに、どのような災害においても、高齢者等の災害弱者の割合が増加することが見込まれ、健康管理を中心とした活動はより重要となる。

なお、こうした医療チームの活動に際しては、災害医療通知に基づき、今後速やかに、コーディネート機能を担う体制を整備しておくことが必要である。すなわち、都道府県においては、災害対策本部のもとに派遣調整本部を設置し、医療チームの派遣調整等を行い、超急性期には DMAT 都道府県調整本部とも連携して情報の共有を行う。さらに、保健所管轄区域や市町村単位等では、地域災害医療対策会議を開催し、派遣調整本部から派遣された医療チームや自主的に集合した医療チームの派遣調整等を行う。

(4) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）

災害時の迅速な対応が可能となるよう、患者の医療機関受診状況、ライフラインの稼動状況等の情報を、災害時において相互に収集・提供する「広域災害・救急医療情報システム」が全国的に整備されてきた。平成 23 年 7 月現在 40 都道府県で導入されている。

なお、平成 22 年には、広域医療搬送を支援するために、EMIS での広域医療搬送に関する入力項目の追加を行い、運用を開始した。

災害時において機能する情報システムを構築し、活用するためには、平時から医療関係者、行政関係者等の災害医療関係者が、この情報システムについて理解し、日頃から入力訓練等を行う必要がある。

また、実際に災害が起きた際には、被災した病院に代わって県や保健所等が、情報システムへの代行入力を行うことが可能であり、地域全体として情報の提供と収集を行う体制を整備することが重要である。

第 2 医療機関とその連携

1 目指すべき方向

前記「第 1 災害医療の現状」を踏まえ、個々の役割と医療機能、それを満たす関係機関、さらにそれらの関係機関相互の連携により、災害時においても必要な医療が確保される体制を構築する。

また構築に当たっては、地域の防災計画と整合性を図る。

- (1) 災害急性期(発災後 48 時間以内)において必要な医療が確保される体制
 - ① 被災地の医療確保、被災した地域への医療支援が実施できる体制
 - ② 必要に応じて DMAT を直ちに派遣できる体制
- (2) 急性期を脱した後も住民の健康が確保される体制
 - ① 救護所、避難所等における健康管理が実施される体制

2 各医療機能と連携

前記「1 目指すべき方向」を踏まえ、災害医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(3)に示す。

都道府県は、各医療機能の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

(1) 災害拠点病院としての機能【災害拠点病院】

- ① 目標
 - ・ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有すること
 - ・ 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送に対応すること
 - ・ 自己完結型の医療チーム(DMAT 含む。)の派遣機能を有すること
 - ・ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有すること
- ② 医療機関に求められる事項

基幹災害拠点病院は、都道府県において災害医療を提供する上での中心的な役割を担う。地域災害拠点病院は、地域において中心的な役割を担う。

 - ・ 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な施設・設備、医療従事者を確保していること
 - ・ 多数の患者に対応可能な居室や簡易ベッド等を有していること
 - ・ 基幹災害拠点病院は病院の機能を維持するために必要な全ての施設、地域災害拠点病院は診療に必要な施設が耐震構造であること
 - ・ 被災時においても電気、水、ガス等の生活必需基盤が維持可能であること
 - ・ 災害時において必要な医療機能を発揮できるよう、自家発電機を保有していること
 - ・ 災害時においても診療が継続できるよう、適切な容量の受水槽や井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、必要な水の確保に努めること
 - ・ 飲料水・食料、医薬品、医療機材等を備蓄していること

- ・ 加えて、飲料水・食料、医薬品、医療機材等について、関係団体と協定を締結し、災害時に優先的に供給を受けられるようにしておくこと（ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等※において、災害拠点病院への対応が含まれている場合は除く。）
- ・ 災害対策マニュアルの整備、研修・訓練等による人材育成を行うこと
- ・ 基幹災害拠点病院においては、災害医療に精通した医療従事者の育成（都道府県医師会等とも連携し、地域の医療従事者への研修を含む）の役割を担うこと
- ・ 病院敷地内又は病院近接地にヘリコプターの離着陸場（ヘリポート）を有していること
- ・ 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に加入しており、災害時にデータを入力する複数の担当者を事前に決めておき、訓練を行うことでその使用方法に精通していること

※ 医薬品等の供給確保については、厚生労働省防災業務計画により各都道府県において策定することとされている「医薬品等の供給、管理のための計画」に基づいて体制を整えておくこと

③ 医療機関の例

- ・ 救命救急センター
- ・ 入院を要する救急医療を担う医療機関

(2) DMAT 等医療従事者を派遣する機能【災害急性期の応援派遣】

① 目標

- ・ 被災地周辺に対し、DMAT 等自己完結型の緊急医療チームを派遣すること
- ・ 被災患者を受け入れる他の医療機関に被災患者が集中した場合等において、医療従事者の応援派遣を行うこと

② 医療機関に求められる事項

- ・ 国が実施する DMAT 研修等必要な専門的トレーニングを受けている医療従事者チームを確保していること
- ・ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等を有していること
- ・ 災害急性期を脱した後も住民が継続的に必要な医療を受けられるよう、日本医師会（JMAT）や日本赤十字社、医療関係団体等を中心とした医療チームと連携を図ること

③ 医療機関の例

- ・ 災害拠点病院

- ・ 救命救急センターを有する病院
 - ・ 日本赤十字社の開設する病院
- (3) 救護所、避難所等において健康管理を実施する機能【災害中長期の応援派遣】
- ① 目標
- ・ 災害発生後、救護所、避難所に医療従事者を派遣し、被災者に対し、感染症のまん延防止、衛生面のケア、メンタルヘルスケアを適切に行うこと
- ② 医療機関に求められる事項
- ・ 感染症のまん延防止、衛生面のケア、メンタルヘルスケアを適切に行える医療従事者を確保していること
 - ・ 携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品を有していること
 - ・ 災害急性期を脱した後も住民が継続的に必要な医療を受けられるよう、DMAT 等急性期の医療チームと連携を図ること
- ③ 医療機関等の例
- ・ 病院又は診療所
- ※ 日本医師会、大学病院、日本赤十字社、国立病院機構、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体からも医療チームが派遣される

第3 構築の具体的な手順

1 現状の把握

都道府県は、災害時の医療体制を構築するに当たって、(1)に示す項目を参考に、人口、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(2)に示す、医療機能ごとおよびストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(2)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1) 医療資源・連携等に関する情報

- ・ 地勢情報、地質情報
- ・ 人口分布(時間帯別人口の状況)
- ・ 過去の災害発生状況(種別、地域別、件数)
- ・ 地域防災計画、管内の各自治体の防災計画、地域のハザードマップ
- ・ 他の関係部局における体制(救助、搬送に係るシステム、インフラ)
- ・ 医療資源(医療機関、緊急医療チーム)
- ・ 医薬品、医療(衛生)材料等の備蓄、供給体制

(2) 指標による現状把握

別表 7 に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）と、独自調査やデータ解析等により入手可能な指標（推奨指標）に留意して、把握すること。

2 圏域の設定

- (1) 都道府県は、災害時における医療体制を構築するに当たって、「第 2 医療機関とその連携」を基に、前記「1 現状の把握」で収集した情報を分析し、原則として都道府県全体を圏域として、災害拠点病院が災害時に担うべき役割を明確にするとともに、大規模災害を想定し、都道府県をまたがる広域搬送等の広域連携体制を定める。

また、想定する災害の程度に応じ、災害拠点病院に加え、地域の実情に応じ、一般の医療機関（救命救急センターを有する病院、第二次救急病院、日本赤十字社の開設する病院等）の参画も得ることとする。

- (2) 検討を行う場合は、地域医師会等の医療関係団体、現に災害医療に携わる者、消防防災主管部局、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。

3 連携の検討

- (1) 都道府県は、災害時における医療体制を構築するに当たって、救命医療、応援派遣、健康管理の各機能が被災時においても確保されるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮する。

また、医療機関、消防機関、消防防災主管部局、地域医師会等の関係者は、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。

- (2) 保健所は、「地域保健法第 4 条第 1 項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成 6 年厚生省告示第 374 号）の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」（平成 19 年 7 月 20 日健総発第 0720001 号健康局総務課長通知）を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して関係機関の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。

- (3) 医療計画には、原則として、各機能を担う医療機関の名称を記載することとする。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。

さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。

また記載に当たっては下記の点に留意する。

① 災害拠点病院

災害拠点病院については、地勢的・地質的状况、地理的バランス(分散により、同時に被災する危険性を低下させる場合がある。)、受入能力、広域医療搬送ルート等を考慮の上、医療計画に記載する。また、対応するエリアも明記する。

② 広域搬送拠点臨時医療施設

広域医療搬送を想定し、広域搬送拠点臨時医療施設(SCU:Staging Care Unit)の設置場所及び協力を行う医療機関をあらかじめ定める。

4 課題の抽出

都道府県は、「第2 医療機関とその連携」を踏まえ、「1 現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の災害医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

その際、現状把握に用いたストラクチャー・プロセス・アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。

5 数値目標

都道府県は、良質かつ適切な災害時の医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4 課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第7に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。

なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

6 施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4 課題の抽出」に対応するよう「5 数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。

7 評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、1年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも5年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

8 公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

へき地の医療体制構築に係る指針

へき地の医療については、これまで、へき地診療所、へき地医療拠点病院、へき地医療支援機構の整備等を通じて、へき地医療の充実に努めてきた。

各都道府県においては、「第11次へき地保健医療計画策定指針」（平成22年5月20日医政発第0516001号厚生労働省医政局長通知の別紙1。以下「へき地策定指針」という。）に基づき、平成23年度に第11次へき地保健医療計画を策定し、その内容を平成25年度までに医療計画に反映することとしている。

本指針は、策定した第11次へき地保健医療計画のうち医療計画に反映すべき事項等について、住民・患者の視点に立った計画を作成するという観点から、その考え方を示すものである。

具体的には、「第1 へき地医療の現状」でへき地医療の状況等について概観し、次に「第2 医療機関とその連携」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第3 構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また各関係機関に求められる機能を理解した上で、機能を担う関係機関とさらにそれらの関係機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

第1 へき地の医療の現状

1 へき地医療の現状

へき地^{*}（離島におけるへき地を含む。）における医療の確保については、昭和31年度からへき地保健医療計画を策定し各種の施策を講じてきており、平成18年度から開始した第10次へき地保健医療計画においては、へき地医療支援機構の機能強化、へき地医療拠点病院の整備・運営等を実施し、その充実に努めてきた。

※ 無医地区^{*}、準無医地区^{**}その他へき地診療所が設置されている等、へき地保健医療対策の対象とされている地域

* 原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区

** 無医地区ではないが、これに準じて医療の確保が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区

(1) 無医地区等の現状

無医地区については、昭和 41 年に 2,920 地区(人口 119 万人)存在したが、その後の 10 次にわたるへき地保健医療計画の実施により、その解消が継続的に図られ、その結果、平成 21 年 10 月末の無医地区は 705 地区(人口 13.6 万人)となっている¹。

無医地区は減少を続けてはいるものの解消には至っていないこと等を考慮すると、引き続きへき地保健医療対策を実施することが重要である。

(2) へき地医療に従事する医師の現状

自治医科大学卒業医師で9年間の義務年限終了後もへき地で勤務を続けているのは 29.5%であり、医師免許取得後にへき地で勤務することを義務付けた地域枠[※]を設定しているのは 11 都道府県である²。

なお、地域枠等により都道府県がへき地医療に従事する医師を確保するとともに、へき地医療に動機付けするような取り組みや環境作りも必要である。

※大学が特定の診療科や地域で診療を行うことを条件とした選抜枠を設け、都道府県が学生に対して奨学金を貸与（地域医療へ一定の年限従事することにより返還免除）する仕組み。

(3) へき地診療所の現状

1 都道府県あたりのへき地診療所数の平均は 23.9 か所であり、勤務する医師数は、多くは 1 人となっている³。

(4) へき地医療拠点病院の現状

へき地医療拠点病院における支援事業の実施状況については、巡回診療は 166 施設（63.1%）、医師派遣は 141 施設（53.6%）、代診医派遣は 180 施設（68.4%）が行っていない³。

(5) へき地を支援するシステム等の現状

へき地医療支援機構を設置しているのは 39 都道府県であり、へき地を有して未設置であるのは 4 県であった。また、当該業務の責任者である専任担当官の活動状況については地域ごとに異なっていた。一方、へき地医療支援機構と「全く関わりがない」と回答したへき地診療所は 52.4%であった²。

2 第 11 次へき地保健医療対策の概要

¹ 厚生労働省「無医地区等調査」（平成 21 年度）

² へき地保健医療対策検討会報告書（第 11 次）（平成 22 年 3 月）

³ 厚生労働科学研究「都道府県へき地保健医療計画策定支援とその実態に関する研究」（主任研究者 梶井英治）（平成 22 年度）

- ・ へき地医療支援機構、へき地医療拠点病院、へき地診療所等については、これらの体制整備を引き続き推進するとともに、相互間の連携強化を図る。
- ・ へき地医療支援機構について、各都道府県におけるへき地医療の確保のための調整機関としての役割を強化し、医師の派遣調整等広域的なへき地医療支援体制を図る。
- ・ へき地医療を担う医師を確保するために、地域医療への動機付けや、へき地医療を担う医師が安心して勤務・生活できるキャリアパス構築を行う。
- ・ 都道府県は、各地域の実情を踏まえ、へき地保健医療計画を策定し、へき地保健医療対策の推進を図る。

3 へき地の医療提供体制

(1) 医療提供施設等

① へき地診療所

- ・ 無医地区、準無医地区等における地域住民への医療の提供

② へき地医療拠点病院

- ・ へき地医療支援機構の指導・調整のもとに、巡回診療、へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）、へき地医療従事者に対する研修、遠隔医療支援等の診療支援事業等を行い、へき地における住民の医療を確保

③ へき地保健指導所

- ・ 無医地区、準無医地区等での保健指導

(2) へき地医療を支援する機関等

① へき地医療支援機構

- ・ へき地保健医療政策の中心的機関として、へき地診療所等への代診医派遣調整等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療政策の各種事業を円滑かつ効率的に実施することを目的とする。
- ・ へき地医療に従事する医師確保のためのドクタープールの運営や、へき地医療に従事する医師のキャリアデザインの作成等のキャリア形成支援も担う。
- ・ へき地を有する 43 都道府県のうち、へき地医療支援機構を設置しているのは 39 都道府県であり、4 県が未設置である³。
- ・ へき地医療支援機構による代診医派遣の延べ派遣日数の平均は 115.5 日である³。

- ・ へき地医療支援機構の専任担当官の活動状況は地域ごとに異なり、専任担当官が週のうちへき地医療支援業務に従事する日数は、4～5 日が 10 県ある一方、0～1 日が 13 県、1～2 日が 8 府県である³。
- ② へき地保健医療対策に関する協議会
 - ・ へき地保健医療計画等の作成のほか、へき地保健医療対策にかかる総合的な意見交換・調整等を実施することを目的とする。
 - ・ へき地保健医療対策に関する協議会は、へき地医療支援機構の専任担当官、へき地医療拠点病院の代表者、地域医師会・歯科医師会の代表者、関係市町村の実務者、大学医学部関係者等により構成する。
 - ・ へき地保健医療対策に関する協議会の設置と活用実績があったのは 28 都道府県（65%）である³。
- (3) 患者の搬送体制
 - ① 内海離島(沿海域)
 - ・ 島内での船舶の確保
 - ・ 自家用船で移動する場合の陸上での搬送体制
 - ・ ヘリコプターの着陸地点の指定
 - ② 外海離島(沿海域以遠)
 - ・ ヘリコプターの着陸地点の指定
 - ③ 陸上
 - ・ 夜間の搬送体制
 - ・ 夜間等に対応する地域外の当番病院の指定
 - ・ 移動困難時における医療チームの定期的な派遣
- (4) へき地の医療提供体制に係るその他の体制
 - ① 情報通信技術（IT）による診療支援体制
 - ・ へき地における医療機関の抱える時間的・距離的ハンディを克服するためのツールとして、情報ネットワークの整備があり、へき地医療拠点病院においては 14.4%が遠隔医療を実施している²。
 - ② ドクターヘリ等の活用について
 - ・ へき地医療においても、ドクターヘリや防災ヘリなどを、各地域の実情に応じて活用している³。
 - ③ へき地における歯科医療体制
 - ・ へき地における歯科医療体制については 4 都道府県（9%）で現地調査が行われている³。
 - ④ へき地で勤務する看護師等への支援体制
 - ・ へき地看護に従事する看護職については 11 都道府県（26%）で現状調査が行われている³。

- ・ へき地看護に従事する看護職に対する研修支援は9都道府県(21%)で行われている³。

第2 医療機関とその連携

1 目指すべき方向

前記「第1 へき地医療の現状」を踏まえ、個々の役割とそれを満たす関係機関、さらにそれら関係機関相互の連携により、へき地に暮らす住民に対する医療サービスが継続して実施される体制を構築する。

特に、第11次へき地保健医療計画を踏まえ、へき地医療支援機構を中心とした、へき地医療拠点病院、へき地診療所等による医療提供体制の確保や、当該施設及び関係機関間の連携の強化も図る。また、へき地医療支援機構ではへき地医療を担う医師の動機付け支援とキャリアパス構築についても取り組む。

詳細はへき地策定指針等を参照のこと。

(1) 医療を確保する体制

- ① へき地医療を担う、プライマリーの診療が可能な医師の確保等
- ② ドクタープール等、へき地医療に従事する医師を継続して確保する体制整備
- ③ へき地医療に従事する医師が勤務しやすいキャリア形成支援
- ④ へき地歯科診療、へき地看護に従事する者の確保等

(2) 診療を支援する体制

- ① へき地医療支援機構の役割の強化と機能の充実
- ② へき地保健医療対策に関する協議会における協議
- ③ へき地医療拠点病院からの代診医派遣等の機能強化
- ④ 情報通信技術（IT）、ドクターヘリ等の活用

2 各医療機能と連携

前記「1 目指すべき方向」を踏まえ、へき地医療体制に求められる医療機能及び体制を下記（1）から（4）に示す。都道府県は、各医療機能及び体制の内容（目標、医療機関等に求められる事項等）について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。また、へき地保健医療計画との整合性もとる。

(1) へき地における保健指導の機能【保健指導】

- ① 目標
 - ・ 無医地区等において、保健指導を提供すること
- ② 関係機関に求められる事項
 - ・ 保健師等が実施し、必要な体制が確保できていること

- ・ 特定地域保健医療システム※を活用していること
- ・ 地区の保健衛生状態を十分把握し、保健所及び最寄りのへき地診療所等との緊密な連携のもとに計画的に地区の実情に即した活動を行うこと

※ 「へき地保健医療対策事業について」（平成 13 年 5 月 16 日医政発第 529 号医政局長通知）の別添「へき地保健医療対策実施要綱」（以下、「へき地対策要綱」という。）に基づく事業。

特別豪雪地帯等の無医地区等に伝送装置による保健医療情報システム体制を整備し、当該地区住民の保健医療の確保を図るもの。

③ 関係機関の例

- ・ へき地保健指導所
- ・ へき地診療所
- ・ 保健所

(2) へき地における診療の機能【へき地診療】

① 目標

- ・ 無医地区等において、地域住民の医療を確保すること
- ・ 24 時間 365 日対応できる体制を整備すること
- ・ 専門的な医療や高度な医療へ搬送する体制を整備すること

② 医療機関に求められる事項

- ・ プライマリーの診療が可能な医師等がいること又は巡回診療を実施していること
- ・ 必要な診療部門、医療機器等があること
- ・ へき地診療所診療支援システム※を活用していること
- ・ 特定地域保健医療システムを活用していること
- ・ 緊急の内科的・外科的処置が可能なへき地医療拠点病院***等と連携していること
- ・ へき地医療拠点病院等における職員研修等に計画的に参加していること

※ へき地対策要綱に基づく事業。へき地医療拠点病院とへき地診療所との間に伝送装置を設置し、へき地医療拠点病院がへき地診療所の診療活動等を援助するもの。

※※ へき地対策要綱に基づく事業。へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院として、都道府県知事が指定するもの。

③ 医療機関等の例

- ・ へき地診療所及び過疎地域等特定診療所

- ・ 特例措置許可病院
 - ・ 巡回診療・離島歯科診療班
- (3) へき地の診療を支援する医療の機能【へき地診療の支援医療】
- ① 目標
- ・ 診療支援機能の向上を図ること
- ② 医療機関に求められる事項
- ・ へき地医療拠点病院支援システム※を活用していること
 - ・ へき地診療所支援システムを活用していること
 - ・ 巡回診療等によりへき地住民の医療を確保すること
 - ・ へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助を行うこと
 - ・ へき地の医療従事者に対する研修の実施及び研究施設を提供すること
 - ・ 遠隔診療等の実施により各種の診療支援を行うこと
 - ・ その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対して協力すること
 - ・ 24 時間 365 日、医療にアクセスできる体制を整備するため、地域の診療所を含めた当番制の診療体制を構築すること
 - ・ 高度の診療機能を有し、へき地医療拠点病院の診療活動等を援助すること
- ※ へき地対策要綱に基づく事業。小規模なへき地医療拠点病院の機能を強化するため、高度の機能を有する病院等医療機関とへき地医療拠点病院との間に伝送装置を設置し、へき地医療拠点病院の診療活動等を援助するもの。
- ③ 医療機関の例
- ・ へき地医療拠点病院
 - ・ 特定機能病院
 - ・ 地域医療支援病院
 - ・ 臨床研修病院
 - ・ 救命救急センターを有する病院
- (4) 行政機関等によるへき地医療の支援【行政機関等の支援】
- 都道府県は、へき地保健医療計画の策定に当たり、地域や地区の状況に応じて、医療資源を有効に活用しながら都道府県の実情にあわせて、へき地医療支援機構の強化、へき地医療を担う医師の動機付けとキャリアパスの構築、へき地等の医療提供体制に対する支援、へき地等の歯科医療体制及びへき地等の医療機関に従事する医療スタッフについて定めることか

ら、医療計画にもこれらの方策及び行政機関等が担うへき地医療の支援策を明示する。

① 都道府県

- ・へき地保健医療計画の策定及びそれに基づく施策の実施

② へき地医療支援機構

- ・へき地保健医療計画に基づく施策の実施

ア 目標

- ・へき地保健医療政策の中心的機関として、へき地において継続的に医療サービスを提供できるよう、関係機関の調整等を行うこと

イ 関係機関に求められる事項

- ・へき地診療所から代診医派遣、医師派遣の要請があった場合の調整と、へき地医療拠点病院への派遣要請を行うこと
- ・へき地医療に従事する医師を確保するためのドクタープール機能を持つこと
- ・へき地医療に従事する医師のキャリア形成支援を行うこと
- ・へき地における地域医療分析を行うこと
- ・専任担当官として地域医療に意識が高く、ある程度長く継続して努められる医師を配置し、へき地医療関連業務に専念できるような環境を整備すること

第3 構築の具体的な手順

へき地における医療体制は、へき地保健医療計画を策定することにより構築されるものであるが、医療計画への反映に当たっては、患者や住民の視点に立った対象地域ごとの情報となるよう、分かりやすく工夫する必要がある。

1 現状の把握

都道府県は、へき地の医療体制を構築するに当たって、(1)に示す項目を参考に、対象地域の地区ごとに、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(2)に示す、医療機能ごとおよびストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(2)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1) 医療資源・連携等に関する情報

- ・へき地医療支援機構からの支援策
- ・へき地医療拠点病院からの支援策

- ・ 最寄りへき地診療所
- ・ 当該地区の解消策とその時期
- ・ 当該時点の支援策と解消までの支援策(解消策)
- ・ 類型(外海離島型、内海離島型等の別)
- ・ その他の問題点等

(2) 指標による現状把握

別表 8 に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）と、独自調査やデータ解析等により入手可能な指標（推奨指標）に留意して、把握すること。

2 医療機能の明確化

- (1) 都道府県は、へき地医療体制を構築するに当たって、「第 2 医療機関とその連携」を基に、前記「1 現状の把握」で収集した情報を分析し、対象地域において、個々の医療機関や体制に求められる医療機能を明確にする。
- (2) 検討を行う場合は、へき地医療支援機構の専任担当官、へき地医療拠点病院の代表者、地域医師会・歯科医師会の代表者、関係市町村の実務者、大学医学部関係者、地域住民の代表等により構成される「へき地保健医療対策に関する協議会」で協議を行う。

3 連携の検討

- (1) 都道府県は、へき地の医療体制を構築するに当たって、保健指導、へき地診療及びへき地診療の支援医療が互いに連携するよう、また、関係機関や医療機関の信頼関係を醸成するよう配慮する。
また、関係機関、地域医師会等の関係者は、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。
- (2) 保健所は、「地域保健法第 4 条第 1 項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成 6 年厚生省告示第 374 号)の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」(平成 19 年 7 月 20 日付け健総発第 0720001 号健康局総務課長通知)を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して関係機関の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。
- (3) 医療計画には、原則として、対象地区及び各機能を担う関係機関の名称を記載することとする。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともあり得る。

4 課題の抽出

都道府県は、「第2 医療機関とその連携」を踏まえ、「1 現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、へき地の医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

5 数値目標

都道府県は、良質かつ適切なへき地医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4 課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第7に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。

なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

6 施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4 課題の抽出」に対応するよう「5 数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。

7 評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、1年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも5年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

8 公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、

数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

周産期医療の体制構築に係る指針

周産期とは妊娠 22 週から出生後 7 日未満のことをいい、周産期医療とは妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のことをいう。これまで地域における総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を図ってきたところであり、これらの達成目標は「健やか親子 21」（平成 12 年）や「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年）にも目標値として盛り込まれているところである。

具体的には、地域の実情に応じた周産期医療体制として、「周産期医療体制整備指針」（平成 22 年 1 月 26 日医政発 0126 第 1 号厚生労働省医政局長通知の別添 2。以下「周産期整備指針」という。）に基づき、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び搬送体制の整備等を行い、母体・胎児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を推進してきたところである。

本指針では、周産期の医療体制を構築するに当たり、周産期整備指針等を考慮に入れつつ、「第 1 周産期医療の現状」で周産期医療をとりまく状況がどのようなものであるのかを概観し、次に「第 2 医療機関とその連携」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第 3 構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また分娩のリスクに応じて必要となる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

第 1 周産期医療の現状

1 周産期医療をとりまく状況

わが国における周産期医療の受療動向は、およそ以下のとおりとなっている。

(1) 分娩件数及び出生の場所¹

分娩件数は、平成 12 年に約 122 万件であったが、平成 22 年には約 109 万件と約 11%減少している。

¹ 厚生労働省「人口動態統計（確定数）」（平成 22 年）

出生場所は、昭和 25 年には「自宅・その他」で 95.4%が出生していたが、昭和 45 年には 3.9%となり、代わりに「病院・診療所」が 85.4%、「助産所」が 10.6%と増えている。

さらに平成 22 年には「病院・診療所」が 98.9%、「助産所」が 0.9%と推移している。

(2) 出生年齢の推移¹

全出生中の 35 歳以上の割合は、昭和 25 年に 15.6% (36.5 万人)であったが、昭和 45 年に 4.7% (9.1 万人)、平成 22 年に 23.8% (25.6 万人)と推移している。また、そのうち 40 歳以上の割合は 3.3% (3.5 万人)となっている。

(3) 複産の割合¹

全分娩件数中の複産の割合は、平成 12 年に 1.0%、平成 17 年に 1.2%、平成 22 年に 1.0%と推移している。

(4) 周産期死亡率及び死産率¹

周産期死亡率（出産 1000 対）は、昭和 55 年に 20.2、平成 12 年に 5.8、平成 22 年に 4.2 と減少している。

妊娠満 22 週以後の死産率（出産 1000 対）は、昭和 55 年に 16.4、平成 12 年に 4.5、平成 22 年に 3.4 と減少している。

(5) 帝王切開術の割合²

全分娩における帝王切開術の割合は、平成 2 年に一般病院で 11.2%、一般診療所で 8.3%であったが、平成 20 年にそれぞれ 23.3%、13.0%と大幅に上昇している。

(6) 低出生体重児¹

低出生体重児 (2,500 グラム未満)の出生割合は、平成 2 年に 6.3%、平成 12 年に 8.6%、平成 22 年に 9.6%と増加している。また、極低出生体重児 (1,500 グラム未満)について言えば、平成 2 年に 0.5%、平成 12 年に 0.7%、平成 22 年に 0.8%と同様に増加している。

(7) 早産児¹

早産児（在胎期間 37 週未満）の出生割合は、平成 2 年に 4.5%、平成 12 年に 5.4%、平成 22 年に 5.7%と増加している。

(8) 新生児死亡率¹

新生児死亡率（出生 1000 対）は、平成 2 年に 2.6、平成 12 年に 1.8、平成 22 年に 1.1 と減少している。

(9) その他（「健やか親子 21」各課題の取組より）

² 厚生労働省「医療施設調査」（平成 20 年）

妊産婦死亡率(出産 10 万対)は、平成 12 年の 6.3 が、平成 22 年に 4.1 となっている。

産後うつ病の発生率は、平成 13 年の 13.4%が、平成 21 年に 10.3%となっている³。

産婦人科医師数(産婦人科医及び産科医)は、平成 12 年の 11,059 人が、平成 22 年に 10,652 人となっている⁴。

助産師数は、平成 12 年の 24,511 人が、平成 22 年に 29,672 人となっている⁵。

2 周産期医療の提供体制

(1) 周産期医療の提供体制

- ① 施設分娩のうち、診療所と病院での出生がそれぞれ約半数を担い、助産所での出生は 0.9%程度を担っている¹。

また 1~2 名の医師による有床診療所が全分娩の約半数を担い、病院に勤務する産婦人科医も平均 3 名程度であり、さらに新生児集中治療管理室(NICU) 1 施設当たりの病床も 3 または 6 床の小規模の施設数が最も多い(2003 年日本周産期・新生児医学会調査) など、施設の規模(1 施設当たりの医師数)が小さい施設が多い⁶。

このように、わが国の周産期医療提供体制は、比較的小規模な多数の分娩施設が分散的に分娩を担うという特徴を有している。

- ② NICU の病床数は、平成 14 年に 265 施設、2122 床であったが、平成 20 年に 265 施設、2310 床となっている。また、母体・胎児集中治療室(MFICU)は平成 8 年より設置が開始され、平成 14 年に 42 施設、381 床であったが、平成 20 年に 77 施設、512 床と増加している²。

- ③ このような状況の中で、周産期医療に係る人的・物的資源を充実し、高度な医療を適切に供給する体制を整備するため、各都道府県において、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び搬送体制等に関する周産期医療体制の整備が進められてきたところである。

- ④ また、平成 17 年 12 月 22 日付け医政局長、雇用均等・児童家庭局長連名通知「小児科・産科における医療資源の集約化・重点化の推進について」(以下「集約化推進通知」という。)において、小児科・産科の医師偏在問

³ 厚生労働科学研究「健やか親子 21 を推進するための母子保健情報の利活用に関する研究」(主任研究者 山縣然太朗)(平成 21 年)

⁴ 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」(平成 22 年)

⁵ 厚生労働省「衛生行政報告例」(平成 22 年)

⁶ 日本産科婦人科学会「最終報告書—わが国の産婦人科医療の将来像とそれを達成するための具体策の提言—」

題については、医療資源の集約化・重点化の推進が当面の最も有効な方策であることを示したところである。

- ⑤ 「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会報告書」（平成 21 年 3 月）を受け、周産期医療対策事業の実施要綱に基づく周産期整備指針の見直しを行うため、平成 22 年 1 月に「周産期医療の確保について」（平成 22 年 1 月 26 日医政発 0126 第 1 号厚生労働省医政局長通知）を発出したところである。

(2) 産科医の実態

平成 12 年から平成 22 年までの間に医師全体の数が約 3.9 万人増加した一方、産科医（及び産婦人科医）の数は逆に約 400 人減少している⁴。

(3) 新生児医療を担当する医師の実態

新生児医療を担当する小児科医等は、平成 12 年に 2640 人、平成 22 年に 3173 人と増加している⁷。

(4) 助産師の実態

昭和 30 年の 5.5 万人から平成 4 年頃の 2.3 万人まで減少したが、平成 22 年に 3.0 万人まで回復している⁴。

助産所の数（助産所開設者数）は、平成 8 年に 947 施設であったものが、平成 18 年に 683 施設まで減少したが、平成 22 年に 890 施設まで回復している⁵。

第 2 医療機関とその連携

1 目指すべき方向

前記「第 1 周産期医療の現状」を踏まえ、個々の医療機能、それを満たす医療機関、さらにそれら医療機関相互の連携により、対応する分娩のリスクに応じた医療が提供される体制を構築する。

構築に当たっては、周産期整備指針に基づく周産期医療体制の構築として、医療機関間の連携、近隣都道府県等との連携（広域搬送・相互支援体制の構築等、県域を越えた母体及び新生児の搬送及び受入れが円滑に行われるための措置）、輸血の確保（地域の関係機関との連携を図り、血小板等輸血用血液製剤が緊急時の大量使用の場合も含め安定的に供給されるよう努める）等を推進するとともに、これまでのハイリスク分娩等に対する取組以外にも、正常分娩等に対する安全な医療を提供するための体制の確保や、周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場で療養・療育できる体制の確保についても取り組むこととする。

⁷ 日本未熟児新生児学会会員数

- (1) 正常分娩等に対し安全な医療を提供するための、周産期医療関連施設間の連携
 - ① 正常分娩(リスクの低い帝王切開術を含む。)や妊婦健診等を含めた分娩前後の診療を安全に実施可能な体制
 - ② ハイリスク分娩や急変時には地域周産期母子医療センター等へ迅速に搬送が可能な体制
- (2) 周産期の救急対応が24時間可能な体制
 - ① 総合周産期母子医療センター※、地域周産期母子医療センター※及びそれに準ずる施設を中心とした周産期医療体制による、24時間対応可能な周産期の救急対応

※ 周産期整備指針に規定されるもの。
- (3) 新生児医療の提供が可能な体制

新生児搬送や新生児集中治療管理室(NICU)の後方病室確保を含めた新生児医療の提供が可能な体制
- (4) NICUに入室している新生児の療養・療育支援が可能な体制

周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場で療養・療育できるよう、医療、保健及び福祉サービスが相互に連携した支援

2 各医療機能と連携

前記「1 目指すべき方向」を踏まえ、周産期の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(4)に示す。

都道府県は、各医療機能の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

- (1) 正常分娩等を扱う機能(日常生活・保健指導及び新生児の医療の相談を含む。)【正常分娩】
 - ① 目標
 - ・ 正常分娩に対応すること
 - ・ 妊婦健診等を含めた分娩前後の診療を行うこと
 - ・ 地域周産期母子医療センター及びそれに準ずる施設など他の医療機関との連携により、リスクの低い帝王切開術に対応すること
 - ② 医療機関に求められる事項
 - ・ 産科に必要とされる検査、診断、治療が実施可能であること
 - ・ 正常分娩を安全に実施可能であること
 - ・ 他の医療機関との連携により、合併症や、帝王切開術その他の手術に適切に対応できること
 - ・ 妊産婦のメンタルヘルスに対応可能であること

③ 医療機関の例

- ・ 産科又は産婦人科を標榜する病院又は診療所
- ・ 連携病院(集約化推進通知に規定されるもの)
- ・ 助産所

(2) 周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる機能【地域周産期母子医療センター】

① 目標

- ・ 周産期に係る比較的高度な医療行為を実施すること
- ・ 24 時間体制での周産期救急医療(緊急帝王切開術、その他の緊急手術を含む。)に対応すること

② 医療機関に求められる事項

周産期整備指針第2の2 地域周産期母子医療センターの項を参照されたい。

(参考：周産期整備指針より)

ア 機能

(ア) 地域周産期母子医療センターは、産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設を都道府県が認定するものである。ただし、NICUを備える小児専門病院等であって、都道府県が適当と認める医療施設については、産科を備えていないものであっても、地域周産期母子医療センターとして認定することができるものとする。

(イ) 地域周産期母子医療センターは、地域周産期医療関連施設等からの救急搬送や総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図るものとする。

(ウ) 都道府県は、各地域周産期母子医療センターにおいて設定された提供可能な新生児医療の水準について、医療計画および周産期医療体制整備計画に明記するなどにより、関係者及び住民に情報提供するものとする。

イ 整備内容

(ア) 施設数

地域周産期母子医療センターは、総合周産期母子医療センター1か所に対して数か所の割合で整備するものとし、1つ又は複数の2次医療圏に1か所又は必要に応じそれ以上整備することが望ましい。

(イ) 診療科目

地域周産期母子医療センターは、産科及び小児科(新生児医療を担当するもの)を有するものとし、麻酔科及びその他関連診療科を有することが望ましい。ただし、NICUを備える小児専門病院等であって、都道府県が適当と認める医療施設については、産科を有していなくても差し支えないものとする。

(ウ) 設備

地域周産期母子医療センターは、次に掲げる設備を備えるものとする。

- a 産科を有する場合は、次に掲げる設備を備えることが望ましい。
 - (a) 緊急帝王切開術等の実施に必要な医療機器
 - (b) 分娩監視装置
 - (c) 超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。）
 - (d) 微量輸液装置
 - (e) その他産科医療に必要な設備
- b 小児科等には新生児病室を有し、次に掲げる設備を備える NICU を設けることが望ましい。
 - (a) 新生児用呼吸循環監視装置
 - (b) 新生児用人工換気装置
 - (c) 保育器
 - (d) その他新生児集中治療に必要な設備

ウ 職員

地域周産期母子医療センターは、次に掲げる職員を配置することが望ましい。

- (ア) 小児科（新生児医療を担当するもの）については、24 時間体制を確保するために必要な職員
- (イ) 産科を有する場合は、帝王切開術が必要な場合に迅速（おおむね 30 分以内）に手術への対応が可能となるような医師（麻酔科医を含む。）及びその他の各種職員
- (ウ) 新生児病室については、次に掲げる職員
 - a 24 時間体制で病院内に小児科を担当する医師が勤務していること。
 - b 各地域周産期母子医療センターにおいて設定した水準の新生児医療を提供するために必要な看護師が適当数勤務していること。
 - c 臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること。

エ 連携機能

地域周産期母子医療センターは、総合周産期母子医療センターからの戻り搬送の受入れ、オープンシステム・セミオープンシステム等の活用、合同症例検討会等の開催等により、総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と連携を図るものとする。

③ 医療機関の例

- ・ 地域周産期母子医療センター等
- ・ 連携強化病院(集約化推進通知に規定されるもの)

(3) 母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる機能【総合周産期母子医療センター】

① 目標

- ・ 合併症妊娠、胎児・新生児異常等母体又は児にリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症を有する母体に対応すること。
- ・ 周産期医療体制の中核として地域周産期医療関連施設等との連携を図ること

② 医療機関に求められる事項

周産期整備指針第2の1 総合周産期母子医療センターの項を参照されたい。

(参考：周産期整備指針より)

ア 機能

(ア) 総合周産期母子医療センターは、相当規模のMFICUを含む産科病棟及びNICUを含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、脳血管疾患、心疾患、敗血症、外傷等を有する母体に対応することができる医療施設を都道府県が指定するものである。

(イ) 総合周産期母子医療センターは、地域周産期医療関連施設等からの救急搬送を受け入れるなど、周産期医療体制の中核として地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等

との連携を図るものとする。

イ 整備内容

(ア) 施設数

総合周産期母子医療センターは、原則として、三次医療圏に一か所整備するものとする。

ただし、都道府県の面積、人口、地勢、交通事情、周産期受療状況及び地域周産期医療関連施設の所在等を考慮し、三次医療圏に複数設置することができるものとする。なお、三次医療圏に総合周産期母子医療センターを複数設置する場合は、周産期医療情報センター等に母体搬送及び新生児搬送の調整等を行う搬送コーディネーターを配置する等により、母体及び新生児の円滑な搬送及び受入に留意するものとする。

(イ) 診療科目

総合周産期母子医療センターは、産科及び新生児医療を専門とする小児科(MFICU 及び NICU を有するものに限る。)、麻酔科その他の関係診療科を有するものとする。

(ウ) 関係診療科との連携

総合周産期母子医療センターは、当該施設の関係診療科と日頃から緊密な連携を図るものとする。

総合周産期母子医療センターを設置する医療施設が救命救急センターを設置している場合又は救命救急センターと同等の機能を有する場合(救急科、脳神経外科、心臓血管外科又は循環器内科、放射線科、内科、外科等を有することをいう。)は、都道府県は、その旨を医療計画及び周産期医療体制整備計画に記載し、関係者及び住民に情報提供するものとする。また、総合周産期母子医療センターを設置する医療施設が救命救急センターを設置していない場合又は救命救急センターと同等の機能を有していない場合は、都道府県は、当該施設で対応できない母体及び新生児の疾患並びに当該疾患について連携して対応する協力医療施設を医療計画及び周産期医療体制整備計画に記載し、関係者及び住民に情報提供するものとする。

(エ) 設備等

総合周産期母子医療センターは、次に掲げる設備等を備えるものとする。

a MFICU

MFICU には、次に掲げる設備を備えるものとする。なお、MFICU

は、必要に応じ個室とするものとする。

- (a) 分娩監視装置
- (b) 呼吸循環監視装置
- (c) 超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。）
- (d) その他母体・胎児集中治療に必要な設備

b NICU

NICU には、次に掲げる装置を備えるものとする。

- (a) 新生児用呼吸循環監視装置
- (b) 新生児用人工換気装置
- (c) 超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。）
- (d) 新生児搬送用保育器
- (e) その他新生児集中治療に必要な設備

c 新生児治療回復室（GCU）

GCU には、NICU から退出した児並びに輸液、酸素投与等の処置及び心拍呼吸監視装置の使用を必要とする新生児の治療に必要な設備を備えるものとする。

d 新生児と家族の愛着形成を支援するための設備

新生児と家族の愛着形成を支援するため、長期間入院する新生児を家族が安心して見守れるよう、NICU、GCU 等への入室面会及び母乳保育を行うための設備、家族宿泊施設等を備えることが望ましい。

e ドクターカー

医師の監視の下に母体又は新生児を搬送するために必要な患者監視装置、人工呼吸器等の医療機器を搭載した周産期医療に利用し得るドクターカーを必要に応じ整備するものとする。

f 検査機能

血液一般検査、血液凝固系検査、生化学一般検査、血液ガス検査、輸血用検査、エックス線検査、超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。）による検査及び分娩監視装置による連続的な監視が常時可能であるものとする。

ウ 病床数

(ア) MFICU 及び NICU の病床数は、都道府県の人口や当該施設の過去の患者受入実績等に応じ、総合周産期母子医療センターとしての医療の質を確保するために適切な病床数とすることを基本とし、

MFICU の病床数は 6 床以上、NICU の病床数は 9 床以上(12 床以上とすることが望ましい。)とする。ただし、三次医療圏の人口が概ね 100 万人以下の地域に設置されている場合にあっては、当分の間、MFICU の病床数は 3 床以上、NICU の病床数は 6 床以上で差し支えないものとする。

なお、両室の病床数については、以下のとおり取扱うものとする。

a MFICU の病床数は、これと同等の機能を有する陣痛室の病床を含めて算定して差し支えない。ただし、この場合においては、陣痛室以外の MFICU の病床数は 6 床を下回ることができない。

b NICU の病床数は、新生児用人工換気装置を有する病床について算定するものとする。

(イ) MFICU の後方病室（一般産科病床等）は、MFICU の 2 倍以上の病床数を有することが望ましい。

(ウ) GCU は、NICU の 2 倍以上の病床数を有することが望ましい。

エ 職員

総合周産期母子医療センターは、次に掲げる職員をはじめとして適切な勤務体制を維持する上で必要な数の職員の確保に努めるものとする。なお、総合周産期母子医療センターが必要な数の職員を確保できない場合には、都道府県は、当該医療施設に対する適切な支援及び指導を行うものとする。

(ア) MFICU

a 24 時間体制で産科を担当する複数(病床数が 6 床以下であって別途オンコールによる対応ができる者が確保されている場合にあっては 1 名)の医師が勤務していること。

b MFICU の全病床を通じて常時 3 床に 1 名の助産師又は看護師が勤務していること。

(イ) NICU

a 24 時間体制で新生児医療を担当する医師が勤務していること。
なお、NICU の病床数が 16 床以上である場合は、24 時間体制で新生児医療を担当する複数の医師が勤務していることが望ましい。

b 常時 3 床に 1 名の看護師が勤務していること。

c 臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること。

(ウ) GCU

常時 6 床に 1 名の看護師が勤務していること。

(エ) 分娩室

原則として、助産師及び看護師が病棟とは独立して勤務していること。

ただし、MFICU の勤務を兼ねることは差し支えない。

(オ) 麻酔科医

麻酔科医を配置すること。

(カ) NICU 入院児支援コーディネーター

NICU、GCU 等に長期入院している児童について、その状態に応じた望ましい療育・療養環境への円滑な移行を図るため、新生児医療、地域の医療施設、訪問看護ステーション、療育施設・福祉施設、在宅医療・福祉サービス等に精通した看護師、社会福祉士等を次に掲げる業務を行う NICU 入院児支援コーディネーターとして配置することが望ましい。

- a NICU、GCU 等の長期入院児の状況把握
- b 望ましい移行先（他医療施設、療育施設・福祉施設、在宅等）との連携及び調整
- c 在宅等への移行に際する個々の家族のニーズに合わせた支援プログラムの作成並びに医療的・福祉的環境の調整及び支援
- d その他望ましい療育・療養環境への移行に必要な事項

オ 連携機能

総合周産期母子医療センターは、オープンシステム・セミオープンシステム等の活用、救急搬送の受入れ、合同症例検討会の開催等により、地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と連携を図るものとする。

カ 周産期医療情報センター

(ア) 周産期医療情報センターの設置

都道府県は、総合周産期母子医療センター等に周産期医療情報センターを設置するものとする。

(イ) 周産期救急情報システムの運営

- a 周産期医療情報センターは、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と通信回線等を接続し、周産期救急情報システムを運営するものとする。
- b 周産期医療情報センターは、次に掲げる情報を収集し、関係者に提供するものとする。

- (a) 周産期医療に関する診療科別医師の存否及び勤務状況
- (b) 病床の空床状況
- (c) 手術、検査及び処置の可否
- (d) 重症例の受入れ可能状況
- (e) 救急搬送に同行する医師の存否
- (f) その他地域の周産期医療の提供に関し必要な事項

(ウ) 情報収集・提供の方法

周産期医療情報センターは、電話、FAX、コンピューター等適切な方法により情報を収集し、関係者に提供するものとする。

(エ) 救急医療情報システムとの連携

周産期救急情報システムについては、救急医療情報システムとの一体的運用や相互の情報参照等により、救急医療情報システムと連携を図るものとする。また、周産期救急情報システムと救急医療情報システムを連携させることにより、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設、救命救急センター、消防機関等が情報を共有できる体制を整備することが望ましい。

キ 搬送コーディネーター

都道府県は、周産期医療情報センター、救急医療情報センター等に、次に掲げる業務を行う搬送コーディネーターを配置することが望ましい。

(ア) 医療施設又は消防機関から、母体又は新生児の受入医療施設の調整の要請を受け、受入医療施設の選定、確認及び回答を行うこと。

(イ) 医療施設から情報を積極的に収集し、情報を更新するなど、周産期救急情報システムの活用推進に努めること。

(ウ) 必要に応じて、住民に医療施設の情報提供を行うこと。

(エ) その他母体及び新生児の搬送及び受入れに関し必要な事項

ク 周産期医療関係者に対する研修

都道府県は、地域周産期医療関連施設等の医師、助産師、看護師、搬送コーディネーター、NICU入院児支援コーディネーター等に対し、地域の保健医療関係機関・団体等と連携し、総合周産期母子医療センター等において、必要な専門的・基礎的知識及び技術を習得させるため、到達目標を定め、その研修を行うものとする。

(ア) 到達目標の例

- a 周産期医療に必要とされる基本的な知識及び技術の習得

- b 緊急を要する母体及び新生児に対する的確な判断力及び高度な技術を習得

(イ) 研修内容の例

a 産科

- (a) 胎児及び母体の状況の適切な把握と迅速な対応
- (b) 産科ショックとその対策
- (c) 妊産婦死亡とその防止対策
- (d) 帝王切開の問題点

b 新生児医療

- (a) ハイリスク新生児の医療提供体制
- (b) 新生児関連統計・疫学データ
- (c) 新生児搬送の適応
- (d) 新生児蘇生法
- (e) ハイリスク新生児の迅速な診断
- (f) 新生児管理の実際
- (g) 退院後の保健指導、フォローアップ実施方法等

c その他

- (a) 救急患者の緊急度の判断、救急患者の搬送及び受入ルール等
- (b) 他の診療科との合同の症例検討会等

③ 医療機関の例

- ・ 総合周産期母子医療センター等

(4) 周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場(施設を含む)で療養・療育できるよう支援する機能【療養・療育支援】

① 目標

- ・ 周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場(施設を含む。)で療養・療育できる体制を提供すること(地域の保健・福祉との連携等)
- ・ 在宅において療養・療育を行っている児の家族に対する支援を実施すること

② 医療機関等に求められる事項

- ・ 周産期医療関連施設等と連携し、人工呼吸器の管理が必要な児や、気管切開等のある児の受入れが可能であること
- ・ 児の急変時に備え、救急対応可能な病院等との連携が図れていること

- ・ 訪問看護ステーション、薬局、福祉サービス事業者及び自治体等との連携により、医療、保健及び福祉サービス(レスパイトを含む。)を調整し、適切に療養・療育できる体制を提供すること
- ・ 地域又は総合周産期母子医療センター等の周産期医療関連施設等と連携し、療養・療育が必要な児の情報(診療情報や治療計画等)を共有していること
- ・ 医療型障害児入所施設等の自宅以外の場においても、障害児の適切な療養・療育を支援すること
- ・ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること

③ 医療機関等の例

- ・ 小児科を標榜する病院又は診療所
- ・ 在宅医療を行っている診療所
- ・ 訪問看護ステーション
- ・ 医療型障害児入所施設

第3 構築の具体的な手順

1 現状の把握

都道府県は、周産期医療の体制を構築するに当たって、(1)(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(3)に示す、医療機能ごとおよびストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1) 患者動向に関する情報

- ・ 出生率(人口動態統計)
- ・ 合計特殊出生率(人口動態統計)
- ・ 分娩数(帝王切開件数を含む。)(医療施設調査)、正常分娩数
- ・ 死産率(人口動態統計)
- ・ 低出生体重児出生率(人口動態統計)
- ・ 新生児、乳児、乳幼児の死亡率(人口動態統計)
- ・ 周産期死亡率(人口動態統計)
- ・ NICU入室児数(医療施設調査)
- ・ 妊産婦死亡率(人口動態統計)
- ・ 産後訪問指導を受けた割合(地域保健・健康増進事業報告)
- ・ 重症心身障害児の数、身体障害者手帳交付数(18歳未満)(福祉行政報告例)

- ・ 小児在宅人工呼吸器患者数
 - ・ 療養療育施設入所児童数
- (2) 医療資源・連携等に関する情報
- ① 救急搬送
- ・ 母体搬送、新生児搬送等の救急搬送件数
 - ・ 搬送先医療機関
 - ・ 周産期救急情報システム等の活用状況
 - ・ 救急要請から医療機関収容までに要した平均時間
 - ・ 搬送先医療機関の選定において問い合わせた周産期医療関連施設数
- ② 医療機関等
- ア 正常分娩に対応する病院・診療所
- ・ 分娩数等の診療内容及び診療体制等
産科医及び産婦人科医の数
助産師数 等
 - ・ 対応可能な分娩
母体、胎児の条件 等
 - ・ 医療連携の状況
リスクの低い帝王切開術に対応するための連携状況
オープンシステムへの参加状況
医療機器共同利用の状況
他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況 等
- イ 分娩を取り扱う助産所(院内助産所を含む。)
- ・ 分娩数等の診療内容及び診療体制等(助産師数)
 - ・ 対応可能な分娩(母体、胎児の条件等)
 - ・ 医療連携の状況(嘱託医、嘱託医療機関の産科医との連携状況等)
- ウ 周産期医療施設
- ・ 設備
新生児集中治療管理室(NICU)の病床数
母体・胎児集中治療管理室(MFICU)の病床数
ドクターカーなど新生児搬送用救急車の配備状況 等
 - ・ 分娩数等の診療内容及び診療体制等
産科医及び産婦人科医の数
新生児の医療を担当する医師数
助産師数 等
 - ・ 対応可能な分娩
母体、胎児の条件 等

- ・ 医療連携の状況
 - 他の医療機関からの搬送受入状況
 - オープンシステムの実施状況
 - 医療機器共同利用の状況
 - 他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況
 - 在宅療養・療育を支援する機能を持った施設等との連携状況等

エ 在宅療養・療育を支援する機能を持った施設

- ・ 診療内容及び診療体制等
 - 医師数、看護師数 等
- ・ 対応可能な医療内容
 - 人工呼吸器管理、気管切開のケア、痰の吸引のある児 等
- ・ 医療連携の状況
 - 他の医療機関からの紹介状況
 - 救急対応可能な病院等との事前の連携状況
 - 医療型障害児入所施設等との連携状況
 - 他の医療機関との診療情報や治療計画の共有の状況 等

(3) 指標による現状把握

別表 9 に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）と、独自調査やデータ解析等により入手可能な指標（推奨指標）に留意して、把握すること。

2 圏域の設定

- (1) 都道府県は、周産期医療体制を構築するに当たって、「第 2 医療機関とその連携」を基に、前記「1 現状の把握」で収集した情報を分析し、妊産婦、胎児及び新生児のリスクや重症度に応じて必要となる医療機能を明確にして、圏域を設定する。
- (2) 医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。
- (3) 圏域を設定するに当たっては、重症例(重症の産科疾患、重症の合併症妊娠、胎児異常症例等)を除く産科症例の診療が圏域内で完結することを

目安に、従来の二次医療圏にこだわらず地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

- (4) 検討を行う場合は、地域医師会等の医療関係団体、現に周産期医療の診療に従事する者、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。

また、現行の周産期医療協議会を十分に尊重・活用する。

3 連携の検討

- (1) 都道府県は、周産期医療の体制を構築するに当たって、分娩の安全確保を考慮した上で、地域の医療機関が妊産婦、胎児及び新生児のリスクや重症度に応じて機能を分担する連携となるよう、また、関係機関・施設の信頼関係を醸成するよう配慮する。

さらに、医療機関、地域医師会等関係者は、診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。

- (2) 保健所は、「地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年厚生省告示第374号)の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」(平成19年7月20日健総発第0720001号健康局総務課長通知)を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。

- (3) 都道府県域の県境地域においては、道路状況や地域住民の受療動向により、県内医療機関と県外医療機関との連携体制を検討する。

その場合、隣接都道府県関係者からなる協議会を設置する等により合意を得る。

- (4) 医療計画には、原則として、各医療機能を担う医療機関の名称を記載する。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。

さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。

- (5) 集約化・重点化を実施するための計画との整合性を図る。

- ① 連携強化病院の体制
- ② 連携病院の体制
- ③ 連携強化病院と連携病院の連携体制
- ④ 連携強化病院における地域の周産期医療施設の支援体制

⑤ 医療機関間における搬送体制

4 課題の抽出

都道府県は、「第2 医療機関とその連携」を踏まえ、「1 現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の周産期医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。

5 数値目標

都道府県は、良質かつ適切な周産期医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4 課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載するものとする。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第7に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。

なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

6 施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4 課題の抽出」に対応するよう「5 数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。

7 評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、1年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも5年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

8 公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

小児医療の体制構築に係る指針

小児医療については、これまで未熟児養育医療、小児慢性特定疾患治療研究事業、自立支援事業(育成医療)等に対する公費負担事業や重症度に応じた救急医療体制の整備等の対策を進めてきたところであり、これらの達成目標は、「健やか親子 21」(平成 12 年)や「子ども・子育てビジョン」(平成 22 年)にも目標値として盛り込まれているところである。

さらに、平成 17 年 8 月に関係省庁により発表された「医師確保総合対策」等において小児科医の不足が指摘されたことから、都道府県に対し、平成 17 年 12 月 22 日付け医政局長、雇用均等・児童家庭局長連名通知「小児科・産科における医療資源の集約化・重点化の推進について」(以下「集約化推進通知」という。)において、小児科・産科の医師偏在問題については、医療資源の集約化・重点化の推進が当面の最も有効な方策であることを示したところである。

また、平成 21 年 7 月に示された「重篤な小児患者に対する救急医療体制の検討会」の中間取りまとめに基づき、改正消防法による小児救急患者への対応を含む実施基準の策定や、小児救命救急センターの整備、小児集中治療室(PICU)の整備等が行われてきたところである。

さらに、日本小児科学会が示している「我が国の小児医療提供体制の構想」及び「中核病院小児科・地域小児科センター登録事業」を参考に、小児救急医療のみならず一般の医療も視野に入れながら、小児の医療体制を構築する。

本指針では、小児医療の体制構築に当たり、「第 1 小児医療の現状」で小児医療をとりまく状況がどのような医療が行われているのかを概観し、次に、「第 2 医療機関とその連携」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第 3 構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また各医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関間の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

第 1 小児医療の現状

1 小児医療をとりまく状況

(1) 小児の疾病構造

1 日当たりの全国の小児(0 歳から 14 歳までを指す。以下同じ。)患者数(推計)は、入院で約 3.1 万人、外来で約 70 万人となっている¹。

¹ 厚生労働省「患者調査」(平成 20 年)

① 入院については、喘息(5.7%)をはじめとする呼吸器系の疾患(21.3%)のほか、「周産期に発生した病態」(19.4%)、「神経系の疾患」(9.6%)、「先天奇形、変形及び染色体異常」(9.6%)が多い¹。

② また、外来については、急性上気道感染症(17.2%)をはじめとする呼吸器系の疾患(39%)が圧倒的に多い¹。

また、小児医療に関連する業務においては、育児不安や小児の成長発達上の相談、親子の心のケア、予防接種、児童虐待への対応等の保健活動が占める割合が大きい。

なお、小児救急診療については、患者の多くが軽症者であり、また、夕刻から準夜帯(18時から23時まで)にかけて受診者が多くなることが指摘されている。

(2) 死亡の状況

我が国の周産期死亡率(出産1000対)は4.2、乳児死亡率(出生1000対)は2.3、幼児(1歳から4歳まで)の死亡率(人口10万対)は22.1となっている²。

その主な原因は、「先天奇形、変形及び染色体異常」(17.4%)、「不慮の事故」(16.2%)、「悪性新生物」(9.2%)となっている²。

(3) 小児救急の現状

少子化(小児人口は、平成12年の1,847万人から平成22年の1,680万人まで減少している³。)にも関わらず、18歳未満の救急搬送数は増加傾向であったが、近年は平成17年の約51万人から平成22年の約46万人と減少傾向にある⁴。

また、同搬送における軽症者の割合は約75%となっている⁴。さらに、小児の入院救急医療機関(第二次救急医療機関)を訪れる患者数のうち、9割以上は軽症であることが指摘されている⁵。このように、小児救急患者については、その多くが軽症患者であり、かつ、重症患者を扱う医療機関においてさえ軽症患者が多数受診している様子がうかがえる。

※ 小児救急患者

ここでいう救急患者とは、救急車等によって救急搬送される小児患者や、休日・夜間等の通常の診療時間外に医療機関を受診する小児患者等を指す。

² 厚生労働省「人口動態統計(確定数)」(平成22年)

³ 総務省「国勢調査」(平成22年)

⁴ 消防庁「平成23年版 救急・救助の現状」(平成23年)

⁵ 日本医師会「小児救急医療体制のあり方に関する検討委員会報告書」(平成14年)ほか

小児救急患者の時間帯別の受診状況をみると、平日では夕刻から準夜帯(18時から22時頃まで)にかけて増加傾向にあり、さらに土・日では多くなっている⁶。このように、小児救急患者は、いわゆる時間外受診が多いことが指摘されている。

このような小児救急における受療行動には、少子化、核家族化、夫婦共働きといった社会情勢や家庭環境の変化に加え、保護者等による専門医指向、病院志向が大きく影響していると指摘されている⁶。

2 小児医療の提供体制

(1) 医療施設の状況

- ① 平成14年から平成20年までの間に小児科を標榜している一般病院は13.5%減少(3,359から2,905)、診療所は13%減少(25,862から22,503)している⁷。
- ② 小児慢性特定疾患を取り扱う医療機関については各都道府県において指定されている。
- ③ 平成11年度以降、小児救急医療体制の充実を図るため、病院群輪番制(163地区)や拠点病院(28か所)の整備を推進している。(数値はいずれも平成22年9月現在)
- ④ 高度な医療を提供する新生児集中治療室(NICU)を有する医療機関数は、平成20年に265施設、小児集中治療室(PICU)を有する医療機関数は、平成20年に22施設となっている⁷。

(2) 小児医療に係わる医師等の状況

- ① 我が国の小児科を標榜する病院一施設当たりの、小児人口は約5千人(例えば、英国では約2万5千人)、小児科医数は平均2名余(英国は約20名)と、他の先進諸国に比べ、医療資源が広く薄く配置されている状況が指摘されている⁸。
- ② 平成12年から平成22年までの間に小児科医の数は14,156人から15,870人と約1,700人増加している⁹。また、小児人口1万人当たりの小児科医数で見ても、7.7から9.4と増加傾向にある。

第2 医療機関とその連携

⁶ 厚生労働科学研究「小児救急医療における患者・家族ニーズへの対応策に関する研究」(主任研究者 衛藤義勝)(平成16年度)

⁷ 厚生労働省「医療施設調査」(平成20年)

⁸ 日本小児科学会調べ(平成18年)

⁹ 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」(平成22年)

1 目指すべき方向

当面、日本小児科学会が示している「我が国の小児医療提供体制の構想」及び「中核病院小児科・地域小児科センター登録事業」を参考に、すべての小児救急医療圏（平成 22 年現在 363 地域）で常時診療できる体制を確保するとともに、一般の小児医療も視野に入れながら、医療体制を構築していく。

その際、圏域ごとに少なくとも一箇所の小児専門医療を取り扱う病院を確保することを目標に、既存の医療機関相互の連携や各事業の効果的な組合せ等によって、地域における小児医療の連携の構築を目指すこととする。

(1) 子どもの健康を守るために、家族を支援する体制

- ① 急病時の対応等について健康相談・支援を実施可能な体制
- ② 慢性疾患児や障害児、心の問題のある児の家族に対する精神的サポート等を実施する体制
- ③ 家族による救急蘇生法等、不慮の事故や急病への対応が可能な体制

(2) 小児患者に対し、その症状に応じた対応が可能な体制

- ① 地域において、初期救急も含め一般的な小児医療を実施する体制
- ② 二次医療圏において、拠点となる病院が、専門医療又は入院を要する小児救急医療を提供する体制
- ③ 三次医療圏において、高度な専門医療又は重篤な小児患者に対する救命医療を提供する体制

※ 慢性疾患児や障害児、心の問題のある児等に関しては、上記①～③の分類に基づく医療提供体制が必ずしも当てはまらない場合が想定されることから、地域の実情に応じ、適宜、体制の確保を図る。

(3) 地域の小児医療が確保される体制

- ① 医療資源の集約化・重点化の実施により、小児専門医療を担う病院が確保される体制
- ② 小児医療に係る医師の確保が著しく困難な地域については、医療の連携の構築を図ることで、全体で対応できる体制

(4) 療養・療育支援が可能な体制

- ① 小児病棟や NICU、PICU 等で療養中の重症心身障害児等が生活の場で療養・療育できるよう、医療、介護及び福祉サービスが相互に連携した支援を実施

2 各医療機能と連携

前記「1 目指すべき方向」を踏まえ、小児の医療体制に求められる医療機能を下記(1)から(4)に示す。

都道府県は、各医療機能の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

(1) 健康相談等の支援の機能【相談支援等】

① 目標

- ・ 子供の急病時の対応等を支援すること
- ・ 慢性疾患の診療や心の診療が必要な児童及びその家族に対し、地域の医療資源、福祉サービス等について情報を提供すること
- ・ 不慮の事故等の救急の対応が必要な場合に、救急蘇生法等を実施できること

② 関係者に求められる事項

(家族等周囲にいる者)

- ・ 必要に応じ電話相談事業等を活用すること
- ・ 不慮の事故の原因となるリスクを可能な限り取り除くこと
- ・ 救急蘇生法等の適切な処置を実施すること

(消防機関等)

- ・ 心肺蘇生法や不慮の事故予防に対する必要な知識を家族等に対し、指導すること
- ・ 急性期医療を担う医療機関へ速やかに搬送すること
- ・ 救急医療情報システムを活用し、適切な医療機関へ速やかに搬送すること

(行政機関)

- ・ 休日・夜間等に子供の急病等に関する相談体制を確保すること(小児救急電話相談事業)
- ・ 小児の受療行動に基づき、急病等の対応等について啓発を実施すること(小児救急医療啓発事業)
- ・ 心肺蘇生法や不慮の事故予防に対する必要な知識を、家族等に対し指導する体制を確保すること(自動体外式除細動器普及啓発事業)
- ・ 慢性疾患の診療や心の診療が必要な児童及びその家族に対し、地域の医療資源福祉サービス等について情報を提供すること

(2) 一般小児医療

地域において、日常的な小児医療を実施する。

(2-1) 一般小児医療(初期小児救急医療を除く。)を担う機能【一般小児医療】

① 目標

- ・ 地域に必要な一般小児医療を実施すること

- ・ 生活の場(施設を含む)での療養・療育が必要な小児に対し支援を実施すること

② 医療機関に求められる事項

- ・ 一般的な小児医療に必要とされる診断・検査・治療を実施すること
- ・ 軽症の入院診療を実施すること(入院設備を有する場合)
- ・ 他の医療機関の小児病棟やNICU、PICU等から退院するに当たり、生活の場(施設を含む)での療養・療育が必要な小児に対し支援を実施すること
- ・ 訪問看護ステーション、福祉サービス事業者、行政等との連携により、医療、介護及び福祉サービス(レスパイトを含む。)を調整すること
- ・ 医療型障害児入所施設等、自宅以外の生活の場を含めた在宅医療を実施すること
- ・ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること
- ・ 慢性疾患の急変時に備え、対応可能な医療機関と連携していること
- ・ 専門医療を担う地域の病院と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること

③ 医療機関等の例

- ・ 小児科を標榜する診療所
- ・ 一般小児科病院※、地域振興小児科病院※
- ・ 連携病院(集約化推進通知に規定されるもの)
- ・ 訪問看護ステーション

※ 平成18年6月日本小児科学会理事会中間報告書「小児医療提供体制の改革ビジョン」(以下「改革ビジョン」という。)に規定され、平成23年8月日本小児科学会総会資料「継続できる質の高い小児医療提供体制に向けて」により修正されたもの

(2-2) 初期小児救急医療を担う機能【初期小児救急】

① 目標

- ・ 初期小児救急を実施すること

② 医療機関に求められる事項

- ・ 小児初期救急センター、休日夜間急患センター等において平日昼間や夜間休日における初期小児救急医療を実施すること
- ・ 緊急手術や入院等を要する場合に備え、対応可能な医療機関と連携していること

- ・ 地域で小児医療に従事する開業医等が、病院の開放施設(オープン制度)や小児初期救急センター等、夜間休日の初期小児救急医療に参画すること

③ 医療機関の例

(平日昼間)

- ・ 小児科を標榜する診療所
- ・ 一般小児科病院、地域振興小児科病院(改革ビジョンに規定されるもの)
- ・ 連携病院(集約化推進通知に規定されるもの)

(夜間休日)

- ・ 在宅当番医制に参加している診療所、休日夜間急患センター、小児初期救急センター

(3) 地域小児医療センター(日本小児科学会の「地域小児科センターに相当するもの」)

小児医療圏において中心的に小児医療を実施する。

(3-1) 小児専門医療を担う機能【小児専門医療】

(人的体制、新生児医療等その他の事項については、集約化推進通知の連携強化病院に係る記載も参照。)

① 目標

- ・ 一般の小児医療を行う医療機関では対応が困難な患者に対する医療を実施すること
- ・ 小児専門医療を実施すること

② 医療機関に求められる事項

- ・ 高度の診断・検査・治療や勤務医の専門性に応じた専門医療を行うこと
- ・ 一般の小児医療を行う機関では対応が困難な患者や常時監視・治療の必要な患者等に対する入院診療を行うこと
- ・ 小児科を標榜する診療所や一般病院等の地域における医療機関と、小児医療の連携体制を形成することにより、地域で求められる小児医療を全体として実施すること
- ・ より高度専門的な対応について、高次機能病院と連携していること
- ・ 療養・療育支援を担う施設との連携や、在宅医療を支援していること
- ・ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること

③ 医療機関の例

- ・ 地域小児科センター(NICU 型) (改革ビジョンに規定されるもの)
 - ・ 連携強化病院(集約化推進通知に規定されるもの)
- (3-2) 入院を要する救急医療を担う機能【入院小児救急】
(人的体制、新生児医療等その他の事項については、集約化推進通知の連携強化病院に係る記載も参照。)
- ① 目標
 - ・ 入院を要する小児救急医療を 24 時間体制で実施すること
 - ② 医療機関に求められる事項
 - ・ 小児科医師や看護師などの人員体制を含めて、入院を要する小児救急医療を 24 時間 365 日体制で実施可能であること
 - ・ 小児科を標榜する診療所や一般病院等の地域医療機関と連携し、地域で求められる入院を要する小児救急医療を担うこと
 - ・ 高度専門的な対応について、高次機能病院と連携していること
 - ・ 療養・療育支援を担う施設と連携していること
 - ・ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること
 - ③ 医療機関の例
 - ・ 地域小児科センター(救急型) (改革ビジョンに規定されるもの)
 - ・ 連携強化病院(集約化推進通知に規定されるもの)
 - ・ 小児救急医療拠点病院
 - ・ 小児救急医療支援事業により輪番制に参加している病院
- (4) 小児中核病院(日本小児科学会の「中核病院小児科」に相当するもの)
三次医療圏において中核的な小児医療を実施する。
- (4-1) 高度な小児専門医療を担う機能【高度小児専門医療】
(人的体制、新生児医療等その他の事項については、集約化推進通知の高次機能病院に係る記載も参照。)
- ① 目標
 - ・ 地域小児医療センターでは対応が困難な患者に対する高度な専門入院医療を実施すること
 - ・ 当該地域における医療従事者への教育や研究を実施すること
 - ② 医療機関に求められる事項
 - ・ 広域の小児中核病院や地域小児医療センターとの連携により、高度専門的な診断・検査・治療を実施し、医療人材の育成・交流などを含めて地域医療に貢献すること
 - ・ 療養・療育支援を担う施設と連携していること
 - ・ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること
 - ③ 医療機関の例

- ・ 中核病院(改革ビジョンに規定されるもの)
- ・ 大学病院（本院）
- ・ 小児専門病院

(4-2) 小児の救命救急医療を担う機能【小児救命救急医療】

（人的体制、新生児医療等その他の事項については、集約化推進通知の高次機能病院に係る記載も参照。）

① 目標

- ・ 小児の救命救急医療を 24 時間体制で実施すること

② 医療機関に求められる事項

- ・ 地域小児医療センターからの紹介患者や重症外傷を含めた救急搬送による患者を中心として、重篤な小児患者に対する救急医療を 24 時間 365 日体制で実施すること
- ・ 小児の集中治療を専門的に実行できる診療体制（小児専門施設であれば PICU を運営することが望ましい）を構築することが望ましいこと
- ・ 療養・療育支援を担う施設と連携していること
- ・ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること

③ 医療機関の例

- ・ 救命救急センター
- ・ 小児救命救急センター
- ・ 小児救急医療拠点病院のうち救命救急医療を提供するもの

第 3 構築の具体的な手順

1 現状の把握

都道府県は、小児医療の体制を構築するに当たって、(1) (2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(3)に示す、医療機能ごとおよびストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1) 患者動向に関する情報

- ・ 小児患者数（住所の別、軽症・重症の別、外来・入院の別、搬送の種類、受診時間帯）（患者調査）
- ・ 乳児、乳幼児、小児（15 才未満）の死亡率（人口動態統計）
- ・ 小児人口（住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査）
- ・ 出生率（人口動態統計）

- ・ 特別児童扶養手当数等（福祉行政報告例等）
- (2) 医療資源・連携等に関する情報
 - ・ 小児科標榜病院数とその所在
 - ・ 各病院における診療の実態
 - 外来（一般外来、各種専門外来、検診・育児相談・予防接種等）
 - 入院（一般病床数、NICU 病床数、PICU 病床数、小児入院医療管理料の算定病床数等）
 - 小児医療に係る医師の数（小児科医等）
 - ・ 小児科標榜診療所数とその所在
 - ・ 時間外の診療対応状況
 - 休日・夜間診療所の運営状況（診療時間、対応疾病、医師人数等）
 - 小児科を標榜する診療所及び病院の初期救急体制への関与状況
 - 休日・夜間の薬局の運営状況（開局時間、薬剤師人数等）
 - ・ 小児救急医療に携わる施設とその位置（衛生主管部局）
 - ・ 救急医療機関の人員（衛生主管部局）

(3) 指標による現状把握

別表 10 に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）と、独自調査やデータ解析等により入手可能な指標（推奨指標）に留意して、把握すること。

2 医療機能の明確化及び圏域の設定に関する検討

- (1) 都道府県は、小児医療体制を構築するに当たって、「第 2 医療機関とその連携」を基に、前記「1 現状の把握」で収集した情報を分析し、一般小児医療、地域小児医療センター、中核病院といった各種機能を明確にして、圏域を設定する。
- (2) 医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。逆に、圏域内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこともあり得る。
- (3) 圏域を設定するに当たっては、地域小児医療センターを中心とした診療状況を勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。
- (4) 検討を行う場合は、地域医師会等の医療関係団体、現に小児医療の診療に従事する者、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。

3 連携の検討

- (1) 都道府県は、小児医療の体制を構築するに当たって、患者の重症度・緊急度に応じて適切に医療が提供されるよう、また、関係機関・施設の信頼関係が醸成されるよう配慮する。

また、医療機関、消防機関、消防防災主管部局、地域医師会等の関係者は、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。

- (2) 保健所は、「地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年厚生省告示第374号)の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」(平成19年7月20日健総発第0720001号健康局総務課長通知)を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して医療機関相互又は医療機関と消防機関との調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。

- (3) 都道府県域の県境地域においては、道路状況や地域住民の受療動向により、県内医療機関と県外医療機関との連携体制を検討する。

その場合、隣接都道府県関係者からなる協議会を設置する等により合意を得る。

- (4) 医療計画には、原則として各医療機能を担う医療機関の名称を記載する。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能を担うこともある。

さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載をすることで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。

- (5) 集約化・重点化を実施するための計画との整合性を図る。

- ① 連携強化病院の体制
- ② 連携病院の体制
- ③ 連携強化病院と連携病院の連携体制
- ④ 地域の診療所・連携病院の参加による休日・夜間初期小児救急医療体制
- ⑤ 連携強化病院における地域の小児救急医療の支援体制
- ⑥ 医療機関間における搬送体制
- ⑦ 高次機能病院の役割

4 課題の抽出

都道府県は、「第 2 医療機関とその連携」を踏まえ、「1 現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、地域の小児医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。

5 数値目標

都道府県は、良質かつ適切な小児医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4 課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第 7 に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。

なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

6 施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4 課題の抽出」に対応するよう「5 数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。

7 評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、1 年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも 5 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

8 公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

在宅医療の体制構築に係る指針

多くの国民が自宅等住み慣れた環境での療養を望んでいる。高齢になっても病気になっても自分らしい生活を支える在宅医療の提供体制を構築することは、国民の生活の質の向上に資するものである。

また、超高齢社会を迎え、医療機関や介護保険施設等の受入れにも限界が生じることが予測される中で、在宅医療は慢性期及び回復期患者の受け皿として、さらに看取りを含む医療提供体制の基盤の一つとして期待されている。

本指針では「第1 在宅医療の現状」において、我が国の疾病構造及び在宅医療のニーズの変化や在宅医療に係る資源の現状を概観し、次に「第2 関係機関とその連携」において、どのような医療体制を構築すべきかを示している。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第3 構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また在宅医療に求められる医療機能を理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とそれらの関係機関間の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

第1 在宅医療の現状

1 在宅医療の現状

(1) 疾病構造の変化

昭和10～20年代において、我が国の死因の第1位であった結核に代わり、昭和33年以降は、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患が死因の上位を占めるようになった¹。また、要介護状態に至る主な原因疾患に関する平成22年の報告では、脳血管疾患が約21%、認知症が約15%、関節疾患が約11%、老衰が約14%となっている²。さらに認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ※以上の人数については、平成27年に250万人、平成37年には323万人に達すると推計されている³。自宅や地域で疾病や障害を抱えつつ生活を送る者が今後も増加していくことが考えられる。

※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態をいう。

¹ 厚生労働省「人口動態調査統計（確定数）」（平成22年）

² 厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成22年）

³ 高齢者介護研究会報告書「2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～」（平成15年）

(2) 在宅医療のニーズの増加と多様化

平成 22 年における 65 歳以上の高齢者人口は、2,937 万人であるが⁴、平成 54 年には 3,878 万人となりピークを迎え⁴、同年の 75 歳以上の人口割合は、現在の 11%から 21%に増加する。また、65 歳以上の高齢者のいる世帯の約半数が、独居又は夫婦のみの世帯である。さらに、死亡総数は現在の約 120 万人から約 166 万人に増える⁴。今後は、高齢者の世帯動向、居宅等の形態も踏まえ、医療提供のあり方を検討することが重要である。

在宅療養支援病院・診療所において訪問診療又は往診を受けている在宅療養者は、介護保険 3 施設※に入院・入所中の者よりも、人工呼吸器、気管切開、酸素療法等の医療を必要とする者が多いことが報告されている⁵。また、在宅人工呼吸指導管理料の 1 ヶ月あたりの算定件数は、平成 13 年の 2,455 件から、平成 21 年の 12,783 件へと約 5 倍に増加している⁶。

※介護保険 3 施設：介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、介護療養型医療施設

さらに近年、疾病や障害を抱えながらも自宅や住み慣れた地域で生活をする小児や若年層の在宅療養者が増加している。医療保険の訪問看護を受ける小児（0～9 歳）の数は、平成 13 年の 1 ヶ月あたり 842 人から、平成 21 年の 2,928 人へと約 3.5 倍に増加している⁷。

疾病構造の変化や高齢化、QOL 向上を重視した医療への期待の高まり等により、在宅医療のニーズは増加し、また多様化している。

2 在宅医療の提供体制

(1) 退院支援

在宅医療は、慢性期及び回復期患者の受け皿としての機能を期待されている。近年、在宅療養を選択する人工呼吸器を装着した者や何らかの医療処置を必要とする者が増えてきたことから、医療の継続性や退院に伴って新たに生じる心理的・社会的問題の予防や対応のために、入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援の重要性が高まっている。

具体的には、病院における組織的な取り組み（退院支援担当者の配置や退院困難者のスクリーニングの導入等）や多職種による退院前カンファレンス等が行われており、自宅への退院者の増加や平均在院日数の減少、患

⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（1 月推計）」（平成 24 年）

⁵ 「医療施設・介護施設の利用者に関する横断調査」（平成 22 年）

⁶ 厚生労働省「社会医療診療行為別調査」

⁷ 厚生労働省保険局医療課調べ

者や家族の QOL 向上等の効果が報告されている⁸。

しかし、実際に退院支援担当者を配置している病院は、2,450 ケ所 (28%) である⁹。病床規模別にみると、300 床以上の病院では約半数の病院で退院支援の担当者を配置しており、病床規模が大きい病院ほど複数の担当者を配置している傾向がみられる⁹。

(2) 日常の療養生活の支援

① 訪問診療・往診

在宅医療を受けた患者数は、1日に98,700人で、平成17年の64,800人に比較し、52.3%増加している¹⁰。

訪問診療を提供している医療機関は、全診療所99,083ヶ所のうち、19,501ヶ所 (19.7%)、全病院8,794ヶ所のうち2,582ヶ所 (29.4%) である⁹。また、在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所数は平成23年7月現在、それぞれ12,848ヶ所、445ヶ所の届け出があり¹¹、年々増加しているものの、都道府県別の人口10万人当たりでみると、前者が3.9から20.9 (全国値10.1)、後者が0.05から1.25 (全国値0.41) とばらつきが見られる¹²。

診療所を対象とした調査では、在宅療養支援診療所の届出をしない理由として、約70%が24時間対応の困難さを挙げた¹³。在宅療養支援診療所の81%が医師数1名の小規模な診療所であり¹⁴、24時間対応、急変時の対応及び看取りを行うための連携体制の構築が求められている。

② 訪問看護

訪問看護利用者約40.1万人/月のうち、医療保険による利用者は約9.9万人/月¹⁵、介護保険による訪問看護利用者が約30.2万人/月¹⁶である。

介護保険における請求事業所数でみると、訪問看護ステーションは5,978カ所¹⁶、訪問看護を実施する病院・診療所は1,909カ所である¹⁶。都道府県別に人口10万人当たりの訪問看護事業所数 (訪問看護ステーショ

⁸ 医療経済研究機構「退院準備から在宅ケアを結ぶ支援 (リエゾンシステム) のあり方に関する研究」(平成 19 年)

⁹ 厚生労働省「医療施設調査 (静態)」(平成 20 年)

¹⁰ 厚生労働省「患者調査」(平成 20 年)

¹¹ 厚生労働省保険局医療課調べ (平成 23 年)

¹² 厚生労働省保険局医療課調べ (平成 23 年) より算出

¹³ 福岡県医師会他「在宅療養支援診療所実態調査」(平成 19 年)

¹⁴ 厚生局データ (平成 23 年 7 月) より算出

¹⁵ 「訪問看護療養費調査」(平成 23 年)

¹⁶ 厚生労働省「介護給付費実態調査」(平成 23 年 12 月)

ン、訪問看護を実施している医療機関の合計）をみると、3.5から10.8とばらつきがみられる（全国値6.8）¹⁷。

従業員が5人未満の小規模な訪問看護ステーションが60%を占める¹⁸が、訪問看護ステーション1カ所あたり、平均26.8カ所の医療機関から訪問看護指示書が交付されており、平均17.3カ所の居宅介護支援事業所から居宅サービス計画書を受け取っている等、多くの医療機関や介護事業所と連携している実態が報告されている¹⁵。

③ 訪問歯科診療

在宅歯科医療を受けた患者は、約25,000人/日（歯科外来患者総数の1.9%）であり、そのうち、95.7%が65歳以上である¹⁰。

全歯科診療所67,779ヶ所のうち、訪問歯科診療を提供している歯科診療所は、8,214ヶ所（12.1%）である⁹。在宅又は介護施設等における療養を歯科医療面から支援する在宅療養支援歯科診療所は3,700ヶ所であるが¹⁹、都道府県別の歯科診療所に占める在宅療養支援歯科診療所の割合をみると、0.4%から36.1%とばらつきがみられる（全国値5.5%）²⁰。

要介護高齢者の約9割が歯科治療や専門的口腔ケアが必要とされているが、実際の受療者は約3割という報告もある²¹。口腔機能の低下や誤嚥性肺炎の予防等のためには、在宅療養者の歯科受療率の向上が課題となっている。

④ 訪問薬剤管理指導

介護保険の居宅療養管理指導を受けた者の数は、約11万人/月である²²。

全薬局 53,642 カ所²³のうち、在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局数は、42,163 ヶ所（78.4%）であるが¹¹、都道府県別に届出割合をみると、48.5%から 98.8%とばらつきがみられる（全国値 78.6%）¹²。

医療保険の在宅患者訪問薬剤管理指導及び介護保険の居宅療養管理

¹⁷ 厚生労働省「介護給付費実態調査」（平成 22 年）より算出

¹⁸ 日本看護協会「訪問看護事業所数の減少要因の分析及び対応策のあり方に関する調査研究事業」（平成 21 年）

¹⁹ 厚生労働省保険局医療課調べ（平成 21 年）

²⁰ 厚生労働省保険局医療課調べ（平成 21 年）より算出

²¹ 長寿科学総合研究事業「情報ネットワークを活用した行政・歯科医療機関・病院等の連携による要介護者口腔保健医療ケアシステムの開発に関する研究」（主任研究者河野正司）（平成 14 年）

²² 厚生労働省「介護給付費実態調査」（平成 22 年）

²³ 厚生労働省「衛生行政報告例」（平成 21 年）

指導を行っている薬局等を対象とした調査²⁴によると、患者の薬剤管理上の問題点として、薬剤の保管状況、服薬に関する理解不足、薬剤の飲み忘れ等が挙げられている。

(3) 急変時の対応

自宅での療養を希望していてもそれが実現できない理由として、急変時の対応に関する不安や家族への負担への懸念が挙げられる²⁵。急変時の対応に関する患者の不安の軽減や家族の負担の軽減が、在宅での療養を継続するための重要な課題である。そのため、訪問診療や訪問看護については24時間対応が可能な連携体制の構築、在宅療養支援病院や有床診療所については在宅療養患者の病状の急変時における円滑な受け入れが求められている。

(4) 在宅での看取り

60%以上の国民が、終末期においても可能なかぎり自宅での療養を望んでおり²⁵、患者や家族のQOLの維持向上を図りつつ療養生活を支えるとともに、患者や家族が希望した場合には、自宅で最期を迎えることを可能にする医療及び介護体制の構築が求められている。

また、高齢化の進展に伴い、介護施設等で最期を迎える者が増えていることから、在宅医療に係る機関が介護施設等による看取りを必要に応じて支援することが求められる。

我が国の在宅死亡率（自宅及び老人ホームでの死亡率）をみると、平成18年の14.5%から増加に転じ、平成22年の在宅死亡率は16.1%となっている¹。また、東京特別区及び政令指定都市等の大都市圏における在宅死亡率は17.9%と全国値より高くなっている¹。

第2 関係機関とその連携

1 目指すべき方向

前記「第1 在宅医療の現状」を踏まえ、個々の役割や医療機能、それを満たす各関係機関、さらにそれら関係機関相互の連携により、在宅医療が円滑に提供される体制を構築する。

(1) 円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制

① 入院医療機関と在宅医療に係る機関との協働による退院支援の実施

(2) 日常の療養支援が可能な体制

① 多職種協働により在宅療養者やその家族の生活を支える観点からの

²⁴ 平成19年度老人保健事業推進費等補助金「後期高齢者の服薬における問題と薬剤師の在宅患者訪問薬剤管理指導ならびに居宅療養管理指導の効果に関する調査研究」

²⁵ 「終末期医療に関する調査」（平成20年）

医療の提供

- ② 緩和ケアの提供
 - ③ 家族への支援
 - (3) 急変時の対応が可能な体制
 - ① 在宅療養者の病状急変時における往診体制及び入院病床の確保
 - (4) 患者が望む場所での看取りが可能な体制
 - ① 住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りの実施
- また、上記(1)から(4)の体制を構築するにあたり、地域における多職種連携を図りながら、24 時間体制で在宅医療が提供されることが重要である。こうした観点から、在宅医療において積極的役割を担う医療機関や在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付けていくことが望まれる。

2 各医療機能と連携

前記「1 目指すべき方向」を踏まえ、在宅医療の提供体制に求められる医療機能を下記(1)から(4)に示す。都道府県は、各医療機能の内容（目標、関係機関等に求められる事項等）について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

- (1) 円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制【退院支援】
 - ① 目標
 - ・ 入院医療機関と、在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療体制を確保すること
 - ② 入院医療機関に求められる事項
 - ・ 退院支援担当者を配置すること
 - ・ 退院支援担当者は、できる限り在宅医療に係る機関での研修や実習を受けること
 - ・ 入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援を開始すること
 - ・ 退院支援の際には、患者の住み慣れた地域に配慮した在宅医療及び介護資源の調整を心がけること
 - ・ 退院後、患者に起こりうる病状の変化やその対応について、退院前カンファレンスや文書・電話等で、在宅医療に係る機関との情報共有を十分図ること
- (医療機関の例)
 - ・ 病院・有床診療所
 - ※ 介護老人保健施設においても、在宅への移行に向けた取組みが行われている。
- ③ 在宅医療に係る機関に求められる事項

- ・ 在宅療養者のニーズに応じて、医療や介護を包括的に提供できるよう調整すること
- ・ 在宅医療や介護の担当者間で、今後の方針や病状に関する情報や計画を共有し、連携すること
- ・ 高齢者のみではなく、小児や若年層の在宅療養者に対する訪問診療、訪問看護、訪問薬剤指導等にも対応できるような体制を確保すること
- ・ 病院・有床診療所・介護老人保健施設の退院（退所）支援担当者に対し、地域の在宅医療及び介護資源に関する情報提供や在宅療養に関する助言を行うこと

（関係機関の例）

- ・ 病院・診療所
- ・ 訪問看護事業所
- ・ 薬局
- ・ 居宅介護支援事業所
- ・ 地域包括支援センター

※ 病院・診療所には、歯科を標榜するものを含む。以下同じ。

（2） 日常の療養支援が可能な体制【日常の療養支援】

① 目標

- ・ 患者の疾患、重症度に応じた医療（緩和ケアを含む）が多職種協働により、できる限り患者が住み慣れた地域で継続的、包括的に提供されること

② 在宅医療に係る機関に求められる事項

- ・ 相互の連携により、在宅療養者のニーズに対応した医療や介護が包括的に提供される体制を確保すること
- ・ 医療関係者は、地域包括支援センターが地域ケア会議において在宅療養者に関する検討をする際には積極的に参加すること
- ・ 地域包括支援センター等と協働しつつ、在宅療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること
- ・ がん（緩和ケア体制の整備）、認知症（身体合併等の初期対応や専門医療機関への適切な紹介）等、それぞれの疾患の特徴に応じた在宅医療の体制を整備すること

※ がん患者の在宅医療については、がんの医療体制構築に係る指針を参照。

- ・ 災害時にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む）を策定すること
- ・ 医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行うための体制を整備すること

- ・ 身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供する体制を構築すること

(関係機関の例)

- ・ 病院・診療所
- ・ 訪問看護事業所
- ・ 薬局
- ・ 居宅介護支援事業所
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 短期入所サービス提供施設

(3) 急変時の対応が可能な体制【急変時の対応】

① 目標

- ・ 在宅療養者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保すること

② 在宅医療に係る機関に求められる事項

- ・ 病状急変時における連絡先をあらかじめ在宅療養者やその家族に提示し、また、求めがあった際に 24 時間対応が可能な体制を確保すること
- ・ 24 時間対応が自院で難しい場合も、近隣の病院や診療所、訪問看護事業所等との連携により、24 時間対応が可能な体制を確保すること
- ・ 在宅医療に係る機関で対応できない急変の場合は、その症状や状況に応じて、搬送先として想定される入院医療機関と協議し入院病床を確保するとともに、搬送については地域の消防関係者へ相談する等連携を図ること

(関係機関の例)

- ・ 病院・診療所
- ・ 訪問看護事業所
- ・ 薬局

③ 入院医療機関に求められる事項

- ・ 在宅療養支援病院、有床診療所等において、連携している医療機関（特に無床診療所）が担当する在宅療養者の病状が急変した際に、必要に応じて一時受け入れを行うこと
- ・ 重症で対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する体制を構築すること

(医療機関の例)

- ・ 病院・診療所

(4) 患者が望む場所での看取りが可能な体制【看取り】

① 目標

- ・ 住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を確保すること

② 在宅医療に係る機関に求められる事項

- ・ 終末期に出現する症状に対する患者や家族の不安を解消し、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を構築すること
- ・ 患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療及び介護や看取りに関する適切な情報提供を行うこと
- ・ 介護施設等による看取りを必要に応じて支援すること

(関係機関の例)

- ・ 病院・診療所
- ・ 訪問看護事業所
- ・ 薬局
- ・ 居宅介護支援事業所
- ・ 地域包括支援センター

③ 入院医療機関に求められる事項

- ・ 在宅医療に係る機関で看取りに対応できない場合について、病院・有床診療所で必要に応じて受け入れること

(医療機関の例)

- ・ 病院・診療所

(5) 在宅医療において積極的役割を担う医療機関

前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、自ら 24 時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所を在宅医療において積極的役割を担う医療機関として医療計画に位置付けることが望ましい。

基本的には、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所等の中から位置付けられることを想定している。

① 目標

- ・ 在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと
- ・ 多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと
- ・ 在宅医療を担う研修を行うこと
- ・ 災害時および災害に備えた体制構築への対応を行うこと

- ・ 在宅療養者の家族への支援を行うこと
 - ・ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと
- ② 在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる事項
- ・ 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと
 - ・ 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護の資源が十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
 - ・ 在宅医療に係る医療及び介護関係者に必要な基本的知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
 - ・ 卒後初期臨床研修制度（歯科の場合、卒後臨床研修制度）における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
 - ・ 災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと
 - ・ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護や家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること
 - ・ 入院機能を有する医療機関においては、在宅療養者の病状が急変した際の一時受入れを行うこと
 - ・ 地域住民に対し、在宅医療の内容や地域の医療及び介護資源に関する情報提供を行うこと
- (6) 在宅医療に必要な連携を担う拠点
- 前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付けることが望ましい。
- 在宅医療に必要な連携を担う拠点は、標準的な規模の市町村の人口（7～10万人程度）につき1カ所程度を目途に設けられることを想定しており、医療計画に位置付ける際には市町村と十分に協議することが重要である。
- なお、前項の在宅医療において積極的役割を担う医療機関が在宅医療に必要な連携を担う拠点となることも想定される。
- ① 目標
- ・ 多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること
- ② 在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項

- ・ 地域の医療及び介護関係者による協議の場を定期的を開催し、在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- ・ 地域の医療及び介護資源の機能等を把握し、地域包括支援センター等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護にまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するように、関係機関との調整を行うこと
- ・ 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- ・ 在宅医療に関する人材育成及び普及啓発を実施すること

第3 構築の具体的な手順

1 現状の把握

都道府県は、在宅医療の体制を構築するに当たって、(1)(2)に示す項目を参考に、患者動向、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(3)に示す、医療機能ごとおよびストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(1)～(3)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

(1) 患者動向に関する情報

- ・ 往診を受けた患者数
- ・ 訪問診療を受けた患者数
- ・ 訪問歯科診療を受けた患者数
- ・ 訪問看護利用者数
- ・ 薬剤師による訪問薬剤指導の利用者数
- ・ 管理栄養士による訪問栄養指導の利用者数
- ・ 歯科衛生士による訪問歯科衛生指導の利用者数
- ・ 訪問リハビリテーション利用者数
- ・ 短期入所サービス（ショートステイ）の利用者数
- ・ 退院患者の平均在院日数（患者調査）
- ・ 在宅死亡者数（人口動態統計）

(2) 医療資源・連携等に関する情報

- ・ 在宅医療を担う関係機関の数とその位置（在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、在宅療養支援歯科診療所、訪問看護事業所等）
- ・ 在宅医療に携わる人員・体制（在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の医師数、訪問看護ステーションの看護師数、24時間体制を取ってい

る訪問看護ステーション数や看護師数等)

- ・ 連携の状況（関係機関間での診療情報や治療計画の共有の状況）

(3) 指標による現状把握

別表 11 に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、公的統計等により全都道府県で入手可能な指標（必須指標）と、独自調査やデータ解析等により入手可能な指標（推奨指標）に留意して、把握すること。

2 圏域の設定

- (1) 都道府県は、在宅医療提供体制を構築するに当たって、「第2 関係機関とその連携」を基に、前記「1 現状の把握」で収集した情報を分析し、退院支援、生活の場における療養支援、急変時の対応、看取りといった各区分に求められる医療機能を明確にして、圏域を設定する。
- (2) 医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。
- (3) 圏域を設定するに当たって、在宅医療の場合、医療資源の整備状況や介護との連携のあり方が地域によって大きく変わることを勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制（重症例を除く）や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう、市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源等の実情に応じて弾力的に設定する。
- (4) 検討を行う場合は、地域医師会等の関係団体、在宅医療及び介護に従事する者、住民・患者、市町村等の各代表が参画する。

3 連携の検討

- (1) 都道府県は、在宅医療提供体制を構築するに当たって、退院支援から生活の場における療養支援、急変時の対応、看取りまで継続して医療が行われるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮する。

また、医療機関、在宅医療及び介護の関係者及び地域医師会等の関係団体は、診療技術や知識の共有、連携する医療及び介護の関係機関等との情報の共有に努める。

さらに、都道府県は、在宅医療に係る機関の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、ケアマネジャー等について、地域の保健医療関係機関・団体等と連携し、必要な専門的・基礎的知識及び技術を習得させるための研修の実施等により人材育成に努める。

- (2) 保健所は、「地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推

進に関する基本的な指針」(平成6年厚生省告示第374号)の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」(平成19年7月20日健総発第0720001号健康局総務課長通知)を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等の関係団体と連携して医療機関相互の調整を行う等、積極的な役割を果たすこと。

- (3) 医療計画には原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称を記載する。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関等が複数の機能を担うこともある。

さらに、医療機関等の名称については、例えば医療連携体制の中で各医療機能を担う医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあっては、地域の実情に応じて記載することで差し支えないが、住民に分かりやすい周知に努めるものとする。

4 課題の抽出

都道府県は、「第2 医療機関とその連携」を踏まえ、「1 現状の把握」で明確にした現状について、指標により把握した数値となっている原因の分析を行い、地域の在宅医療の体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

その際、現状分析に用いたストラクチャー、プロセス、アウトカム指標の関連性も考慮し、病期・医療機能による分類も踏まえ、可能な限り医療圏ごとに課題を抽出する。

5 数値目標

都道府県は、良質かつ適切な在宅医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、「4 課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載する。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第7に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。

なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決するために必要な目標を設定することとする。

6 施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策・事業を実施することが重要である。都道府県は、「4 課題の抽出」に対応するよう「5 数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策・事業について、医療計画に記載する。

7 評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策・事業の進捗状況の評価については、1年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも5年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

8 公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策・事業やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよう努めるものとする。

別表1 がんの医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	予防		治療	療養支援
ストラクチャー指標	◎	禁煙外来を行っている医療機関数 【医療施設調査】		◎ 末期のがん患者に対して在宅医療を提供する医療機関数 【診療報酬施設基準】
	◎	敷地内禁煙をしている医療機関の割合 【医療施設調査】	◎ がん診療連携拠点病院数 【厚生労働省とりまとめ】	緩和ケアが提供できる訪問看護ステーション数
		禁煙指導を行っている薬局数	都道府県が認定するがん診療連携拠点病院に準ずる病院数	◎ 麻薬小売業免許取得薬局数 【麻薬・覚せい剤行政の概況】
		がん検診チェックリストの項目を8割以上実施している市区町村数	◎ 放射線治療を実施している医療機関数 【医療施設調査】	
			◎ 外来化学療法を実施している医療機関数 【医療施設調査】【診療報酬施設基準】	
			緩和ケア外来を実施している医療機関数	
			◎ 緩和ケアチームのある医療機関数 【医療施設調査】【診療報酬施設基準】	
			緩和ケアに関する基本的な知識を習得した医師数	
			◎ 緩和ケア病棟を有する病院数・病床数 【医療施設調査】【診療報酬施設基準】	
			◎ がんリハビリテーションを実施する医療機関数 【診療報酬施設基準】	
			栄養サポートチームによる栄養管理を実施している医療機関数	
			病理診断の体制が整備されている医療機関数	
			画像診断の体制が整備されている医療機関数	
			がんを専門とする医療従事者数	
			◎ 病理診断科医師数 【医師・歯科医師・薬剤師調査】	
			相談支援センターの設置医療機関数	
			◎ がん患者に対してカウンセリングを実施している医療機関数 【診療報酬施設基準】	
			院内がん登録を実施している医療機関数	
			必要な研修を受講したがん登録の実務を担う者を配置している医療機関数	
			がん診療に関するパンフレットを配布している医療機関数	
			ホームページでがん診療に関する情報提供を行っている医療機関数	
			診療ガイドライン等に基づき作成されたクリティカルパスを整備している医療機関数	
			◎ 医療用麻薬の処方を行っている医療機関数 【医療施設調査】	
プロセス指標	◎	喫煙率 【国民生活基礎調査】	◎ 悪性腫瘍手術の実施件数 【医療施設調査】	
	◎	がん検診受診率 【地域保健・健康増進事業報告】【国民生活基礎調査】	◎ 放射線治療の実施件数 【医療施設調査】	
			◎ 外来化学療法の実施件数 【医療施設調査】	
			◎ 緩和ケアの実施件数 【医療施設調査】	
			○ がんリハビリテーションの実施件数 【NDB】	
			抗がん剤の混合・調製の実施件数	
			○ 地域連携クリティカルパスに基づく診療計画策定等の実施件数 【NDB】	
			○ 地域連携クリティカルパスに基づく診療提供等の実施件数 【NDB】	
			地域連携クリティカルパスの導入率	
アウトカム指標				◎ がん患者の在宅死亡割合 【人口動態統計】
	◎	年齢調整死亡率 【都道府県別年齢調整死亡率(業務・加工統計)】		

◎:必須指標、○:推奨指標

別表2 脳卒中の医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	予防	救護	急性期	回復期	維持期
ストラ ク チャー 指標		○ 脳血管疾患により救急搬送された患者数 【患者調査(個票)】	◎ 神経内科医師数、脳神経外科医師数 【医師・歯科医師・薬剤師調査】		
			脳卒中を専門とする医療従事者数		
			◎ 救命救急センターを有する病院数 【医療施設調査】		
			◎ 脳卒中の専門病室を有する病院数・病床数 【医療施設調査】【診療報酬施設基準】		
			◎ 脳梗塞に対するt-PAによる脳血栓溶解療法の実施可能な病院数 【診療報酬施設基準】		
			脳外科手術が実施可能な医療機関数		
			脳血管内手術が実施可能な医療機関数		
		◎ リハビリテーションが実施可能な医療機関数 【診療報酬施設基準】			
プロセ ス指 標	◎ 健康診断・健康診査の受診率 【国民生活基礎調査】	発症から救急通報を行うまでに要した平均時間	○ 脳梗塞に対するt-PAによる脳血栓溶解療法適用患者への同療法実施件数 【NDB】	入院中のケアプラン策定率	
	◎ 高血圧性疾患患者の年齢調整外来受療率 【患者調査】	◎ 救急要請(覚知)から医療機関への収容までに要した平均時間 【救急・救助の現状】	○ くも膜下出血に対する脳動脈瘤クリッピング術の実施件数 【NDB】		
			○ くも膜下出血に対する脳動脈瘤コイル塞栓術の実施件数 【NDB】		
			○ 早期リハビリテーションの実施件数 【NDB】		
			○ 地域連携クリティカルパスに基づく診療計画作成等の実施件数 【NDB】	○ 地域連携クリティカルパスに基づく回復期の診療計画作成等の実施件数 【NDB】	
			地域連携クリティカルパス導入率		
	アウト カム指 標				○ 在宅等生活の場に復帰した患者の割合 【患者調査(個票)】
退院時のmRSスコア0～2の割合					脳卒中を主な原因とする要介護認定患者数(要介護度別)
					脳卒中の再発率
◎ 退院患者平均在院日数 【患者調査】				◎ 脳血管疾患患者の在宅死亡割合 【人口動態統計】	
◎ 年齢調整死亡率 【都道府県別年齢調整死亡率(業務・加工統計)】					

◎: 必須指標、○: 推奨指標

別表3 急性心筋梗塞の医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	予防	救護	急性期	回復期	再発予防
ストラクチャー指標	◎禁煙外来を行っている医療機関数 【医療施設調査】	○虚血性心疾患により救急搬送された患者数 【患者調査(個票)】	◎循環器内科医師数、心臓血管外科医師数 【医師・歯科医師・薬剤師調査】		
			◎救命救急センターを有する病院数 【医療施設調査】		
			◎心筋梗塞の専用病室(CCU)を有する病院数・病床数 【医療施設調査】		
			冠動脈造影検査、治療が実施可能な病院数		
			◎大動脈バルーンパンピング法が実施可能な病院数 【診療報酬施設基準】		
			心臓血管手術が実施可能な病院数		
	◎心臓リハビリテーションが実施可能な医療機関数 【診療報酬施設基準】				
プロセス指標	◎健康診断・健康診査の受診率 【国民生活基礎調査】	発症から救急通報を行うまでに要した平均時間	○急性心筋梗塞に対する経皮的冠動脈形成手術件数 【NDB】		
	◎高血圧性疾患患者の年齢調整外来受療率 【患者調査】	◎救急要請(覚知)から医療機関への収容までに要した平均時間 【救急・救助の現状】	○虚血性心疾患に対する心臓血管外科手術件数 【NDB】		
	◎脂質異常症患者の年齢調整外来受療率 【患者調査】	◎心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された件数 【救急・救助の現状】	来院から心臓カテーテル検査までに要した平均時間		
	◎糖尿病患者の年齢調整外来受療率 【患者調査】	医療機関収容までに心停止していた患者の割合	地域連携クリティカルパス導入率		
	◎喫煙率 【国民生活基礎調査】	心肺停止を目撃してから除細動(AED)までの時間			
アウトカム指標				○在宅等生活の場に復帰した患者の割合 【患者調査(個票)】	
			◎退院患者平均在院日数 【患者調査】		
	◎年齢調整死亡率 【都道府県別年齢調整死亡率(業務・加工統計)】				

◎:必須指標、○:推奨指標

別表4 糖尿病の医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	初期・安定期治療		専門治療	急性増悪時治療	慢性合併症治療
ストラクチャー指標	◎	糖尿病内科(代謝内科)の医師数 【医師・歯科医師・薬剤師調査】	教育入院を行う医療機関数	急性合併症の治療を行う医療機関数	糖尿病網膜症の治療が可能な医療機関数
	◎	糖尿病内科(代謝内科)を標榜する医療機関数 【医療施設調査】	糖尿病を専門とする医療従事者数		◎ 糖尿病足病変に関する指導を実施する医療機関数 【診療報酬施設基準】
		糖尿病教室等の患者教育を実施する医療機関数			歯周病専門医の在籍する歯科医療機関数
プロセス指標	◎	健康診断・健康診査の受診率 【国民生活基礎調査】			
	◎	高血圧性疾患患者の年齢調整外来受療率 【患者調査】			
		健診を契機に受診した患者数			
		地域連携クリティカルパス導入率			
アウトカム指標		有病者数・有病率、予備軍数			糖尿病に合併する脳卒中、心筋梗塞の発症率
		治療中断率(医師の判断によらないものに限る)			糖尿病による失明発症率
		薬物療法からの離脱実績			糖尿病腎症による新規透析導入率
			◎	退院患者平均在院日数 【患者調査】	
	◎	年齢調整死亡率 【都道府県別年齢調整死亡率(業務・加工統計)】			

◎: 必須指標、○: 推奨指標

別表5 精神疾患の医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	予防・アクセス (うつ病を含む)		治療・回復・社会復帰 (うつ病を含む)		精神科救急・身体合併症・専門医療					
					精神科救急		身体合併症		専門医療	
ストラクチャー指標	○	かかりつけ医等心の健康対応力向上研修参加者数 【事業報告】	◎	精神科を標榜する病院・診療所数、精神科病院数 【医療施設調査】	◎	精神科救急医療施設数 【事業報告】	◎	精神科救急・合併症対応施設数 【事業報告】	◎	児童思春期精神科入院医療管理加算届出医療機関数 【診療報酬施設基準】
		GP連携会議の開催地域数、及び紹介システム構築地区数	◎	精神科病院の従事者数 【病院報告】	◎	精神医療相談窓口及び精神科救急情報センターの開設状況 【事業報告】	◎	救命救急センターで「精神科」を有する施設数 【医療施設調査】	◎	小児入院医療管理料5届出医療機関数 【診療報酬施設基準】
				往診・訪問診療を提供する精神科病院・診療所数	◎	精神科救急入院料・精神科急性期治療病棟入院料届出施設数 【診療報酬施設基準】	◎	入院を要する救急医療体制で「精神科」を有する施設数 【医療施設調査】	◎	重度アルコール依存症入院医療管理加算届出医療機関数 【診療報酬施設基準】
			◎	精神科訪問看護を提供する病院・診療所数 【医療施設調査】	◎	精神科救急医療体制を有する病院・診療所数 【医療施設調査】	◎	精神病床を有する一般病院数 【医療施設調査】	○	医療観察法指定通院医療機関数 【指定通院医療機関の指定】
プロセス指標	◎	保健所及び市町村が実施した精神保健福祉相談等の被指導実人員・延人員 【地域保健・健康増進事業報告】	◎	精神科地域移行実施加算 【診療報酬施設基準】	◎	精神科救急医療機関の夜間・休日の受診件数、入院件数 【事業報告】	○	副傷病に精神疾患を有する患者の割合 【患者調査(個票)】	○	在宅通院精神療法の20歳未満加算 【NDB】
	◎	精神保健福祉センターにおける相談等の活動 【衛生行政報告例】	○	非定型抗精神病薬加算1(2種類以下) 【NDB】	◎	精神科救急情報センターへの相談件数 【事業報告】	○	精神科身体合併症管理加算 【NDB】		
	◎	保健所及び市町村が実施した精神保健福祉訪問指導の被指導実人員・延人員 【地域保健・健康増進事業報告】		向精神薬の薬剤種類数(3剤以上処方率)	◎	年間措置患者・医療保護入院患者数(人口10万あたり) 【衛生行政報告】				
	◎	精神保健福祉センターにおける訪問指導の実人員・延人員 【衛生行政報告例】		抗精神病薬の単剤率	○	保護室の隔離、身体拘束の実施患者数 【精神保健福祉資料】				
			○	精神障害者社会復帰施設等の利用実人員数 【精神保健福祉資料】						
			◎	精神障害者手帳交付数 【衛生行政報告例】						
			○	精神科デイ・ケア等の利用者数 【精神保健福祉資料】						
			○	精神科訪問看護の利用者数 【精神保健福祉資料】						
アウトカム指標	◎	こころの状態 【国民生活基礎調査】	○	1年未満入院者の平均退院率 【精神保健福祉資料】						
			○	在院期間5年以上かつ65歳以上の退院患者数 【精神保健福祉資料】						
			○	3カ月以内再入院率 【精神保健福祉資料】						
			◎	退院患者平均在院日数 【患者調査】						
	◎	自殺死亡率(人口10万あたり) 【人口動態統計】								

◎: 必須指標、○: 任意指標

別表6 救急医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	救護		救命医療		入院救急医療		初期救急医療		救命期後医療	
ストラクチャー指標	◎	救急救命士の数 【救急・救助の現状】	救急医療に携わる医師数、看護師数、薬剤師数、放射線技師数							
		医療従事者の救急蘇生法講習の受講率	◎	救命救急センターの数 【医療施設調査】【救急医療体制調査】	◎	2次救急医療機関の数 【救急医療体制調査】	◎			初期救急医療施設の数 【医療施設調査】
	◎	住民の救急蘇生法講習の受講率 【救急・救助の現状】	◎	特定集中治療室を有する病院数・病床数 【医療施設調査】		医療従事者の2次救命処置講習の受講率				
	○	AEDの公共施設における設置台数 【都道府県調査】								
	◎	救急車の稼働台数 【救急・救助の現状】								
	◎	救急救命士が同乗している救急車の割合 【救急・救助の現状】								
	○	地域メディカルコントロール協議会の開催回数 【都道府県調査】								
	◎	救急患者搬送数 【救急・救助の現状】								
プロセス指標		救命の現場に居合わせた者による救命処置実施率	◎	都道府県の救命救急センターの充実度評価Aの割合 【救命救急センターの評価結果】			◎	一般診療所のうち、初期救急医療に参画する機関の割合 【医療施設調査】	○	救急搬送患者の地域連携受入件数 【NDB】
	◎	心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された件数 【救急・救助の現状】								
		一般市民のAED使用症例の事後検証実施率								
		救急救命士によって行われる特定行為の件数								
	◎	救急要請（覚知）から救急医療機関への搬送までに要した平均時間 【救急・救助の現状】								
		1時間以内に救命救急センターに搬送可能な地域の人口カバー率								
		救命救急センターにおいて、消防機関からの救急搬送受入要請に対して実際に受け入れた患者の割合（救急搬送応需率）								
	◎	救急車で搬送する病院が決定するまでに、要請開始から30分以上、あるいは4医療機関以上に要請を行った件数、全搬送件数に占める割合（受け入れ困難事例） 【22年度中の救急搬送における医療機関の受入状況実態調査】								
		二次輪番病院の輪番日における、消防機関からの救急搬送受入要請に対して実際に受け入れた患者の割合	二次輪番病院の輪番日における、消防機関からの救急搬送受入要請に対して実際に受け入れた患者の割合							
		地域メディカルコントロール協議会で事後検証を行った症例数								
アウトカム指標	◎	心肺機能停止患者の1ヶ月後の予後 【救急・救助の現状】								

◎：必須指標、○：推奨指標

別表7 災害時における医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	災害拠点病院		災害急性期の応援派遣		災害中長期の応援派遣	
ストラ ク チャー 指標		病院の耐震化率（耐震化された病院数／全病院数）				
		災害対応マニュアル（業務継続計画を含む。）を策定している病院の割合				
		広域災害・救急医療情報システム（EMIS）へ登録している病院の割合				
		災害時の通信手段を確保している病院の割合				
	○	すべての施設が耐震化された災害拠点病院の割合 【都道府県調査】		DMAT等緊急医療チームの数及びチームを構成する 医療従事者の数		
	○	災害拠点病院のうち、災害に備えて医療資器材の備蓄を行っている病院の割合 【都道府県調査】		災害時に応援派遣可能な医療従事者の総数		
	○	災害拠点病院のうち、受水槽の保有や、井戸設備の整備を行っている病院の割合 【都道府県調査】				
	○	災害拠点病院のうち、食料や飲料水、医薬品等を3日分程度備蓄している病院の割合 【都道府県調査】				
○	災害拠点病院のうち、食料や飲料水、医薬品等の物資の供給について、関係団体と締 結を結び優先的に供給される体制を整えている病院の割合 【都道府県調査】					
○	災害拠点病院のうち、病院敷地内にヘリポートを有している病院の割合 【都道府県調査】					
プロセ ス指標		各地域における防災訓練に参加した医療従事者数				
		EMISの操作等の研修・訓練を定期的実施している病院の割合				
		災害対応マニュアル（業務継続計画を含む。）を定期的に見直している病院の割合				
		災害時の搬送先を確保している病院の割合				
	○	災害拠点病院のうち、傷病者が多数発生した場合を想定した災害実働訓練を実施した 病院の割合 【都道府県調査】	○	災害時の医療チーム等の受入を想定し、都道府県が派遣調整本部のコーディネート機能の確認を行う災害 実働訓練実施回数 【都道府県調査】		
	○	基幹災害拠点病院が、地域災害拠点病院の職員に対して実施した災害医療研修 （実施回数×人数等） 【都道府県調査】	○	災害時の医療チーム等の受入を想定し、保健所管轄区域や市町村単位等で地域災害医療対策会議の コーディネート機能の確認を行う災害実働訓練実施箇所数及び回数 【都道府県調査】		
	○	基幹災害拠点病院における県下の災害関係医療従事者を対象とした研修の実施回数 【都道府県調査】				
アウト カム指 標						

◎：必須指標、○：推奨指標

別表8 へき地の医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	保健指導		へき地診療		へき地診療の支援医療		行政機関等の支援	
ストラ ク チャー 指標	○	へき地の数 【無医地区等調査】						
	保健指導の場の数		○	へき地診療所の数 【へき地保健医療対策事業の現状調べ】	○	へき地医療拠点病院の数 【へき地保健医療対策事業の現状調べ】		
			○	へき地診療所の医師数 【へき地保健医療対策事業の現状調べ】				
			○	へき地診療所の病床数 【へき地保健医療対策事業の現状調べ】				
				へき地の歯科診療所数				
プロセ ス指 標	へき地における保健師による保 健指導の延べ日数				○	へき地医療拠点病院からへき地 への医師派遣実施回数及び派遣 日数 【へき地保健医療対策事業の現状調べ】	○	へき地医療支援機構からへき地へ の医師（代診医含む）派遣実施回 数 【へき地保健医療対策事業の現状調べ】
	応急手当受講率				○	へき地医療拠点病院からへき地 への巡回診療実施回数、延べ日 数及び延べ受診患者数 【へき地保健医療対策事業の現状調べ】	○	へき地医療支援機構における専任 担当官のへき地医療支援業務従 事日数 【へき地保健医療対策事業の現状調べ】
	医療機能情報公開率					へき地からの紹介患者受け入れ 数		
アウト カム指 標								

◎：必須指標、○：推奨指標

別表9 周産期医療の医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	正常分娩		地域周産期母子医療センター		総合周産期母子医療センター		療養・療育支援	
ストラ ク チャー 指標	◎	産科医及び産婦人科医の数（人口10万人あたり、出産1000人あたり） 【医師・歯科医師・薬剤師調査】					在宅療養・療育を行う医療機関の数	
	◎	分娩取扱施設に勤務する産科医及び産婦人科医の数 【医療施設調査】					重症心身障害児の数	
		分娩を取扱う医師数（分娩取扱施設に勤務する医師のうち、分娩を取扱う産科医及び産婦人科医の数）					小児在宅人工呼吸器患者数	
		新生児専門医、母体・胎児専門医の数				◎	身体障害者手帳交付数（18歳未満） 【福祉行政報告】	
	◎	助産師数 【医療施設調査】、【衛生行政報告例】					療養療育施設入所児童数	
	◎	分娩を取扱う産科又は産婦人科病院数 【医療施設調査】		新生児診療を担当する医師数				
	◎	分娩を取扱う産科又は産婦人科診療所数 【医療施設調査】	◎	NICUを有する病院数・病床数（人口10万人あたり、出生1000人あたり） 【医療施設調査】				
		分娩を取り扱う助産所数		GCUを有する病院数・病床数（人口10万人あたり、出産1000人あたり）				
		院内助産所数	◎	MFICUを有する病院数・病床数（人口10万人あたり/出産1000人あたり） 【医療施設調査】				
			◎	ハイリスク分娩管理加算届出医療機関数 【診療報酬施設基準】				
			ドクターカーなど新生児搬送用救急車を保有する医療圏の数					
プロセ ス指 標	◎	出生率 【人口動態統計】						
	◎	合計特殊出生率 【人口動態統計】						
	◎	低出生体重児出生率 【人口動態統計】						
	◎	分娩数（帝王切開件数を含む。）（人口10万人あたり） 【医療施設調査】						
		正常分娩数	◎	NICU入室児数（人口10万人あたり、出生1000人あたり） 【医療施設調査】				
	◎	産後訪問指導を受けた割合 【地域保健・健康増進事業報告】		NICU平均在院日数				
				母体搬送数（人口10万人あたり、出産1000人あたり）				
				新生児搬送数				
				救急搬送要請から周産期医療機関収容までに要した平均時間				
				搬送先医療機関の選定において問い合わせた周産期医療機関数				
MFICUと救命センターが連携した症例数								
アウト カム指 標	◎	新生児死亡率 【人口動態統計】				◎	乳児死亡率 【人口動態統計】	
	◎	周産期死亡率 【人口動態統計】				◎	乳幼児死亡率 【人口動態統計】	
	◎	妊産婦死亡率 【人口動態統計】						
	◎	死産率 【人口動態統計】						

◎：必須指標、○：推奨指標

別表10 小児医療の医療体制構築に係る現状把握のための指標例

相談支援等		一般小児医療		地域小児医療センター		小児中核病院			
		一般小児医療	初期小児救急	小児専門医療	入院小児救急	高度小児専門医療	小児救命救急医療		
ストラ ク チャー 指標		小児救急啓発事業における講習会実施回数	◎	一般小児医療を担う病院・診療所数 【医療施設調査】		地域小児医療センター数		小児中核病院数	
	○	小児救急電話相談の件数 【都道府県調査】	○	小児科標榜診療所に勤務する医師数 【医療施設調査(個票)】	◎	NICUを有する病院数・病床数 【医療施設調査】	◎	PICUを有する病院数・病床数 【医療施設調査】	
	○	小児救急電話相談回線数 【都道府県調査】	◎	小児歯科を標榜する歯科診療所数 【医療施設調査】					
	○	小児救急電話相談における深夜対応の可否 【都道府県調査】	◎	小児医療に係る病院勤務医数 【医療施設調査】					
			◎	小児入院管理料を算定している病院数・病床数 【診療報酬施設基準】					
			◎	地域連携小児夜間・休日診療料の届出医療機関数 【診療報酬施設基準】					
			◎	救急外来にて院内トリアージを行っている医療機関数 【診療報酬施設基準】					
				院内保育士数					
				重点化指数(小児科を標榜する病院一施設当たりの小児科医数、小児人口、年間入院患者数、外来受診者数、救急・時間外受診者数の平均値と標準偏差 値及びこれらの推移)					
				24時間365日の対応が可能な体制が確保されている小児救急医療圏の整備率					
◎	小児人口 【住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査】								
◎	出生率 【人口動態統計】								
プロセ ス指標				初期医療機関から入院を要する医療を担う医療機関又は 高次機能医療機関への患者転送件数					
				時間外受入患者のうち開業医が対応したものの割合					
				入院を要する医療を担う医療機関において、消防機関からの救急搬送受入要請に対して実際に受け入れた患者の割合					
				高次病院への搬送件数					
				医療従事者の救急蘇生法講習の受講率					
				医療従事者の小児二次救命処置講習の受講率					
				夜間休日診療に関する選定療養費を算定している医療機関数					
			◎	特別児童扶養手当数、児童育成手当(障害手当)数、障害児福祉手当交付数、身体障害者手帳交付数(18歳未満) 【福祉行政報告例】等					
	アウト カム指 標	◎	乳児死亡率 【人口動態統計】						
◎		乳幼児死亡率 【人口動態統計】							
◎		小児(15才未満)の死亡率 【人口動態統計】							

◎: 必須指標、○: 推奨指標

別表11 在宅医療の体制構築に係る現状把握のための指標例

	退院支援		日常の療養支援		急変時の対応		看取り	
ストラクチャー指標	◎	在宅療養支援診療所数、在宅療養支援診療所(有床診療所)の病床数、在宅療養支援診療所で在宅医療に携わる医師数(市区町村別)【診療報酬施設基準】						
	◎	在宅療養支援病院数、在宅療養支援病院の病床数、在宅療養支援病院で在宅医療に携わる医師数(市区町村別)【診療報酬施設基準】						
	◎	在宅療養支援歯科診療所数(市区町村別)【診療報酬施設基準】						
	◎	訪問看護事業所数(都道府県別)【介護給付費実態調査】、訪問看護ステーションの従業者数(都道府県別)【介護サービス施設・事業所調査】						
	○	24時間体制を取っている訪問看護ステーションの従業者数(市区町村別)【介護サービス施設・事業所調査(個票解析)】						
	◎	麻薬小売業の免許を取得している薬局数(市区町村別)【都道府県調査】、訪問薬剤指導を実施する薬局数(市区町村別)【診療報酬施設基準】						
	○	管理栄養士による訪問栄養指導を提供している事業所数、居宅療養管理指導を提供している管理栄養士数(市区町村別)【市区町村調査】						
	○	歯科衛生士による訪問指導を提供している事業所数、居宅療養管理指導を提供している歯科衛生士数(市区町村別)【市区町村調査】						
	◎	訪問リハビリテーション事業所数(都道府県別)【介護給付費実態調査】						
	○	退院支援担当者を配置している診療所・病院数(市区町村別)【医療施設調査(個票解析)】	○					短期入所サービス(ショートステイ)事業所数(市区町村別)【介護サービス施設・事業所調査(個票解析)】
						○	ターミナルケアに対応する訪問看護ステーション数(市区町村別)【介護サービス施設・事業所調査(個票解析)】	
						○	看取りに対応する介護施設数(市区町村別)【都道府県調査】	
プロセス指標	◎	退院患者平均在院日数(都道府県別)【患者調査】	○	訪問診療を受けた患者数(二次医療圏別)【NDB】	○	往診を受けた患者数(二次医療圏別)【NDB】		
				訪問歯科診療を受けた患者数				
		○	訪問看護利用者数(二次医療圏別、都道府県別)【NDB、訪問看護療養費調査、介護給付費実態調査】					
			訪問薬剤管理指導を受けた者の数					
			訪問栄養食事指導を受けた者の数					
			訪問歯科衛生指導(歯科衛生士)を受けた者の数					
		○	小児(乳幼児、乳児)の訪問看護利用者数(都道府県別)【訪問看護療養費調査】					
	◎	訪問リハビリテーション利用者数(都道府県別)【介護給付費実態調査】						
	○	短期入所サービス(ショートステイ)利用者数(市区町村別)【介護サービス施設・事業所調査(個票解析)】						
アウトカム指標						○	在宅死亡者数(市区町村別)【人口動態統計(個票解析)】	

◎: 必須指標、○: 推奨指標